〔チーム研究 8-2〕児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究(2)（主任研究者 山本恒雄）

児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究 2
保護者援助手法の効果、妥当性、評価、適応に関する実証的研究

子ども家庭福祉研究部　山本恒雄・庄司順一・有村大士
非常勤研究員　板倉孝枝（京都府立大学大学院）
研修員　佐藤和宏（神奈川県保健福祉部）
NPO 法人子育て運動えん　伊藤悠子
厚生労働省雇用均等・児童家庭局　太田和男
大阪市中央児童相談所　久保樹里
神奈川県中央児童相談所　鈴木浩之
大阪府中央子ども家庭センター　中島　淳
神奈川県相模原児童相談所　根本　顕
児童養護施設神戸少年の町　野口啓示
関西学院大学　前橋信和
NPO 法人チャイルド・リソースセンター　宮口智恵

要　約

この研究は、児童相談所が児童虐待相談に対応するための課題において、平成 19 年度の児童虐待の防止に関する法律と児童福祉法の一部改正による、児童相談所等が実施する保護者への援助の強化と、それに関する厚生労働省の通知（2008）[1]をふまえ、様々な保護者援助の手法について、その効果、妥当性、評価や適応する保護者のみきわめについて検討を加えることを目指して計画された。

平成 20 年度の研究結果として、これまで児童相談所の児童虐待相談における保護者支援プログラムについては、プログラムの種類、設定内容、手法についての情報共有を図る調査研究がいくつか実施されてきたが、基本的な児童相談所のソーシャルワークやケースワークの枠組みにおける実施状態について、調査的な情報レベルではあるが、その全般的な実態と課題をいくらか明らかにすることができた。

この調査によれば、多くの保護者指導・支援は、厳密に特定のプログラムを維持するよりも、むしろ応用と折衷による柔軟性にポイントが置かれていた。こうした実態からうかがえることは、児童相談所が実施している保護者指導・支援とは、固定的なプログラムによるものではなく、ソーシャルワークやケースワークにおける指導・援助の様々な局面で、その都度明らかになってくる課題に対して、柔軟に対応のねらいや手法を変えることによって行われているということである。おそらくその結果として、保護者指導のねらいやそれに適用される手法について、経験的な手順や期待できる効果についての知識の蓄積が想定される。こうした視点から児童相談所における保護者指導の展開を構造的に理解し、その適応性や期待できる効果を評価できるデータを蓄積することは、複雑化する児童虐待相談において、今後、より適切で効果的な保護者指導を策定する上で、必要な枠組みを提供するものとなることが期待される。

なお宿泊プログラムについては特に宮城県で実施されていた宿泊プログラムについて調査を実施し、宿泊プログラムの今後の展開可能性について検討を加えた。

キーワード：家族再統合　児童相談所　保護者援助

A Study on the System for Supporting Family Preservation in the Child Guidance Centers 2: Efficiency, Validity, Evaluation and Discerning of the Parents' Supporting Methods

Tsuneo YAMAMOTO, et al.

Abstract：This study is aimed at adding consideration to efficiency, validity, evaluation, and discerning of the parents who adjust to various parents' supporting methods; based on the strengthening supporting practices operated by the Child Guidance Center and the concerning notice made by the Ministry of Labor, Health and Welfare. They are parts of amendment Child Abuse Prevention Law and Child Welfare Law in 2008, regarding the issues dealing with guidance on child abuse at the Child Guidance Center.

As a result, it has clarified the overall actual conditions and issues under the framework of fundamental social work or casework at the Child Guidance Center, besides those parent-supporting programs. The characteristics of guidance for parents were much weighted on the flexibility in application and compromise of those programs. It showed that in the process of guidance in social work or casework, the aim or the method changes in each stage followed by the issues. It could be predicted experimental procedure and accumulating of knowledge on expecting effects.

In addition to the study, it has considered the significance and the content of the Miyagi Prefectural program called 'SUKOYAKA HOUSE', provided day and night care.

Keywords：Family Preservation, the Child Guidance Center, Parents' Support

I.　研究目的

子ども虐待対応における児童相談所等による保護者・家族支援については、平成19年度の児童虐待の防止に関する法律と児童福祉法の一部改正においても、その強化が規定されている。しかし、その援助課題は極めて複雑かつ困難であり、多様な課題状況に対応するための様々な援助手法については、未だその手順・内容や効果・妥当性の評価、適応する保護者のみきわめ等について未整理な状態にある。また、平成19年度こども未来財団の委託研究：児童関連サービス調査研究等事業「児童相談所における家族再統合援助のあり方に関する研究～実践事例の収集・分析（主任研究者 才村 純）」[2]によって、分離保護された子どもの家庭復帰にあたっての保護者援助ガイドラインとチェックリストが作成され、厚生労働省の通知により、虐待の再発防止を図るための保護者援助についての一層の強化が図られているところである。*

*このガイドラインとチェックストについては今後、なお継続的な検証による洗練作業が継続されることとなっている。

本研究は、現在全国の児童相談所で実施されている様々な保護者支援・家族支援手法について、その実態を把握し、効果や評価の方法、妥当性等について調査と検証を行うことにより、今後の保護者援助において、より効果的な手法適用上のポイントとなるべき留意点や課題を整理し、それぞれの手法の効果的な活用方法と発展可能性を明らかにすることを目的とする。研究は３年計画とし、今回の研究報告はその１年目の報告である。

II.　研究方法

全国の児童相談所が子ども虐待相談対応において実施してきた保護者支援・家族支援の実態については、これまでにいくつかの調査研究がなされており、それらを基にして本研究では平成19（2008）年度に全国の児童相談所で実施されてきた虐待相談における保護者支援の実態について調査し、児童相談所での子ども虐待対応における保護者支援・家族支援プログラム実施の様態やその位置づけ、特定のプログラムとして識別される方法の実態等について分析する。それらの結果をもって保護者支援・家族支援の手順・内容やその効果の評定、妥当性、適応する保護者のみきわめ等について検討し、今後の保護者援助において、より効果的な手法適用上のポイントとなるべき留意点や課題を整理し、それぞれの手法の効果的な活用方法と発展可能性に資することを目指す。調査としては全国児童相談所へのアンケート調査及びヒアリング調査を行う。平成20年度は全国のアンケート調査、および一部のヒアリング調査を実施した。

（倫理面への配慮）

個人情報の扱いについては、当該個人が特定されるような情報の排除を心がけ、調査においては個別事例ごとに区分される情報の収集は極力行わず、一般化された選択項目の設定と数値化された情報の集計を行なうことによって個人が特定されることが無いよう配慮した。その結果、情報収集にあたって当該個人の同意は不要とし、組織としての回答をもって情報収集の同意とすることとした。なお、この調査については日本子ども家庭総合研究所 倫理規定委員会の審査による承認を受けている。

III.　研究結果

1. これまでの研究の概観

1-1.　包括的な視点

本研究の出発点は、才村　純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究」[3]にある。その結語において「地域におけるケアシステムのグランドデザイン」の描出と「地域におけるグランドデザインに立脚した児童相談所の役割」が重要な課題とされており、保護者支援は単なる個別領域のプログラムや児童相談所だけのプログラムとして完結することではなく、より包括的な視点から地域社会におけるソーシャルネットワークの試みの中に位置づけ、探求されるべきであるとされている。今一度、その観点を確認しておく。

子ども虐待対応の社会的な動きについてD. Finkelhorは、その第一段階を子ども虐待についての世間の認知の高まり、安全のニーズを脅かされた子どもの危機についての気づきと通告の増加、公的機関の保護機能の強化であるとし、第二段階を、より隠れた虐待である性的虐待への世間の注目と公的機関の介入に対するバックラッシュの高まり、修復すべき親子・家族への支援ニーズへの注目として描いている。(Finkelhor 2002)[4] Finkelhor

は2002年の時点でアメリカ合衆国における虐待対応はこの第二段階に伴って高まりをみせたバックラッシュをほぼ通過したと評価しているが、日本の最近の状況をみると、我々はようやくその入口にさしかかった状況にあるように見える。

子ども虐待をひとりの子どもの危機への対応から、親子のつまづき、家族の危機の修復、そして近隣・地域のネットワークによる支援、社会の気づきと態度形成、国家・行政の課題へまでズームアウトさせていく視点の移動途上で、また社会全体が子ども虐待を認知し、その対応課題を検討していく歴史的経過の途上で、保護者援助の課題は検討されてきた。そのひとつの先行例がアメリカ合衆国の虐待対応の経過であり、しばしばその経過は制度、体制、文化の違いにもかかわらず、日本における事象を考える上での先行例、類比同定の対象となってきた。それは細部への注目による発想や手法の取り入れと、大局における予兆の察知という二つのメリットが経験的に学習されてきたからである。

表1.（次ページ）は2002年時点での親への支援に関するアメリカ合衆国での検討の総括概（Daro, Donnelly 2002）[5]をまとめ直したものである。保護者支援が個々のプログラムの評価から社会政策までを含む事象であり、その中にはまだ日本が経験しておらず、評価し終えていない課題が調査され、検討されている。特に検討枠組みの立て方、家庭訪問プログラムの評価、親グループにおけるペアレンティング教育と個別支援の併用の効果、また家庭訪問プログラムやグループ教育と個別支援の併用における効果についての検討が注目される。特にこれらのプログラムの効果について、その直接の援助期間が2年か2年を超える場合に顕著で持続的な有効性が認められるとされていることが注目される。現在の日本の児童福祉法第28条の家庭裁判所の施設措置承認の期限は2年とされているが、この期限設定の妥当性について今後、立証性のある検討を加える必要があるかもしれない。

ただし、アメリカには日本におけるような児童相談所が子どもを分離保護し、施設入所させた上で実施する実親子・家族の修復のための指導・支援プログラムと同じようなプログラム制度は無い。多くは基本的に在宅における期限つき観察下での支援である。あるいは、より短期の分離保護から裁判所の裁定を通じて在宅指導へ移行しているか、虐待を問われた保護者が裁判所命令によって家を出て生活し、家族と自宅への再接近・再接触のために指導教育と査定を受けている状態での取り組みである。重症と評価され親子関係の回復が早期には困難とされる事例は親権を外され、長期の里親委託となっている。

今一度、リスクを抱えた保護者援助についてのアメリカ合衆国でのアプローチの位置を眺め直すと、まず、マスメディアを通じた一般社会全体へのキャンペーンによる意識と態度の形成の領域があり、次に初産と十代出産・養育に関する包括的な継続支援、ソーシャルネットワークの形成とその関係の維持など、地域社会の広い範囲を対象としたアプローチがあり、それらの社会的・文化的、あるいは地域社会を基盤にした様々なネットワークの構築の上に、リスクを抱えた親への支援プログラムが組まれていることが分かる。Daroらはその検討において、これらの保護者支援の展開を概観した後に、虐待防止における課題について「防止プログラムは個人の行動を変化させることだけではなく、保健やソーシャルサービスと制度における全体的な改革の出発点としてこれらのサービスを利用することをも視野に入れていく必要がある。連続した安定してうまく実施される直接的なサービスプログラムを確立することは変革の第一段階である。」[6]とし、虐待の発生・通告率の基本要因は「コミュニティの社会組織の構造的な決定要因―経済的資源や家族の資源、居住者の流動性、世帯および年齢構成、近隣住民の貧困集中地域への地理的距離―と関連する。」「最終的には初めて親になる人すべてにとって魅力的なサポートネットワークを作り上げることが求められるであろう。」[7]としている。また多民族・多文化共生社会としての課題要素も含めてのことであるが、「介入における一貫性」や「ある方法が他よりも常に優れていると見なすような序列的な考え」の限界性を指摘し、標準的・統計的なデータだけに縛られない多様な証拠が示す複数の基準から検討を進めることの重要性を指摘している。[8]

これらの検討からみると、リスクを抱えた保護者への支援は、より一般的な養育支援との連続性を持ち、地域社会における様々な支援のネットワークに人々を結びつけることを常に視野に入れたものとして構想される必要があることになる。個々のプログラムにおいては、

表1.アメリカにおける親を支える介入の検討　一我々は何を知っているのか(2002　The APSAC Handbook から)

	一般向けの教育とメディアによる啓発		新しく親になる人を対象とした家庭訪問プログラム	リスクを抱える親を対象とする親教育と支援サービス
主な狙い	虐待防止のメッセージを提供する比較的介入的でない選択肢 虐待の認知を促す	親の態度・認識を変える	早期のサービス提供によって親子の安定した関係が定着する 当事者にある程度のプライバシーを与え、センター中心のプログラムでは難しい柔軟性を発揮してサービス提供が可能となる。	親としての知識、スキル、育児能力の向上に関して、経験、関心、解決策を分かち合う機会を親に提供する 家庭訪問による個別の支援者への忠誠の感覚ではなく特定の親グループとの結びつきや友情を形成することによって自らが関わり携わる相互関係や相互支援を築く
実施されたこと	1970年代後半～1980年代初めにNCPCAが実施したTVラジオによるキャンペーン	1980年代からPCAAがTV・ラジオ　屋外広告　メディアの論説による虐待行為に関する防止キャンペーン	1993年から全米で多くの家庭訪問プログラムが開始 1966年の調査　最も一般的な6つのモデルだけで55万人の子どもが妊婦と子どものいる家族への家庭訪問プログラムを毎年受けている	1993年の報告によれば全米で毎年10万を超える親グループが親教育の講義を受け、会合を開いている 学校や地域のコミュニティ、あるいは支援センターなどでグループミーティングが持たれている。 ペアレンティングスキル教育とコミュニティ資源の活用・選択についての推奨、メンバー相互の支え合いが中心
効　果	一般人の通告 1976　年10万件未満の通告 ↓ 1980年代初頭 100　件を突破	1988年から毎年実施されているPCAAの世論調査でこどものしつけに体罰と言葉による攻撃を使用すると答えた人数の減少	特にシングルマザーの育児に関して初期段階からの永続的な効果あり 妊娠期に繰り返し家庭訪問 虐待のリスク低下　健全な養育行動 虐待防止にプラスの効果　改善は ペアレンティングスキル、親子関係、親の教育達成、就業率、経済的安定　に認められる(1993　1998の評価) 初産、マルトリートメントとしてまだ通告されたことのない親には効果が認められる	学校やコミュニティなどの機関を利用することからハイリスク層の利用が増加 親子間の肯定的相互作用、ソーシャルサポートの利用拡大、体罰の減少、自尊心や個人的機能の向上 十代の母親については続けて妊娠する率が低下、就業率の増加で福祉への依存が減少
批判的評価		態度の変化が行動の変化を意味するのか	ソーシャルサポートや子どもの発達において一貫した主要な改善効果認めず 深刻なうつや物質乱用、DVなどのリスクの高い家庭には限界がある	一貫した継続的な効果がない 動機付けの低い親、問題の認識があっても援助を求める方法が分かっていない家族に提供される資源が乏しい 提供されるものと必要なものが合致していない。 プログラムそのものが統制されたものでなく、効果の評価に重大な方法論的課題がある。
批判的評価に対する検証的情報	1990年代からの十代の妊娠予防の全米キャンペーン(アメリカにおける十代の妊娠率を2005年までに3分の1に減少させる目標) ↓ 政治家、十代の子どもと親、祖父母世代がよく接触するメディア(TVのエンターテイメント、ニュース番組)ポスター、冊子、学校でのビデオ等による教育キャンペーン展開 ↓ 1990年～1996年　十代の妊娠率は約　12%低下　対策寄与あり		1985、1988、1997、の3つの縦断研究において 2年以上提供される包括的な子育てサービスは、初期のメリットだけでなく獲得されたメリットが時間の経過と共に強化されていることが確認された 殆どの家庭訪問プログラムが最大で2年間で期限が限られていることに原因があるかもしれない。	ミネソタ早期学習計画の評価 以下の特徴がある場合に肯定的結果 1 グループメンバーと類似した人生経験を持つ親が進行役 2 2年以上の長期サービスを利用 3 親の強みに持続的に焦点化 4 素早い決断でなく長期間をかけて問題解決を導く判断重視 5 継続的なスタッフトレーニングとSV ペアレンティングと個別治療を併用し、個別の支援者がグループに親とともに参加したりサービスの紹介に同行するなど二重の戦略、介入を行うことが効果的
全般的な評価	虐待防止対策においてメディアがいかに重要な役割を果たしているか、かつこれらの対策がいかに幅広く徹底的かつ慎重なものでなければならないか、子ども虐待の領域ではどれほど利用されていないかを明らかにしている		子どもの発達の軌跡に良い影響を与え、育児する家族のソーシャルネットワークを強化するには何年もの直接的介入の継続が必要かもしれない家庭訪問だけの単独の介入に限界があり、多様な支援における家庭訪問の独自の役割の分析が必要である	サービスの場に関わらず、子どもとの関わり方やしつけ方を親が学ぶ機会を与えることは重要である。 知識の学習だけなら6～12週で可能だが、態度の変容や個人のスキルを向上させるには少なくとも6ヶ月以上、深刻なリスクのある問題の改善には2年以上の関わりが必要。より介入が必要な親についてはペアレンティングと個別的な援助の併用、個別援助者がグループやサービス提供に同行する等が効果的

Deborah Daro, Anne Cohn Donnelly 著 遠藤夏美訳 和泉広恵監訳「子ども虐待の防止―成果と課題」『ジョン・E・B・マイヤーズ他著 小木曽 宏監修「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド：The APSAC Handbook on Child Maltreatment 2002」2008 明石書店』623-649 から作成

行動変容が継続的・持続的な変化として定着するかどうかということから、当人とその家族を地域のネットワークにつなぐことまでを含む必要があり、そうすると当然、個々の指導プログラムの外側から、それぞれの地域社会において、家族が暮らす環境ごとの社会資源、ソーシャルネットワークと家族との接触に関する柔軟なアプローチが対応することが必要となってくる。これらの包括的な取り組み全体をもってリスクを抱えた親子の養育支援プログラムを構想することが重要である。これらの視点は日本においては各地の児童相談所の実践の場で、個別に検討されてきたことであるが、まだその評価・検証に耐えるグランドデザインの確認には至ってないのが現状である。[9) 10) 11) 12)]

1-2. これまでの保護者支援の検討

児童相談所を中心とした子ども虐待の保護者支援については、行政的にみても責任が大きい「介入によって分離保護した子どもと親との関係修復」「分離保護から再度帰宅する可能性を測りつつ実施される親子関係の修復」と、「在宅で見守られ、支援される子どもと家族についての援助」として検討されてきた。特に親子分離の対応については「家族再統合」という言葉の下で子どもの家庭への復帰が強く意識され、養育者の不適切養育への気づきと実際の養育の変容によって再び子どもが安全に家に帰り、親子での生活を再開することができるための援助が重視されてきた。

これまでの検討では体制・制度的な実態とその対策に焦点を当てる方向と、個々の具体的なプログラムや手法に焦点をあてる二つの流れがある。後者はいわゆる援助に関する情報紹介にその一部が結実し、保護者支援のプログラムリストとして保護者支援を検討する現場の重要な資料・情報源のひとつとなってきた。[13) 14)] さらに個別のプログラムについては、それぞれの現場からの実践報告やその検証作業が進められている。[15) 16)]

体制・制度的な実態調査とその対応については本研究の先行研究[17) 18) 19) 20) 21) 22)]についてその概要をみておく。

1-3. 平成17年度の保護者支援検討

本研究の先行研究「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究（主任研究者　才村純）」[17)]は平成17年度に3年計画の1年目を開始している。児童相談所の調査に関しては「児童相談談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究（主任研究者：才村 純）」(2006こども未来財団)[18)]で詳細な実態調査が行われている。

調査上の定義として「家族再統合」が検討され、分離された子どもが実際に家族の許で生活することを要件とする狭義の「家族再統合」と、傷ついた親子関係についての関係修復を重視して必ずしも親子の同居生活の再開を要件としない広義の「家族再統合」が検討されている。背景にはアメリカにおける子どもに対するパーマネンシーケア保障の観点から子どもとの早期の同居再開が見込まれない事例については里親の許での子どもの生活設計を重視し、狭義の親子同居だけが実効性のある親子関係の修復であるとの考え方と、パーマネンシーケア保障の重要性は認めつつも、実親と子どもとの関係修復を時間がかかっても重視する傾向にある日本の文化的な背景をもつ考え方との対比がある。この才村の研究では、狭義の「分離した家族が再び一緒に生活すること」として家庭復帰を想定した「家族再統合」の定義が選択されている。

またそのための援助プログラムの定義として、「家庭訪問やソーシャルワークによる環境調整は含まず、家族再統合を目的として一定の計画に基づいて継続的に行われる取り組み」[23)]のみを「家族再統合援助プログラム」として定義している。

この観点から実施された調査（調査対象は平成17(2005)年度4月から11月、回収率は151/184で82.1%）では虐待相談で里親を含む児童福祉施設に施設入所している在籍児童7582人の内、家族再統合の方針を立てている事例数は1356件（17.9%）、家族再統合に向けてプログラムを実施しているのは338件（4.5%）（家族数では276家族）である。家庭復帰に取り組む体制として専門のチームを持つ児童相談所は13ヶ所（9.6%）と少なく、多くは「児童心理司や医師が保護者への援助にあたっている」（91ヶ所：66.9%）「児童福祉施設と共同で実施」（88ヶ所：64.7%）である。援助内容では圧倒的に「面接・家庭訪訪問」が多く131ヶ所(96.3%)、「家族の関係調整」が89ヶ所（65.4%）、「学校・病院との連携や保育所や在宅サービス利用に向けた準備」「地域のサポートネットワークづくり」などがそれに続

いている。よくみるとこれは、調査の前提として除外されたはずのソーシャルワーク活動が内容的には浸透してきていることをうかがわせる。

プログラム内容としては「児童相談所が独自に工夫・開発した技法」が多く 22 件（57.9%）となっており、その他には様々な既存の技法の適用、宿泊体験などが報告されている。

プログラム実施の効果としては 251 件の回答があり、「家庭復帰」49 件（19.5%）、「親子関係が改善し、プログラムを継続」84 件（33.5%）、「家庭復帰は困難だが、親子交流が可能」65 件（25.9%）となっており、「親子関係の改善」をキーにすると報告件数中 78.9%に何らかの肯定的な改善が評価されている。

ただし、この数値は虐待問題で施設に入所在籍している子ども全体においては、ささやかな数値に留まっている。*

* プログラム実施によって親子関係に何らかの改善がみられたのは家庭復帰のためのプログラム対象となった338件中の198件：58.6%、家庭復帰を基本的方針とした 1,356 件中の14.6%、虐待を理由に施設に在籍している子ども 7,582 人中2.6%である。数値をより厳密にとって家庭復帰したかあるいは家庭復帰が見込まれてプログラムを継続している子どもに限ると 133 件となり、プログラム実施されたうちの39.4%、家庭復帰を基本方針としたうちの 9.81%、虐待を理由に施設に在籍している子どものうち 1.8%となる。

施設を退所し家庭に帰った被虐待児童数は数値報告上は556 人（虐待で入所在籍している子どもの 7.3%）おり、そのうち 49 件がプログラムによって家庭復帰したとすると残る 507 人前後の子どもたちは一般的なソーシャルワーク、ケースワークが対応していたものと見られる。強制引取りが計算上 27 人あるので、家庭復帰を基本方針とされた 1,356 件中にあって家庭に帰ったのは計算上 529 人、家庭引き取りの方針が立てられた子どもの 39.0%が方針通りに家庭に引き取られたことになる。ただし、これらの数値の起算日について、方針確認が 17 年 4 月～11 月時点であるのに対して措置解除された子どもがすべて一致して計上されたかどうかは不明であり、これらは計算上の推測に留まる。

1-4.　平成 18 年度の保護者支援検討

平成 18 年度の研究では、虐待者属性と効果的な援助の関係に焦点が当てられている。[19]ただし基礎的な調査は平成 17 年度の調査を踏まえ、より詳細な項目による調査が行なわれている。[20]

設定された調査対象時期は平成 18 年度 4 月から 11 月で、調査対象児童相談所数 191 ヶ所中回答があったのは 137 ヶ所（回収率は 71.7%）である。虐待相談で里親を含む児童福祉施設に施設入所している在籍児童 7,026 人の内、家族再統合の方針を立てている事例数は 1,091 件（15.5%）、家族再統合に向けてプログラムを実施しているのは 626 件（8.91%）（家族数では 553 家族）そのうち各種技法として特定される技法によるプログラムを実施しているのは 64 件（0.9%）である。家庭復帰に取り組む体制として専門のチームを持つ児童相談所は 12 ヶ所（8.8%）と少なく、多くは「児童福祉司が保護者への援助にあたっている」（110 ヶ所：80.3%）「児童福祉施設と共同で実施」（67 ケ所：48.9%）である。援助内容については平成 17 年度の調査よりも項目が詳しく設定されているが、「家族の関係調整」「家族再接触プログラム（通信・面会・外出・外泊等）」「地域のサポートネットワーク」「保護者へのカウンセリング、心理的治療」が 50～40%台で並んでいる。これらの大部分はいずれも平成 17 年度の調査では「児童相談所独自のプログラム」とされていたものに該当するとみられる。母集団が平成 17 年度と同一では無いため単純な比較は出来ないが、プログラム実施数は回答数が減少しているにもかかわらず増加（338 件から 626 件）していることが注目される。

平成 18 年度の検討は被虐待で施設入所している児童全数を対象とした検討より、個別事例の特性を分析することによって援助の有効性や困難性を分析することに力点が置かれている。対象の定義としては、家族再統合（実際に帰宅する）の援助プログラム（一般的なソーシャルワーク、ケースワークは除き、特別にそのために設定されるプログラム）については平成 17 年度と同様である。検討にあたっては「実際に援助を実施できている、あるいは既に実施済み事例」と「実施不可能である事例、あるいは中断を余儀なくされた事例」についてそれぞれ任意の 2 事例（合計 4 事例）の提供を求め、事例回答があった 55 児童相談所からの 136 事例について分析している。136 事例中、援助実施済みか実施中は 104 事例、実施困難（中断・不明を含む）は 27 事例である。

援助内容で突出しているのは「定期的な面接指導・カウンセリング」で 73.5%となっている。ソーシャルワークについては「生活課題解決のためのソーシャルワーク」という項目が設けられ、22.2%となっている。

援助困難（援助の予定が立てられない、実施の予定が無い）の理由では「親の意識：意欲が乏しいため」が 92%を占め、次に実施場所・時間・方法などの点で親との合

意に達しないため」が31%、「親の経済的な理由から実施が困難」が23%となっている。

研究はこれらの事例の分析において、援助対象となる保護者を、人格障害群、精神障害群、被虐待歴群、知的障害群、そのいずれも認められない群　の5群に分けた上で、援助過程における困難度や効果があったとみられる援助方法について検討している。表2.（次ページ）*)はそのうち特に有意性がみられた特徴の概要を抽出してまとめたものである。検討のポイントは援助過程の標準的な進行において保護者の属性がどの程度、援助過程に影響しているかを検討することに置かれているが、分析項目ごとのサンプル数の多少もあり、いくつかの領域では一定の傾向を割り出すには至っていない。また対象事例全体に対して136事例はささやかな数値に留まっており、全体の傾向を反映させる代表値を求めることの難しさがみられる。**)

*) これ以降、本文中に掲載されない図、表、は本文の後にまとめて掲載されている図表欄を参照されたい。

**) 136事例は調査回答全件数7,026件の1.94%、プログラム実施104事例は、家庭復帰を基本方針とした1,091件中9.53%、何らかのプログラム実施件数626件の16.61%、援助困難とされた事例27事例は、計算上、家庭復帰の方針をみていない件数5,935件中0.45%である。

1-5.　平成19年度の保護者支援検討

平成19年度の研究は平成17年度、18年度の指導経過やその課題、有効性についての統計的分析から方向を変えて具体的な指導プログラムの実践事例の収集を行なっている。[16] 統計的な調査については、該当期間に入所措置をとった事例159件を母数として詳しい指導内容の区分ごとの調査に力点が置かれている。[21]その結果、平成17、18年度の調査にみる施設全在籍児童数や家庭復帰方針となった件数、プログラム対象件数の数値比較は出来ない。その代わり、当初定義からは部分的に除外されながら、実質的には浸透していたソーシャルワークによる援助を含めた援助実態についてはより詳しい調査が行なわれている。[22]

設定された調査対象時期は平成18年4月から平成19年3月までの1年度間で、調査対象児童相談所数196ヶ所中回答があったのは159ヶ所（回収率は81.1%）であ報告によれば、この期間の入所措置の総計は3,992件である。

保護者への支援としては「全ケースに児童福祉司等による援助を行っている」が54ヶ所、「児童福祉司指導以外の児童福祉司による援助を行っている」が100ヶ所「児童福祉司指導と同等の効力を持たせる」「特別な係わりを行っていない」がそれぞれ5ヶ所、「その他」「無回答」がそれぞれ3ヶ所となっている。論理的に絞り込むと「全てのケースに児童福祉司による指導を実施している」54ヶ所とそれ以外の105ヶ所にまず分けられる。無回答が3ヶ所あることから102ヶ所となり、この102ヶ所において「児童福祉司による援助」100ヶ所および「児童福祉司指導と同等の効力を持たせる」5ヶ所、「特別な係わりは行っていない」5ヶ所、の援助実態があることになる。

施設入所した事例の保護者への援助は「定期的に児童福祉司等による助言・指導を行っている」事例を持っているのが77ヶ所、「不定期に児童福祉司等による助言指導を行っている」事例を持っているのが100ヶ所、「必要に応じて児童福祉司等による助言・指導を行っている」事例を持っているのが65ヶ所、児童福祉司と児童福祉施設が協力して行っている」事例を持っているのが109ヶ所、保護者への助言・指導は児童福祉施設に任せている」事例を持っているのが34ヶ所、無回答が9ヶ所となっている。無回答を除くと150ヶ所となるが、数値から見るとかなりの児童相談所で定期、不定期、随時の児童福祉司指導の事例が重複している実態がうかがわれる。

この施設入所をとった事例については面接の頻度についても各所に尋ねており、その頻度数は多いもの順にみると表3.のようになる。平均的な件数として最も多いのは月に1回の面接であり、これと月に2回の面接を実施しているものを加えると1所あたり5.66件はかなりの頻度で保護者と面接していることになる。機械的に面接頻度と指導を重ねることは難しいが、一定以上の頻度が持たれている可能性が高いとみることはできる。

表2．虐待者の属性別にみられた家族再統合援助にみられた特徴（統計上有意差が見られたもの）傾向
55児相　136事例の分析から

虐待者の属性 ＼ 課題	人格障害群 構成比21%	精神障害群 17%	被虐待歴群 18%	知的障害群 8%	いずれも無し 43%
子どもの情緒的問題			人格障害でない場合、子どもの情緒的問題が少ない傾向		
子どもの行動上の問題			行動上の問題の割合高い		行動上の問題の割合低い
援助の実施予定から実施への移行					移行が容易
	家族再接触・宿泊体験 定期的な面接・カウンセリングが有効		親の虐待認知の形成 家族再接触・宿泊体験 定期的な面接・カウンセリングが有効		児童相談所以外の関係機関の参画が有効
援助の実行から終了への移行	移行が困難				
		虐待者の不安・困り感の軽減が有効			
既に家庭復帰を決定し最終調整への移行			達成に困難	達成に困難	達成は容易
	関係機関のサポート体制が有効	虐待者の不安・困り感の軽減が有効			児童本人の参画 虐待者・家族の参画 親族・地域の理解・サポート体制が有効

「児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究（主任研究者　才村　純）」平成18年度日本子ども家庭総合研究所紀要[19]　191から山本恒雄が作成。

表3. 虐待相談で施設入所した事例の保護者への面接頻度
応答159ヶ所についての設定頻度と1所平均事例数

件数順	面接頻度	1所あたり平均事例件数	児童相談所数
1	1ヶ月に1回	4.24件	120
2	3ヶ月に1回	3.75件	116
3	2ヶ月に1回	3.13件	122
4	6ヶ月に1回	2.85件	104
5	会っていない	2.17件	86
6	1年に1回	2.06件	80
7	1ヶ月に2回	1.44件	84
8	4ヶ月に1回	1.39件	76
9	5ヶ月に1回	0.47件	44

平成19年度児童関連サービス調査研究事業報告書「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究（主任研究者：才村純）」[14]　2008こども未来財団　21-22より山本恒雄が作成

保護者支援プログラムの設置状況については159ヶ所中設置しているのは53ヶ所（33.3%）、71プログラムとなっており、プログラム内容として何らかの既存のプログラムの特定があるものは37件、その他のもの34件となっている。この内、委託によるプログラムは5件、児相外の場所で外部スタッフが分担実施しているのは4件である。

研究は上述したように具体的な指導プログラムの実践事例の収集を行なっており、調査票で回答を得たのは13ヶ所32プログラムである。個々の内容やその検討については報告書に譲るが、プログラム実施に当たっての基本的要件として、いずれのプログラムも児童相談所のソーシャルワーク、ケースワーク全体の流れの中に指導プログラムが位置づけられ、その観点から援助の評価と内容の統合が重要であることが確認されている。この観点から、援助の流れを要約すると概ね図1．のように整理することができる。

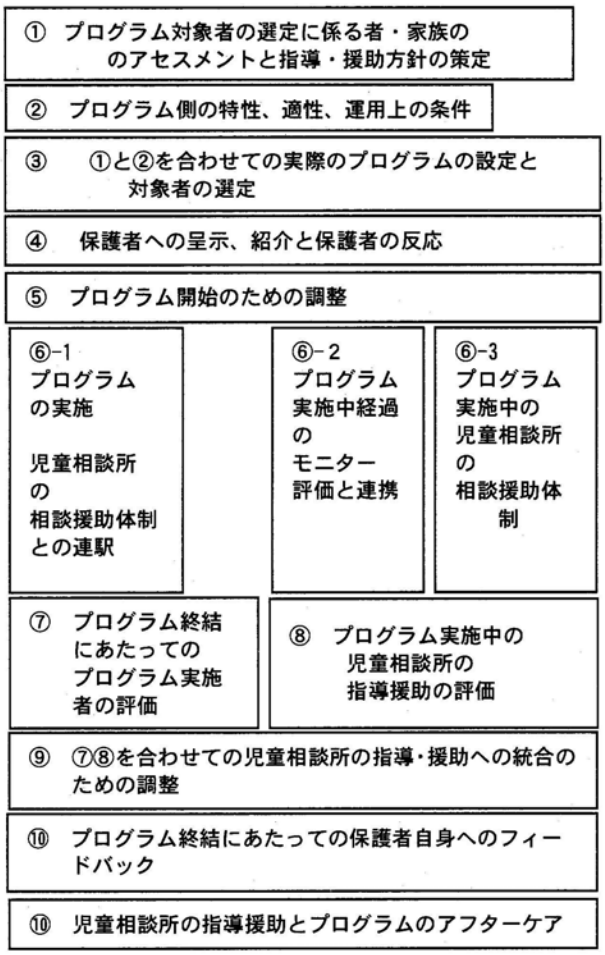

図1．保護者支援プログラムの流れの概要図
才村　純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究　～実践事例の収集、分析」2008[14]　190より山本恒雄が一部改変して作成

2. 今回の調査の視点

保護者支援プログラムの有効性に関する調査項目の検討にあたって、すでに何らかのプログラムや一定のスケジュールに沿った虐待相談における保護者・家族支援を実施してきた複数の実務担当者に、その評価や調査にあたっての留意点について意見を求めた。その結果、保護者指導のプログラム実施には、個々の設定条件や経験知のバラつきがあり、特定のプログラムを取り出してその効果を評定する前に、児童相談所と保護者の関係、援助計画を提示・導入する際の保護者への提示の仕方や保護者側の受け取り方、援助中～援助後の児童相談所と保護者の関係や、児童相談所の関与の仕方が重要であることが指摘された。こうした児童相談所と保護者の間に展開する関係の流れ、児童相談所が保護者への援助において特定の支援プログラムをどのように位置づけ、実施しているかが重要な要素であり、それによって援助の効果も異なってくる可能性が浮かび上がってきた。また、いわゆる既存の指導・援助プログラムが、その実施にあたって、様々な適用上の工夫、改変、部分使用などの加工を経たものとなっており、ひとつの名前の下にまとめられる実践も、実際には多様な試行実践を含むことが分かってきた。これらはすでに平成19年度「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究～実践事例の収集、分析（主任研究者　才村純）」[14]において指摘されてきたことを改めて確認することともなった。

そこで、今回の調査にあたっては、その焦点を、個別に識別されるプログラムごとの情報よりも、児童相談所の相談対応全体の流れの中での位置づけ、ねらい、タイミングやその意図に置き、一般的な児童福祉司による指導や継続指導の流れ、ソーシャルワークやケースワークの流れの中での保護者・家族援助を扱うこととした。なお、特定のプログラムを固定したものとして適用実施しているものについては、その識別を行なった上で、調査することとした。なお、個別のプログラムのうち、親子の宿泊を含むプログラムについては、その詳細について今後の適用可能性の検討も含め、ヒアリング調査を実施した。

3．全国児童相談所への調査結果

3-1. 調査の実施と回収率

アンケート調査は全国197ヶ所の児童相談所を対象として平成20年12月17日から平成20年1月30日の期間に実施された。回答、回収率は表4.の通りである。回収率55.8%からみて、これをもって直ちに全国児童相談所の実態とするのは若干難しく、代表的な傾向として把握された資料と考えたい。（表4.参照）

表4.アンケート調査結果

調査対象数	１９７ヶ所
回答数	１１０ヶ所
回収率	５５．８％

調査は別紙資料にあるように、児童相談所が虐待対応として保護者に対応するときの基本的な体制、動き、ねらいに焦点を当てている。

3-2. 虐待対応相談の原則的な担当者設定

児童相談所の相談業務において虐待相談は統計報告上の相談件数としては表 5. にみるように、全件数の10%程度を占めているに過ぎない。

表 5. 児童相談所相談件数における虐待相談の推移

年度	全相談件数	虐待相談件数	構成比
15	341,629	26,569	7.78%
16	351,838	33,408	9.50%
17	349,911	34,472	9.85%
18	381,757	37,323	9.78%
19	367,852	40,639	11.05%

厚生労働省社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）より

従って相談業務全般の必然的な必要業務（面接調査、各種診断・判定、助言・指導、訪問を含む継続的な援助、出張活動、協議・会議、記録資料の作成等々）からみても、それ程の人員を虐待相談だけに集中配置できない実態にある。しかし、虐待相談対応業務は調査による試算では1件の相談対応の業務量としては、その他の基本的な相談の約 12 倍にも達するとも言われており、[24] これから単純に推計すると、全体から見て約10%の件数の相談対応が、それ以外の全業務量に匹敵するか、それを軽く超えてしまうような業務量を必要としていることになる。

ちなみに一般的に児童相談所の相談業務はひとつの相談を一人の児童福祉司が担当することを人員配置や対人口比の基本としている。実際にも一定の地域区分ごとにその地域の相談を一人の児童福祉司が担当するか、相談種別ごとに担当児童福祉司が配置され、1件の相談を一人の児童福祉司が担当する体制が基本となっている。場合によってその対応に児童心理司が参加してアセスメントを行ったり、親子への継続指導をチームで担当したり、常勤や非常勤の医師、保健師が配置されているところでは医師や保健師が対応に参加することもあるが、相談全般の児童相談所の窓口であり、責任者であり、担当として対応するのは原則一人の児童福祉司を基本としている。

しかし、虐待相談がその件数の増加と共に内容の複雑さ、対応の難しさ、時に激しい対立を伴う状況が増加し、即座にかつ連続的に複数スタッフでの対応を要する事態が増加するのに伴い、相談対応における迅速な組織的意志決定の体制確保と共に、複数での相談担当を原則とする体制が検討・整備されるようになってきた。

このことは、1件の相談に対する対応力、機動性、客観性、専門性の強化にはプラスに働くことであるが、児童相談所全体の相談対応能力においては、大規模な増員によらない限り、一度に対応できる件数の大幅な制限を意味する。

それでも、虐待相談対応においては複数対応を基本的体制とする児童相談所は増えつつあるようであり、それは必要なことであると言えるだろう。表 6. と自由記述資料1．によれば、110ヶ所中、何らかの複数担当制を基本としているところが、78ヶ所以上あることが分かる。

3-3. 虐待対応における担当チームへの応援状況

表 7.～16./図 2.～11. は、虐待相談対応を時系列に縦に並べた際、どのような局面でスタッフの応援が組まれているのかを表す。絶対数においては児童福祉司の応援が最も多いが、児童心理司、児童福祉司が職種としてペアになって応援に入る体制も含めると、児童福祉司と児童心理司が常時、場面状況に応じて虐待対応に応援参加しているチーム体制での対応が極めて多いことがうかがわれる（表 7.～9./図 2.～4.）。体制としては、さらに何らかの専従課・班が担当する体制と、単回で、状況や課題に応じてチームが増強される体制がかなりあることもうかがわれる（表 10.～12./図 5.～7.）。また、一定期間、特定の課題が設定される間だけ、チームが増強される体制もあり、これは対立する保護者対応や家庭復帰・保護者支援プログラムの実施など、保護者対応において特徴的にみられている（表 13./図 8.）。児童福祉司、児童心理司以外の専門職種のチーム参加は各所の配置状況の違いもあるとみられるが、医師については保護者支援やカウンセリング（対象は特定せず）が課題になる場面に多い（表 14./図 9.）。保健師はすべての児童相談所に配置されているわけではないが、緊急保護や立ち入りによる安全確認への参加が多く（表15./図10.）、おそらく乳幼児を中心とした保護や安全確認に同行しているものとみられる。弁護士は基本的に委託によるチームへの参加と考えられるが、当然ながら法的対応に集中的に参加がみられる（表 16./図 11.）。ただし、わずかながら、緊急保護や立ち入り調査、司法面接（法的被害確認面接）への参加もみられ、法的な対応に課題のある事案での対応参加があるものとみられる。

これらの応援状況をすべて合算してみると、対応体制としては、「対立する保護者対応」、「立ち入り調査による安全確認」、「緊急一時保護」の３つに集中的に応援態勢が組まれていることが明らかである（図 12.）。また職種の構成比でみると、対立的、あるいは緊急の対応では児童福祉司が、施設での対応（面会）や家庭復帰、保護者支援プログラムの実施、カウンセリング、司法面接（法的被害確認面接）では児童心理司が、法第 28 条の申し立てを初めとする法的対応においては弁護士が、応援態勢の中核的なメンバーになっていることが認められる（図 13.）。

3-4. 虐待対応の専従的対応体制について

虐待相談の複数担当体制の有無とは別に、もっぱら虐待相談だけを担当する職員、あるいは係や班・課体制の配置については、105 ヶ所中、有りが 50 ヶ所、無しが 55 ヶ所（表 17.）、そのうち中央児童相談所に配置されているのは 8 ヶ所、中央以外の各所に配置されているのが 46 ヶ所である（表 18.）。合計が揃わないのは有無の回答で 5 ヶ所が無回答であるのと、中央とそれ以外の配置を各所が自分の所には無いが中央にあると答えた所があるためである。細かい数字にこだわらずに見ると、半々で何らかの専従職員の配置体制があることになる。

そうした専従職員の相談担当状況をみると、すべての虐待相談を担当し、相談終結までの全過程を担当する形で設定されているところが半数を超える。反面、残りの 4 割前後の所では、様々な担当の組み合わせがなされており、ひとつは小規模な児童相談所の人員配置上の理由から、もう一つは初期対応から援助方針が出るまでと、その後の継続的な指導・支援について、担当を分けて対応する体制などが混在している。（表 19. 20.、自由記述資料 2. 3. 参照）

3-5. 虐待対応における保護者対応に関する課題の困難性について

虐待対応における保護者対応の困難性について、現場の意識を各対応局面別に評価：「通常のケースワーク以上の特別な工夫が必要」から「通常のケースワークの範囲内で対応」までの 5 段階　で表すと、表 21.、図 14. のようになる。評価 1～2 が「特別な工夫」すなわち、その課題に特化した高度に特殊な専門性を要するとすると、評価 4～5 は通常のソーシャルワーク、ケースワークでの対応でカバーできるという評価といえる。評価 3 は中間点となるが、どちらかといえば評価 4～5 に連なる評価と考えられ、強く特殊性・高度の専門性を意識している評価は 1～2 であるとみられる。図 14. によれば、評価の構成比 50％を境界にして、課題別の評価をみると、法的対応、司法面接（法的被害確認面接）、緊急対応時のリスクアセスメント、が特別な工夫、専門性を要する課題に分類される（評価 1 が 50％を超える）。次に保護者への支援プログラムの実施や保護者へのアプローチや判断、援助過程のマネジメント課題が、特別な専門的な工夫を要する課題として一群をなしている（評価 1～2 が 50％を超える）。全般的な援助のプランニングが評価 1～2 と 3～5 がほぼ半々となっており、家族のアセスメントと施設での面会等の対応は、どちらかといえば、従来のケースワーク、ソーシャルワーク対応でカバーできる領域となっている。（評価 3～5 が 50％を超える）。注目されるのは評価 1 が 50％を超える 3 課題のうち、その上位二つの課題はいずれも外部専門家の支援を得なければならない領域となっているのに対して、3 番目の「緊急対応に関するリスクアセスメント（緊急一時保護、立ち入りによる安全確認）」だけは、まさに児童相談所本体の課題が挙げられており、標準的な児童福祉におけるソーシャルワーク、ケースワークと明確に区分される形で、ハードアプローチ[25]と呼ばれる緊急対応におけるリスクアセスメントの困難さ、虐待対応の特殊性が浮き彫りになっている。

3-6. 実際の保護者への指導・支援におけるアプローチ

3-5. では意識レベルでの対応課題についての職員の評価をみているが、実際の相談現場でどのようなアプローチが取られているのか、区分すると、一般的な児童福祉のケースワーク、ソーシャルワークによる対応が多く、72 ヶ所、65. 5％を占める。次に一般的なケースワーク、ソーシャルワークに加えて、いくつかの考え方、アプローチ方法を折衷的に工夫して対応しているというのが、34 ケ所、30. 3％ある。特定の考え方、方法を導入しているところは 4 ヶ所、3. 6％である（表 22.）。

児童相談所が特定の方法として、あるいは通常のケースワーク、ソーシャルワークに加えて折衷的に導入していたり、さらには参考にしたりしている考え方、アプロ

ーチとして挙げられているのは表 22. にある 10 種のアプローチであり、41 ヶ所の児童相談所が何らかのこうした考え方やアプローチを参考にし、取り入れていると報告している。そのアプローチと参照・導入された元のプログラム・アプローチの状況は表 24. の通りであり、全部で 86 の何らかの折衷的なプログラムが展開されていると報告されている。

3-7. 特別な手法やアプローチを参照したり取り入れている目的や理由

こうした特定の技法やプログラムの参照・導入には何らかの理由や目的がある。9 種類のプログラムやアプローチ手法についてそれぞれの考え方やアプローチを何らかの形で参照し、導入したアプローチについては表 23. にあるように延べ 86 の回答があったが、それをさらに課題目的ごとに尋ねたところ、「Ⅰ. 保護者の課題に関すること」については、102 ヶ所の児童相談所から延べ 401 の回答があり（表 25.）、その上位課題は、「保護者の虐待・不適切養育の認識へのアプローチ」、「保護者の養育問題解決への動機づけを高める」、「親子関係の修復に関する親の変化を促す」などである。「Ⅱ. 児童相談所と保護者の関係に関すること」については 91 ヶ所の児童相談所から延べ 230 の回答があり（表 26.）、その上位課題は「指導プログラムへの導入」と「保護者と児童相談所が扱う課題の整理」である。「Ⅲ. 保護者の（虐待課題への）認識や態度等」については 91 ヶ所の児童相談所から延べ 240 の回答があり（表 27.）、その上位群は「不適さをかなりの部分で認める」「不適切さをしぶしぶ部分的には認める」「行為・事実は認めるが虐待であることを否定」などである。

このように児童相談所が保護者への何らかの支援目的ごとに、どのようなアプローチを取っているかという設定で、既存の様々な技法やアプローチ手法を、従来の児童相談におけるソーシャルワーク、ケースワークに加えて参照したり参考にしたりしてきた実態を尋ねる設定では、多数の児童相談所が何らかの参考や参照を行っている実態が明らかとなっている。

3-8. 特定の手法やプログラムによるアプローチについて参照したり導入することと、保護者の課題となっていることとの関係

表 23. で特定された 9 種類の技法やプログラム手法について明らかにそれらを取り入れた意図的な取り組みをしている延べ 86 のアプローチについて、それが目指す保護者課題との関係を見ると表 28. のようになる。特定の技法や手法をキーにして眺めると、サンプルの個数が少ないものについては、分布の傾向性を見るまでに至らないものもあるが、サンプル数の多いものについてみると、ソーシャルワーク技法であるサインズ・オブ・セイフティ・アプローチについては「保護者の虐待・不適切養育の認識へのアプローチ」と「保護者の養育問題解決への動機づけを高める」が多いのに対して、親子関係のトレーニングプログラムであるコモンセンス・ペアレンティングについては当然ながら「保護者の育児能力の向上」が多くなっている。課題解決へのアプローチ技法であるソリューション・フォーカスト・アプローチについては「保護者の養育問題解決への動機付けを高める」が多くなっている。

保護者の課題をキーにして眺めると、児童相談所が保護者の課題ごとへのアプローチに様々な技法や手法を参照しながら取り組んでいることがより分かりやすい。より多くの技法が投入されているのは表 24. でみられた順位とほぼ同じで、「保護者の虐待・不適切養育の認識へのアプローチ」と「保護者の養育問題解決への動機づけを高める」が最も多く、共に延べ 43 のアプローチがそれを意識した取り組みに投入されている。技法としてはサインズ・オブ・セイフティ・アプローチの参照や導入が多くみらている。次に多いのは「親子関係の修復に関する親の変化を促す」で延べ 39 のアプローチが投入されている。技法や手法としては、コモンセンス・ペアレンティングの参照や活用が多くみられる。

3-9. 保護者の認識・態度と児童相談所の保護者へのアプローチについて

保護者へのアプローチにおいては、保護者の虐待への認識・態度に関する対応が重要なポイントになる。保護者の認識・態度等の特徴と、保護者の課題として児童相談所が目指したこととの相関関係については、サンプル数とデータのばらつきのために統計的な有意性を検定するまでには至らないが、最適尺度法による統計上の上位主成分 2 項（表 29. 図 15.）の直交 2 次元平面化における布置（図 16.）を見ると、有意性までには至らない

が、相互の対応関係の傾向性はある程度みることができる。

保護者の認識・態度と児童相談所のアプローチの間に関係傾向が認められるのは、「虐待の事実をすべて否認」「態度が変転し一貫性無くしばしば話し合いの経過を否認して対立」といった虐待の認識や支援・援助関係に多くのトラブルが想定される保護者の認識・態度に対して集中的に様々なアプローチが投入されている傾向があること、特定の関係としては「不適切さをかなりの部分でみとめる」保護者の態度と「保護者の養育問題解決への動機づけを高める」指導関与とが、また「指導に従う意向表明はあるが、不適切養育の認識より子どもを返して欲しい一身で交渉しているだけ」の保護者の態度と「児童相談所に対する保護者の態度への対応」としての指導とが、若干の対応関係にあることがうかがわれる。

3-10. 保護者の認識・態度と児童相談所と保護者の関係についての児童相談所からのアプローチの焦点について

これについても同じく最適尺度法による統計上の主成分上位2項（表30. 図17.）の直交座標平面における位置関係による対応関係（図18.）についてその傾向性をみると、「不適切さをかなりの部分で認める」保護者の態度と「指導プログラムへの導入」が対応していることがまず注目される。この対応関係だけで充分に統計的有意性が確保されているわけではないが、保護者が虐待行為の不適切さをかなりの部分で認めた場合には、他の場合と違ってかなり確実に指導プログラムへの導入が行なわれていることを示している。また「指導に従う意向表明はあるが、不適切養育の認識より子どもを返して欲しい一心で交渉しているだけ」という保護者への対応の焦点として「家族への関係機関との援助体制の整理」が選ばれる傾向がある。「また不適切養育は認めるが具体的な虐待行為は否定」する保護者には「児童相談所に対する保護者の姿勢」に焦点づけた対応が選ばれる傾向がみられる。

3-11. 特定の設定プログラム

折衷的、部分的な取り入れとして既存の保護者指導に関するプログラムやアプローチ手法を従来のケースワーク、ソーシャルワークによる保護者指導に導入している動きについては、これまでに見てきたように、明確にそうした方法を何らかのアプローチ手法として導入していると表明した児童相談所が34ヶ所、86種のアプローチが報告され、そうした考え方やアプローチ手法を参考にしていると回答した児童相談所が41ヶ所、具体的な保護者への課題設定に関して、あるいは児童相談所と保護者との関係の整理に関して、また保護者の虐待問題に対する認識や態度に関して、何らかの手法や考え方を参照していると回答した児童相談所は91～102ヶ所に及んでいる（表22.～27.）。かなり多くの児童相談所が、保護者への指導・支援について、一方では、まだまだ従来のケースワーク、ソーシャルワークによるアプローチを行なっていると報告しながら、他方、実務上のさまざまな局面で、保護者指導に関する様々な専門的なプログラムや援助手法を参照し、部分的・折衷的に取り入れているとみられる。

これに対して、より本格的・具体的にある特定の技法によって実施されている保護者指導プログラムは15カ所の児童相談所での16種、18のプログラムである（自由記述資料4.）。

3-12. プログラムの目的　時期　対象選択と対象者の実施形態、児童相談所の一般的なケースワーク、ソーシャルワークとプログラム実施との関係

プログラムの目的は複数選択の回答で「虐待の自覚、反省を促し、養育態度の変容を話し合う」（13プログラム）、「子どもの発達や気持の理解」（10プログラム）が多く、保護者の意識と養育のあり方に焦点づけたものと子どもへの実際的なアプローチ、養育能力の向上に焦点づけたものの2方向が中心である（表31.）。

これに対し経験的にプログラムの適応範囲を評価し直したもの（複数回答）では、「虐待の事実すべてを否認」している保護者以外の何らかの不適切さか具体的な行為を部分的にしろ、認めている保護者は基本的には対象想定範囲に含まれている（表51.）。

プログラムの設定時期は「親子関係の修復を検討する段階」が最も多く（13プログラム）、保護者指導のプロセスでみると初期のアプローチが一段落した中期以降の展開において設定される傾向がみられる（表32.）。

対象者の選定で重視されることは「保護者と子どもの関係改善」「改善しなけらばならない課題」といった課

題に関することと、「保護者の動機」といった保護者側の要素の両方が重視されている（表33.）。

実際の実施対象の形態（複数回答）は、個人としての父母がそれぞれ10件、夫婦が9件、親族を含む父母が7件、その随時実施が7件となっており、個人指導の形態は父か母を対象に20件、夫婦および父か母あるいは夫婦と親族を対象とするものは23件、親子を対象とするものは7件、グループで実施されるものは4件（表47.）である。

児童相談所の基本的な指導体制との設定上の関係（複数回答）は、「プログラムと並行してケースワークも行われる」ものが16（回答数の80.0%）あり、基本的に保護者支援プログラムは一般的な相談援助と併行して実施されている。ケースワーク、ソーシャルワークとの並行無しに、指導体制がプログラム主体であるとしたものは3件あるが、その中には、児童相談所の指導援助プロセス全体をプログラム化したものも含まれている可能性がある。プログラムと併行して他の支援、通院・通所が行われているものも1件ある（表49.）。

3-13. プログラムの呈示・導入について

プログラムの導入で重視されるのは「保護者の課題への理解」と「保護者の問題改善への動機付け」といった保護者の状態、問題理解に焦点があり、次に「親子関係の修復と虐待の再発防止」が挙げられており、まず、保護者自身の課題認識と取組姿勢が重視されている（表34.）。保護者へのプログラムの呈示方法でも「様々な保護者の要因を考慮した上で選択して呈示する」が10件と多く、保護者の導入においては保護者の準備状態や認識のあり方が重視されている（表35.）。これは先の図18.での「指導プログラムへの導入」が保護者の「不適切さをかなりの部分で認める」とのみ強く関係性を示していたのと符合する。

3-14. プログラムの実施体制・場所等

プログラムの実施体制でまず注目されるのは、児童相談所以外の外部機関の職員が関与しているものが7プログラム、児童相談所職員および児童相談所の非常勤・ボランティア職員のみによるものが11プログラム（表36.～表37.）、事業予算として計上されているものが4プログラム、計上されていないものが14プログラムあり（表41.）、大半が児童相談所内部の指導・援助メニューとして通常業務範囲に位置づけられている。

予算設定上（あるいは業務設定上）の利用可能人数は2～10人（表42.）、実質的に利用可能と想定された人数は2～30人（表43.）とかなりの幅がある。

期間と回数頻度については、期間が3ヶ月～6ヶ月のものが設定期間としては多い（6プログラム）が、3ヶ月以内の短期設定、1年以上とする長期設定がそれぞれ2プログラムある。また期間を定めないとするものが最も多く7プログラムある（表40.）。回数頻度としては定期設定が12プログラムで2週に1回が7プログラムで最も多く、次に毎週1回（4プログラム）4週に1回（1プログラム）である（表38.～39.）。不定期としたものが6プログラムあり、期間設定と共に、状況に合わせて様々に運用されるものが約3分の1ある。(表38.～39.)

実施形態としては大半が児童相談所への通所として実施されている（複数回答で15件）が、児相以外の場所が設定されているものが12件あり、その内の1件が宿泊プログラム（施設利用）である。また家庭訪問を含むプログラムが3件ある（表48.）。プログラムに保育・託児サービスがつくものは5プログラムある(表50.)。

3-15. プログラムの著作権や実施者の資格要件

プログラム実施者に資格要件があるものは7プログラムあり（表46.）、プログラムの使用にあたって著作権による制限があるものは6プログラムある（表45.）これらのプログラムはその実施者の資格取得について、何らかの有償の指導課程を経て資格を授与している可能性が高い。今回の調査では調べていないが、経験的にはその多くが個人的な努力によるものである可能性が高い。

3-16. プログラムの目的達成の評価基準　終了時の手続きと並行したプログラムの実施状況

表51.は各プログラム側の目的達成の評価基準、終了時の手続き、並行プログラムの実施状況である。これをみると、それぞれのプログラムの特性による目的設定と評価基準が設定されていることが分かる。またプログラム間の並行実施が4種あり、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチは基本的にソーシャル・ワーク・アプロ

一チの一種と位置づけられるが、その他のプログラムは並行あるいは合併による複数プログラムの実施状態がある。

3-17. プログラムの効果

プログラム実施者による評定であるが、18プログラム中、回答は13プログラムあり、72.2%で効果が認められると報告されている。ただし具体的な内容は基準がそれぞれ異なっている（表51.～52.）

4．宮城県宿泊プログラム（宮城県すこやかハウス）についてのヒアリング調査

4-1. 親子宿泊プログラムについて

児童相談所が実施してきた虐待相談に関する家族再統合のための保護者援助プログラムの中で、宿泊プログラムは過去の調査では以下のようになっている。

表55. 親子宿泊プログラムについて

調査年度（期間）	回答数	プログラム項目	件数
平成17年4～11月	151/184	親子宿泊体験	6
平成18年4～11月	137/191	親子宿泊体験	20
平成18年度	159/196	親子宿泊体験	1（3）

17) 18) 19) 20) 21) 22) による資料から作成

この内、平成18年度のものは、特別プログラムとして情報提供された13ヶ所32プログラム中の1プログラム（3事例）で、それまでの調査でのプログラム数の数え方とは異なっている。平成18年4月～11月には20件が報告されているので、それなりの広がりがうかがえるが、今回の調査ではわずかに1件が報告されたのみで、それも特定の児童養護施設の設備と対応を活用したもので、児童相談所として独自の指導メニューを設定したプログラムとは若干異なるようである。ちなみに平成18年度の1件のプログラムが宮城県のプログラムであり、その経過は報告書[26]によって紹介されているが、平成19年度末をもって事業は予定終了し、プログラムも閉止している。

親子の宿泊による援助は、情緒障害児短期治療施設をはじめとした児童福祉施設における早期家庭復帰事業の一環として提唱されてきた経過があるが、それは遠方より面会に来た保護者が1泊して親子の交流を深める機会を提供とするという発想での設定であった。虐待として子どもの安全のニーズにリスクがあるとされてきた親子が支援と観察の元で宿泊するということは別な課題である。慎重な呈示と導入、手厚い見守り支援と評価がなければ、虐待相談での親子分離事例における宿泊プログラムは安全と有効性を発揮できない。

こうした経過の中で、まさに消失しかけているかにみえる宿泊プログラムとは何なのか。そのメリットはどのように評価できるのか、今後の発展性はあるのか無いのかが今回の調査の設定課題である。調査は2回のヒアリング調査と現地の訪問によって行った。

4-2. 宮城県1回目のヒアリング調査

事業の狙いとなったポイント

在宅ケースの指導において支援が点と点の支援でしかなく、家族の生活の流れの中で親が具体的に困った局面で本当に役に立つ、困った母親に負の悪循環を起こさせず、手を差し伸べられる支援を考えていく中で、家族が一堂に会し、最もくつろぐ時でもあり、またストレスが高まる時でもある夕刻から夜間の時間帯を一緒に過ごすことで、タイムリーな支援とそのための評価ができないかという発想があった。ターゲットは母子関係にしぼり、母親のエンパワメント、親側から支えることと子ども側から代弁していくことのさじ加減を重視しつつ実施された。

分離した親子の再統合事例については、自宅外泊の段階で失敗しないように、当人らにとってはウォーミングアップ、支援側にとっては一定の見極めによる課題の確認・アセスメントのために宿泊プログラムを計画した。家庭復帰が目的とならず、親子関係の維持のために宿泊メニューを利用することも含めて準備した。

設定とスタッフ

場所は児童相談所とは別に2階建て一軒家の物件を確保し、1階は活動フロアと事務室、2階は生活スペースと宿泊室として設定した。

場所もスタッフも児童相談所とは区別し、利用者にもその点で区別できる設定とした。地理的には1児童相談所の管内に限られ、交通手段から見ても一定の範囲内からの参加に限られる。施設に関しては送迎の保障もあるが、自発的な保護者の参加については、交通手段の保障まではできず、自ら通える範囲内に限られた。スタッフ

側からの家庭訪問も実施したが一定の距離以上の遠隔地になると、訪問できる回数や予定が立ちにくくなる。

スタッフは親子支援班として非常勤を含めて9名（保健師:2 看護師:1 助産師:1 保育士:3 事務職:2）。未就学年齢から9歳程度の子どもの養育支援に焦点を当てた構成とした。アセスメントや専門的な見立て、援助については児童相談所の児童福祉司、児童心理司がチームに参加して担当した。事例によっては主治医や関係医療機関とも連携した。

活動内容・支援実績

まず通所による育児支援のプログラムを展開し、その一環として宿泊メニューを選択肢として設定した。

アセスメントには児童相談所職員、施設職員らの参加を重視している。ケースマネジメントは児童相談所が担当し、プログラムは宿泊プログラムスタッフが担当する。プログラムは詳細で繊細なチームプレーによって運営され、個々の課題場面での客観的な評定を挿入する形をとっている。

参加する保護者の中には児童相談所に勧められて来所はするものの、試され評価されるとのイメージがあって警戒的な人もそれなりに居た。スタッフとしてはこういう人が半日程度の日中のプログラムを経験して、何も強いられたり試されたりせず、支援してもらえる、尊重してもらえると感じて、帰る時には来て良かった、また利用したいと思うようになって帰ってもらうことを目指した。

当初は6種類程度のグループメニューを設定して日中の通所活動を開始したが、徐々に事例の複雑さや多様性に出会い、個別化した支援プログラムの提供へと変化していった。

利用実績は47事例　32組の親子となった。内容は
①親子分離した事例の再統合に関わって：15組22事例
②在宅育児負担・不安の軽減・解消目的：14組17事例
③里親委託のウォーミングアップ目的　：3組　3事例

支援形態

通所支援　23組　延べ336組
宿泊　　19組　延べ145組
その他　　延べ1758名
（利用前面接・試し利用・電話・訪問等）

課題別実績

親子分離家庭支援 15組:延べ214日（最多54最小2)
在宅家庭支援　　14組:延べ302日(最多91最小4)
里親家庭支援　　3組:延べ　14日(最多　6最少2)

表56. 宮城県宿泊プログラム支援内容

(H18. 1. 18～20. 2. 29)

		通所	宿泊	その他	合 計
ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ	分離	81	160	2	243
	在宅	323	19	2	344
	里親	4	5	8	17
面　接	分離	55	94	33	182
	在宅	153	11	25	189
	里親	3	5	6	14
育児・家事技術支援	分離	35	337	0	372
	在宅	175	45	1	221
	里親	3	18	4	25
電話・訪問	分離	－	－	190	190
	在宅	－	－	173	173
	里親	－	－	32	32
ｱｾｽﾒﾝﾄ等会議	分離	－	－	52	52
	在宅	－	－	17	17
	里親	－	－	13	13
連絡会議	分離	－	－	562	562
	在宅	－	－	263	263
	里親	－	－	87	87
合　計	分離	171	591	839	1,601
	在宅	651	75	481	1,207
	里親	10	28	150	188
	合計	832	694	1,470	2,996

親子関係の再構築に向けた支援のあり方検討会（座長：庄司順一）「親子関係の再構築に向けた家族支援～親（母）と子の宿泊型サポート事業を実践して～」2008　宮城県大崎地域子どもセンター[26]　p．89　より転載

アセスメントツール

親子関係の評価、特に親子分離した子どもと保護者の関係、再統合に取り組む際のアセスメントは各地域で独自にアセスメントツールを作成して使用している状況にあるが、共通認識するツールを定めることは関係機関との連携においても重要と考えた。そのためスタッフが共通にチェックできる以下のアセスメントツールを既存の様々なアセスメントツールを参考に作成、試行した。

■家族再統合アセスメントシート（横浜市作成のアセスメントを参考に作成）

① 家庭環境アセスメント（家庭環境尺度含）
② 養育者の状況アセスメント(養育者の状況尺度含)
③ 子どもの状態アセスメント(子どもの状況尺度含)

■親子再接触プログラムアセスメント(試行)

家族再接触プログラム（面会）アセスメント［親］［子］
家族再接触プログラム（外泊）アセスメント［親］［子］
家族再接触プログラム（外出）アセスメント［親］［子］
家族再接触プログラムアセスメント(すこやか指標)

育児・生活把握シート

支援プログラム

基本的にメニュー呈示して親子に選んでもらう形である。日中の活動については基本的にメニューを提示して親子に自分たちの活動内容を選んでもらう形をとっている。親が中心の活動と親子活動がある（表 56.～57.）。

表 57. 親子支援班のプログラム（前掲書[26]より作成）

子どもにつくろう	子どもが使うマスコットやスモック、おやつ、離乳食　アレルギー食などをスタッフと共につくる
楽しみ見つけよう　趣味	やりたいと思っていたこと、趣味（手芸や絵手紙等）お母さんが食べたいものをスタッフと一緒につくる
なるほど子育て*	「こども」「子どもとの生活」について好きなテーマにそってスタッフと一緒に子育てを振り返り考える（参加型ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）
ペアレント・トレーニング**	子どもへの効果的なしつけの方法を講義、ビデオ、ロールプレイ等でスタッフと共に考える（参加型ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）
親子で楽しく遊ぼう	子どもと一緒に楽しく遊び、子どもとのふれあいをもつ
スタッフとお話	スタッフと日ごろの思いやこれからの利用の仕方などを話す

*カナダの Nobody's Perfect プログラムを参照して作成
**ｺﾓﾝｾﾝｽ･ﾍﾟｱﾚﾝﾃｨﾝｸﾞ･ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞを参照して作成

表 58. その他のプログラム　（前掲書[26]より作成）

保　　育	親と離れられる子どもは保育士が託児　母と同室で遊べる子どもには母のプログラムに保育士が入って同室保育
食事準備・あとかたづけ	午後のプログラムではスタッフが下ごしらえしたものを調理して食後の後片付けまでスタッフと一緒にする
午　　睡	親子で午後のプログラムまでほっと一息つける時間　親子だけで難しい場合は見守り
夜間の体制	当直は 2 名体制　宿泊親子には朝食準備から掃除までスタッフが参加　子どもが寝た後「ほっと一息タイム」を作って日ごろの生活を振り返りながら親の相談などに対応

分離した親子の再統合事例の経験について

面会、外出とつないできた過程で次の自宅外泊が失敗しないように宿泊プログラムを利用する。親子の関係性をより安全なものへと移行させるプロセスに親子が乗れるかどうかに重要な側面があるように感じた。

宿泊プログラムを通じて帰宅のアセスメントをする意味合いもあった。

親子関係の維持のために宿泊プログラムを利用するとか帰宅できない要件のある事例では親子関係の維持に宿泊プログラムを利用することも重要であった。

アセスメントについては親子支援班で作業したが客観性をとるために施設にもアセスメントをしてもらった。アセスメントについてはデータ蓄積中という状況であった。既存のプログラム等でなかなかマッチするものがみあたらず、後半では横浜市のアセスメントシートが有効であるように思われた。

分離した親子の再統合に関してみれば、家庭復帰の直前に利用を開始し、家庭復帰後は通所で利用した事例もある。通過点として保護者は理解していたのではないか。振り返りには児童福祉司も参加した。施設のファミリー・ソーシャルワーカーは距離的に遠いために参加できなかったので、スタッフが施設に訪問して情報伝達を行った。

フォローアップがあれば、再発はかなり未然防止できるのではないか。

関係維持の事例では親子が安全に面会するための管理的な見守りの意味もある。

児童養護施設での親子宿泊ではここまでの付添いと評価は難しい。何かあれば親の方から言ってもらうという設定が多く、実際多くの子どもたちが生活している場所で、そのことにもかかわりながらのスタッフとしてはこの宿泊プログラムの実施は難しい。

やりにくかった事例の特徴と課題

親が知的障害の事例では課題設定が難しかった。興味や理解、とり組む課題そのものの工夫が必要である。

子どもの問題自体はそれほど大きな障害にはならないが、年齢的なことで、年長の子どもは、この設定ではなじまないところがある。年長児を扱うなら環境やスタッフ、活動内容も違ってくるとみられる。対象の子どもだけでなく、きょうだい等を考えると子どもの年齢幅に合わせた課題の工夫も必要となってくる。

困った感がスタッフに伝わってこない保護者の場合、援助者と保護者のつながりを持ちにくい印象が強い。

ユーザーの声

自分が自分のままで居れる、ホッとできる場、子どもにこんな風にかかわれるのかといった印象、最初はプログラムに参加するのが嫌だったけれど、利用してみるとまた利用したいと思うようになった等の反響が聞かれた。

4-3. 宮城県2回目のヒアリング調査

2回目のヒアリング調査は、1回目で時間不足だった部分の補足と実際に使われた施設「すこやかハウス」(現在閉鎖中）の見学を行った。

里親の利用について

委託前のウォーミングアップとして、こういう時どうしたらいいのかとか、子育てのイメージ作りとして実施した。

経験事例についての補足調査

父親の関与が事例にとっては重要だと思われる事例が徐々に蓄積していた。家庭訪問等で父親との関わりも出てきた事例もあり、この事業では母子関係に的をしぼって出発しているが、今後は父親の参加への対応も必要だろう。

身構えて強制的にプログラムに参加させられる状況では援助は難しい。保護者が信頼する関係機関のスタッフが一緒に参加することでプログラムを受け容れることもある。利用の動機付けとしては利用者自身の動機付けが重要である。

一番来てほしい人ほど来ない。恐れを抱いて籠っていることが多く、地元の市町村が相談に乗っていたり周囲の受け入れ体制との連携が持てているかどうかが重要だと言える。

アセスメントに関して

親子分離の事例では、「どうしたらおうちに帰れるか」という線引きが重要。今は感覚的なものや児童福祉司の人情や経験が混在する判断の領域となっているように見える。リスクのある部分を複数の人間、機関が共通して認識できる物差しがあった方が良いと感じる。

バックアップ体制ともかかわるが、市町村に返した時の受け入れ態勢も含めての判断が必要となる。日本では査定する機能が不明確である。欧米ではこうした決定は裁判所が担っており、福祉機関はそのための申し立て、意見を提出する立場にあって区別されている。

親の評価が、子どもの施設生活が長いと生活空間からして違う場所での生活が基準になる。親子が一緒に暮らす生活空間・環境での評価が誰にも難しい。宿泊プログラムのこの場所は生活リズムとしては施設に近い。

子どもの施設からの評価

親子支援班から施設回りをした。最初は再統合・帰宅事例の援助を目指した。施設からは、すぐには家に帰れない子どもの親子関係の維持が大切だとの考えからの要望が強かった。親子の面接が滞りがちな事例などで、場面と場所が提供されれば、親子の関係維持に役立つのではないかと考えられた。

スタッフの専門性

多様な保護者と子どもの反応への臨機応変の対応、特に親側への支援と子どもの代弁機能のさじ加減、必ずしもプログラムに積極的な動機付けをもっていない保護者に対して、家庭訪問や通所を通じてのプログラム利用の動機付けを高め、主体的な自分からの参加にもっていくまでの道づくりが困難だが重要である。

スタッフとしては、たまたま強い動機づけをもった人間が集まってきた経過がある。主として育児支援の観点からの接近困難な家族へのアプローチに取り組んできた経験と強い動機づけのあるスタッフが、自らの提案を背景に職務に就いた経過がある。

複数の人間が24時間のスケジュールを交代しながら援助のかかわりを繋いでいくことにはかなりの熟練とタイミングをみる能力、保護者ごとの構えや怯え、緊張などに対応していく力量が必要となる。

市町村や施設に宿泊プログラムとその保護者への支援について情報発信していくことも重要である。研修会の企画や実施にも取り組んできた。（報告書[27]参照）

施設（すこやかハウス）

幹線道路沿いにやや周囲から独立して5〜6台の駐車スペースを前にして立っている物件。外からは普通の一戸建ちの家だが、1階は事務室仕様、2階はキッチンを中心にした居住スペースの造り（3室）になっており、特異な物件である。住居兼会社事務所として設計されて

いる。宿泊プログラムの実施のための施設としては印象からもプライバシーの点からも適性がある建物。今後プログラム終了により県からは売却される予定となっている。

IV. 考 察

1. 児童相談所における保護者指導・支援の様態

1-1. 保護者指導・支援プログラムの実態について

児童相談所の虐待対応における保護者指導・支援検討の焦点を特に分離介入後の親子関係の修復・調整に置いた場合、平成17年度からの複数の調査によれば、分離介入した事例において、アセスメントの結果、家庭復帰の可能性が見込まれるとして親子関係調整と子どもの家庭復帰の取り組みが計画されたもののうち、特定の技法・手法に基づいて計画された保護者支援プログラムを経て家庭復帰した事例はわずかであり、大半は通常のケースワーク、ソーシャルワークによる対応の下で家庭復帰したことになっている。ところが、これら通常のケースワーク、ソーシャルワークの枠組みにおいても、広範なケースマネジメントや処遇計画の立案については、縦断的に家庭復帰までの過程が対応局面ごとに区分・設計され、その都度の評価や対応選択の過程を経て方針決定が繰り返されるようなシステムの構築はいくつかの都道府県において運営されてきている。[10) 11) 2)]

今回の調査によれば、通常のケースワーク、ソーシャルワークの対応とされている保護者対応においても、かなりの割合で実際の対応の検討やアプローチの検討においては、様々な援助手法や保護者支援プログラムの情報が参照されており、その取り込みが進んでいること、また、対応の流れの中に部分的に何らかの保護者指導や援助のプログラムが組み込まれ、既存のケースワークやソーシャルワークにおける援助手法と、より専門的な保護者支援プログラムやアプローチ手法の部分的な活用による折衷が意図的に行なわれていることがうかがわれた。それらは固定的に設定され、その効果の評価や、訓練と技法の修練が蓄積されるような特定のプログラムの実施（15児童相談所、16種類　延べ18プログラム）よりは、はるかに広範囲に展開していることが認められる（41児童相談所、86プログラム）。

固定的な専門的プログラムは、主に保護者が自らの課題を理解し、不適切養育の変容と子どもとの関係改善が具体的に目指せるようになった段階で設定されているものが多い。そのため、保護者の養育態度の変容と親子関係の改善に焦点化したプログラムの設定が多い。

1-2. 援助目的からみた保護者支援の様態

今回の調査によって、子どもが分離保護された事例に限らず、児童相談所が虐待相談として扱った多くの事例において、保護者へのアプローチに様々な援助手法、これまでに開発されてきた保護者支援プログラムや保護者支援の様々なアプローチ手法の部分的な取り込みが進んできていることが明らかとなった。

これを相談対応における援助目的という観点からみると、部分的・折衷的なアプローチは「保護者の虐待・不適切養育の認識へのアプローチ」と「保護者の養育問題解決への動機づけを高める」が多数を占め、その次には「親子関係の修復に関する親の変化を促す」という順に優先順位が動いている。いずれも、親子関係の修復において、あるいは保護者支援の全過程においては、その初期～中期に属する課題に力点が置かれている。これらの取組みと保護者の反応との相関関係については統計的な有意性までは認められなかったが、虐待を否認したり、態度の変転によってしばしば児童相談所と対立したりする保護者に対して最も多くの対応工夫が投入されていること、ただし、保護者の養育姿勢の変容を課題とするには、保護者側が不適切養育をかなりの部分で認めてからになっていることがうかがわれる。

固定的なプログラムは、部分的には対応初期から設定される場合もあるものの、中心は保護者の不適切養育への自覚が進み、具体的な親子関係の修復が期待できる援助過程の中期～後期の段階になって設定される傾向にあり、その目的も保護者の課題理解と養育姿勢の見直しの動機付けを進めること、及び具体的な親子関係の修復に置かれている。

1-3. 組織体制・人員投入からみた保護者支援

児童相談所の虐待相談における保護者支援過程は、より全般的な保護者対応の流れの中に位置づけられるひとつの過程である。児童相談所の虐待相談における保護者対応の実態を人員体制のあり方から見ると、まず相談

対応を基本的に複数担当として設定する傾向が認められる。これは従来の相談対応の枠組みを大きく変えることであり、相談対応件数に対する人員数が従来の倍以上必要となることを意味している。さらに虐待相談対応全般を専従的に対応する担当者や担当課を置く傾向も認められる。ただし、そうした複数担当制や専従的対応システムだけで相談対応が進められているかというと、そうではない。

虐待相談過程を対応チームへの職員の投入状況から見ると、基本的な体制にさらに多量の人員投入が繰り返されている。特に突出しているのは初期の緊急対応と介入、及びそれに続く対立的な保護者対応であり、児童相談所の虐待相談対応における相当のエネルギーと人員がこの緊急性と対立する保護者対応に投入されていることが明らかである。これに続いて一定期間、継続的に応援体制が組まれているのが保護者支援プログラムやそれに類する支援過程である。緊急対応に比べて、投入数はやや少ないものの、継続して固定的な一定数のスタッフの投入が必要な支援過程は、おそらく一定数の人員体制が前提でなければ実施しにくい体制であるといえるだろう。

人員投入のもうひとつの特徴は専門職の投入体制にあり、医師、保健師、弁護士らのチーム参加がそれぞれの課題に合わせて行なわれている。

保護者支援の設定はこれら人員体制のマネジメントの上に成立している課題であり、その意味では児童相談所はまだまだ初期対応と対立する保護者対応にその多くの人員を臨時的に投入している状態にあって、保護者への支援にそれほどの人員を投入出来ない状況にあるとも言える。

1-4. 虐待対応の専門性とその領域について緊急対応の専門性が依然として課題となっている児童相談所の現状

虐待対応が従来の児童相談所の専門性において、さらに特殊な高度専門性を要することは既に明らかな課題であるが、とりわけ不適切養育の自覚と変容、親子関係の修復は、子どもへの支援と共に高度に専門的な支援課題である。この点についての児童相談所の意識を見ると、家庭復帰を初めとする保護者支援プログラムや保護者への援助手法は、家族へのアセスメントや保護者変化の評価に比べてより専門的な課題であることが意識されている。

ただし、虐待相談対応全般の中で、何が特別な専門性を強く必要としているかという課題認識においては、裁判所や司法機関と関連する法的・行政的対応、及び法的な被害確認調査（司法面接）、緊急対応に関するリスクアセスメントが、より特別な工夫が必要な課題として認識されており、その次に保護者への援助・支援課題が意識されている。

法的対応としての行政的な対応については人員体制においても集中的に弁護士の投入参加が認められる課題である。背景には対立する保護者対応の課題がある。

法的な被害確認調査（司法面接）はまだまだ全国的には未確立な課題であり、人員投入においてもそれほど、特徴的な対応がまだ確立していない今後の課題であるが、これも弁護士同様、児童相談所職員以外の専門職の応援・投入が予測される課題である。これに比べて、緊急対応に関するリスクアセスメントは、児童相談所の基本的な課題であり、調査によれば最も多量の人員が投入されている課題のひとつであるが、それが突出的に通常の業務を超える特別な工夫を要する課題に位置づけられているところに児童相談所が遭遇している状況の厳しさがあるとあえて言わなければならないだろう。

高度の専門性を要する課題に対しては当然、その専門性を有するスタッフの確保、あるいは職員体制が敷かれることが最優先の課題となる。法的対応や法的被害確認調査に関してはそれをマネジメントできる職員と、外部専門家の投入による作業が可能な課題である。保護者支援もまた、一定の範囲で外部専門家・専門機関からの参加を期待できる課題であるが、緊急対応時のリスクアセスメントだけは、児童相談所の組織本体の体制として整備しなければならない課題である。おそらくこの緊張感の背景には保護者支援に入るまでの介入による対立からのアプローチの難しさ、法改正によってより強い権限発動による子どもの安全確保の権限と義務を負ったこと、および最近の児童福祉司の配置における行政職の比率増加と基本経験年数の減少等が何らかの影響を与えていると推測される。

いずれにしても、子どもの安全の確保と以後の保護者対応～支援の出発点である緊急対応の体制、専門性の確立・確保は最重要の課題であり、そのための要件整備に

何が必要なのか、早急に整理・検討することが現在の児童相談所においてなお極めて重要な優先課題であることがこの調査からうかがわれる。

1-5. 保護者支援の専門性とその領域課題について

こうした状況を踏まえつつ、今一度、保護者支援の専門性について考えると、それは大きくふたつの領域に分けて考えることができる。ひとつは初期対応における介入や対立から連続的に保護者の養育姿勢や不適切養育の自覚を促すはたらきかけ、保護者の養育姿勢の変容と子どもとの関係修復の動機付けを促すアプローチの領域であり、児童相談所としてはケースワークやソーシャルワークと多くの部分で重複する専門性である。この流れはやがて実際的な親子の関係修復の評価や子どもを施設入所させた場合には、子どもの家庭復帰のための評価や継続的な分離のままでの親子関係の調整へとつながり、子どもが在宅であったり家庭復帰したりする場合には、地域の関係機関のネットワーク支援へ親子・家族をつなぐことと、そのフォローアップまで連続することになる。今回の調査によればこの領域で、主として初期～中期の段階について、既存のケースワーク、ソーシャルワークに新たな手法や開発されてきた専門的な保護者支援プログラムの手法や考え方が、折衷的なアプロー手法や部分的な保護者支援プログラムとして取り入れられてきていることが明らかとなっている。また基本的に保護者支援プログラムとしてだけには限定できない、サインズ オブ セイフティ・アプローチや、子どもの精神科医療がキーになってはいるが、レベル オブ ケアの枠組みにおける包括的なソーシャル・アプローチの考え方（小野　2008[28]）など、本来、児童相談所のケースワーク、ソーシャルワーク全体の枠組みとして対応・照合関係が検討できるようアプローチについては、個々の保護者支援プログラムとは区別した基本的枠組みとしての認知と検討が必要と考えられる。

もうひとつの課題領域は、より集中的な保護者支援のためのプログラム設定で、これは児童相談所の相談援助の過程のいずれかの時期に、その時期固有の保護者への支援課題に焦点化した援助プログラムを提供して課題の解決を支援するための領域と位置付けられる。従来の調査でも今回の調査でもこれはまだ援助活動全体の中では少数のささやかな試みに留まっている。今回の調査ではこれは援助過程の中期～後期の保護者が不適切養育改善のニーズを理解し始める時期から、その変容への動機づけを明確にする時期、及び子どもとの関係修復のために実際的な養育方法や子どもへの理解を進める時期に、一定の専門的なプログラムとして提供されていることが明らかとなっている。

1-6. 保護者支援に関する今後、展開すべき課題

1-5. で検討した課題領域はいずれも児童相談所の保護者支援の専門性としては重要な領域である。今後の展開としては、① 基本的な枠組みとして、虐待対応の全領域に及ぶ基本的な保護者対応の枠組みとして、ケースワーク、ソーシャルワークの枠組みに関すること、② 相談対応の初期～中期の保護者の問題意識・課題認識への支援としての対応と、③ 中期～後期の親子関係の修復と関係維持、子どもへの理解や具体的な養育能力向上の契機を提供する支援としての対応、及び④ 保護者自身の人生課題や養育姿勢の意識変容、生活改善の定着のための対応、の4領域に区分されると考えられる。

後ろの②～④の3領域にはそれぞれに固有の専門性があり、最初の①の領域は、それらをつなぎ、連続的・有機的に進めていくための専門性と位置づけることができる。ただし、その全般に関して、1-1 で触れたように、親子への分離介入後の修復、あるいは親子の再統合に関して、欧米とは異なる日本独自の文化、価値、規範に基づく枠組みの体系化について何らかの整理をしなければならないだろう。これは児童相談所の仕事というよりは、社会の価値観、要請に関する検討課題である。[*]

[*] この点については、1-2. で触れられた「家族再統合」の解釈のありようも大きく関わってくる。一連の本研究に先立つ保護者支援の研究において主任研究者であり、そこでは実際の家庭復帰を要件として定義した才村も、自著においては必ずしも家庭復帰を要件としない広義の「家族再統合」すなわち同居だけを前提とせず、心理的な絆の回復を含む「統合」を採用している。[25] 野口（2008）[15]の検討でも才村の広義の「家族再統合」を採用しているし、川崎ら（2008）[28]の家族支援の検討でも広義の「家族再統合」を論じている。これらの、同居に至らずとも実の親と子どもとの関係性の修復、心の絆の修復ないしは一緒には暮らすことがなくとも、互いにその在りようを受け容れ、家族としての精神的な一体性を修復することを重視し、そのための支援を家族支援・保護者支援と位置づけ、家庭から分離されて施設や里親家庭に暮らす子どもと保護者・家族の関係を何とか改善させようとする試みは、日本独自の価値観、家族観を前提にして理解、整理する必要があるのではないかと考えられる。

1-7. 保護者支援プログラムのあり方

児童相談所におけるケースワーク、ソーシャルワークは、複雑に変遷を続ける流動的な対応課題に対して、常にアンテナ・ショップ的な敏感さと柔軟な対応能力を要請されてきた。虐待相談における保護者支援についても、その基本的な傾向は変わっていない。児童相談所は、従来から蓄積してきた基本姿勢は大きく変えずに保ったまま、部分的に新たな、あるいは高度な専門性と呼ばれる領域の手法の取り込みや折衷的手法の工夫によって、不足する人員体制や財政状況において、あるいは困難を極め、態度の変転を繰り返したり対立的であったりする保護者対応において、あるいは問題の自覚や課題解決のための動機づけがなかなか進まない保護者対応においても何らかの支援の可能性を確保するための工夫と柔軟性を維持することを常に追及してきた。この意味で固定的な専門的プログラムは人員面と財政面の両方で限定的な適用範囲に留まっており、より折衷的で応用変化の工夫が利く領域が出現してきたと考えると現状が理解しやすい。

ただしこうした動きがある限り、対象となる手法もプログラムも流動的で固定せず、各児童相談所の状況やその時々の職員の専門性や相談事例のニーズに合わせたものとして生き物のように動いていくこととなり、一定の枠組みをもってその手法やプログラムの効果について評定していくことは困難となる。いきおい固定的なプログラムだけが注目されて評定の対象とされるかもしれないが、その適用範囲は限定されている。

1-8. 保護者支援プログラムの今後の展開可能性とその評価について

以上みてきたことからすれば、保護者支援プログラムの今後の展開可能性とその評価のためには以下の5つの課題があることが確認される。

① 流動的・折衷的な、ケースワーク、ソーシャルワークと融合している様々な保護者支援の実態について定点観測的な継続的情報把握による動態の把握と課題の分析。

② 固定的な情報蓄積が可能な保護者支援プログラムについて、その適用実施時期やケースマネジメントにおける対象選定や提示方法、プログラム実施後のアフターケアやフォローアップに関するケースワーク、ソーシャルワークのバックアップ体制についてのシステムの理解とそれをベースにした個々のプログラムの総合的な評価情報枠組みの構築とその情報蓄積。

③ 児童相談所が相談事例に対して何をしようとしたのか、その根拠は何であり、その結果の評価はどのような基準・根拠に立てば共通性と説明能力を持つことができるのか*) についての調査検討を行うこと。なお、これに関しては在宅指導領域と分離保護領域についてその違いと共通点を吟味する必要性がある。

*) 効果評定に関してはエビデンスに基づく評定に相当の困難さがあることをあらかじめ認識しておくことが必要である。この種の研究分野で指摘されている有効性の評価における、「最も信頼性のおける標準」となる方法は以下の要素を持つことが原則であるとされている（Prior, Glaser 2006）[29]

a．試行がランダム化され統制されている。
b．介入がマニュアル化されている。
c．基準（ベースライン）測度や査定は介入と独立して行い、査定する人たちは介入があることを知らされていない。
d．サンプルサイズが充分に大きい

a. はさらに、おそらく対照群の設定が要件となる。
また野口も自著[30]において、治療効果についての実証性基準について、アメリカ心理学会のガイドラインについて類似する基準に触れている。
これらについては 1-1 で取り上げた Daro, と Donnelly の文献[8]によるような総合的な、限界を見極めたアプローチの検討が必要となるだろう。

④ 経験的な蓄積として、相談の各局面で実効性があったとされる援助手法の情報蓄積と共有の方法化の検討。

⑤ 児童相談所における保護者支援の概括的な定式化、標準化（グランドデザイン化）は可能なのかどうかの検討。もし可能であればそれはどのようなものか。その視点からの展開可能性と課題は何か。

これらの課題は次年度以降の本研究において引き続き検討していくこととしたい。

2. 宿泊プログラムの可能性

2-1 ヒアリング調査から

宿泊プログラムについては今回、宮城県すこやかハウスの宿泊プログラムを調査した。調査から以下の点が認められる。

① 通常の生活場面とは異なるが、長時間、かつ日常生活場面で最もストレスが高くなるような食事や入浴、ものの片づけや、就寝から起床といった場面を連続的に分かち合いながら、支援の課題や現状の評価ができると共に直接その場で援助的な接触が持てる設定はその他の支援では得られない宿泊プログラムの強みである。家庭訪問プログラムが唯一これに類似した設定を含むが家族の近隣・地域における関係やプライバシーへの侵入度からみるとあまり現実的では無い。この点でも宿泊プログラムは一定の家族の近隣・地域あるいは家族の日常的なプライバシーは守った上で深い関与が可能となる設定である。

② 参加時点では必ずしも積極的な動機付けを持たないか、あるいは警戒的な構えを示す保護者との関係づくりについては、通所、家庭訪問、施設訪問など多様な接点を柔軟に設定できるスタッフ側、実施者側の構えが必要である。

③ 24時間、断続的なメニューとはいえ、長時間の連続的な関わりによって保護者との関係づくりと客観的な評価、臨機応変の介入や援助ができるチームを運営することは、誰にでもマニュアルがあればできるというものではない。宮城県においてもたまたまそれまでの経験から強い動機づけをもったスタッフが揃ったということで実現できた経過がある。

④ 分離した子どもと保護者の関係修復、家庭復帰についての事前評価とウォーミングアップ、あるいは早期には家庭復帰できないが保護者との関係維持が重要な課題である親子の接触維持、関係修復については、宿泊を伴う長時間の親子接触を管理・サポートできることに大きなメリットがあると考えられる。宮城県では母子関係に焦点を当てたプログラムが試みられているが、今後展開するなら父親を含むプログラムの展開が課題である。

⑤ 様々なアセスメントツールの開発、プログラムと児童相談所のケースマネジメントとの連携、市町村や市施設での支援とのネットワークの重要性は明らかで、その内容についてはまだその端緒についた状態で今後の蓄積と検証が課題である。

⑥ 在宅の事例については通所、家庭訪問が中核のメニューであり、宿泊はさらにその詰めをするための確認作業か、あるいは孤立し、対人関係をなかなか継続できない保護者との関係づくりに効果的な手法であるとみられる。

2-2. 宿泊プログラムの今後の可能性

Ⅱ４での調査と以上の検討を踏まえて、以下の点で今後、宿泊プログラムの有効性、必要性があると考えられる。

2-2-1. 施設入所児童の家庭復帰・措置解除に向けての判断評価のための手続き、及び援助のプログラムとして

① 措置解除に関する親子関係の客観的評価・判断の視点とその必要性

児童福祉法第２８条承認を含む分離保護による施設入所児童については、家族再統合を目指した措置解除に至るまでに多くの課題がある。保護者への強力な指導・援助と、ダメージを受けた子どもへの施設での援助を基盤として、さらに親子関係の修復・再構築が重要な課題となる。養育者の問題意識の程度、養育姿勢変容の幅、生活基盤の内容にはかなりの流動性とバラつきがあり、また、子どもの受けたダメージの内容・程度や、社会適応力、保護者との関係の持ち方における適応にも個人差や事例ごとの違いが大きく、観察・評価すべき要因は複雑多岐にわたるため、一貫した評定、評価については概括的な要素の共通性は認められるものの、個々にはケース・バイ・ケースの評価・判断が必要となる。特に面会・外出から、試験外泊に進む過程においては、保護者、子ども共に思いは複雑であり、それについての評価もまた、複雑・かつ困難である。

子どもの家庭復帰についての措置解除の判断には、保護者側、子ども側双方の変化の評価と、その両者の親子再接触による関係性の評価、地域の受け容れと援助・見守り態勢の評価が重要であるが、その妥当性の確認において最も難しいのは親子の関係性についての統一的な観察評価が困難であることによる。

この課題については家庭復帰支援専門相談員（ファミリー・ソーシャルワーカー）の配置を核とする施設機能強化事業の展開が既にあるが、家族調整、家庭復帰への援助を旨とする援助者としてのファミリー・ソーシャルワーカーの位置づけと、子どもの分離保護、保護者指導

を通じて、不適切養育の再発の危険性を視野に含めた措置の判断責任者として、親子関係を評価・判断する児童相談所とは、役割・立場・専門性に違いがある。

従って、ここで想定されるプログラムは、施設機能の参加を得ながらも、あくまでも評価・判断の主体は児童相談所に置いて、子どもの外泊の試行的実施を通じて、親子の緊張や複雑な思い、相互作用を含め、直接に親子が共有する場面・時間を職員が共有し、観察・評価を行なうことにその主たる意義がある。

措置解除・家庭復帰の判断を行なうひとつの要件として、児童相談所が宿泊プログラムによる評価を設定することは、子ども、保護者から見れば、いわば試験を受ける関門のようなものとなり、一定の抵抗感、ストレス、負担感が生じることは避けられない。しかし、子どもの生命・身体の安全についての判断において、分離保護が必要と判断せざるを得なかった児童福祉の専門性と責任性を考えると、措置解除においても同等の専門性と責任が問われるのもまた避けられない。しかるに保護者との指導・援助の関係性が生じている中で、客観的に保護者の何が変わり、子どもの何が変わり、親子関係の何が変わったのか、逆に何が今後とも課題となるのか等々について、冷静かつ慎重な事実観察に基づく評価を可能とするためには、試行的な宿泊プログラムをおいて他に有効な統一的手段は考えにくい。

②　家庭復帰をめぐる親子関係への援助の視点

施設機能強化事業としての家庭復帰支援専門相談員を核とした子どもの家庭復帰支援は、児童相談所の分離保護判断によって入所してきた子どもについても既に活動を展開している。施設によっては家族が宿泊できる設備も整えている。しかし、その展開に当たっては、夜間の時間帯への十分な職員配置の困難さ、児童相談所の措置権に基づく判断との調整、日々子どもの養育を担いつつ家族を基本的に受容し、支援する立場と、親子関係を子どもの最善の利益と安全の観点から審査的に評価する児童相所の立場との違い等、家族状況や親子関係の課題について、充分にその課題を担いきれない状況がある。

これらの領域について、今後、親子関係の観察・評価のためのプログラムとして、児童相談所が観察プログラムを実施する場合、関わりの立場、家族との関係性の整理をした上であれば、家庭復帰支援の観点から施設が協働できる可能性は十分にある。児童相談所の立場から見ても、家族の課題を観察・評価することは、最悪の場合には家庭復帰の延期や措置解除の難しさを立証・確認する可能性もあるが、むしろ、より具体的に残された親子の課題の明確化とその達成を支援することに結びつくことも期待される。そのために複数回の試験外泊の実施とその振り返りによる家族への指導・援助の展開も想定される。こうした活動に力点が置かれる場合には、施設側が展開してきた機能との協働がより効果的であることが期待される。

③　観察評価の妥当性や例外的な対応の必要性を含む今後の課題

これまで報告されている宿泊プログラムにおける、親子関係の観察とその評価は、母子関係に限られている。これを家庭復帰についての評価とするためには、父親も含めた家族全体での実施とその評価が必要となる。またその評価法が、措置行為の判断根拠としての実証的な評価データとなるには、なお多様な情報蓄積と検討、修正・洗練を必要としている。また、これらの評価の妥当性と共に、その過程は家族と共有され、その結果もまた家族と共有されることが想定されるので、こうした重大な決定に係る観察と評価を、どのように臨床的に事態を混濁させないで、家族と共有することが出来るかについては、今後の重要な研究課題である。評価のための客観的な手法は、これまで臨床現場で取り組まれてきた手法とはかなり異なるものとなる可能性もある。

施設の家庭復帰支援との共同作業についても、施設における子どもの援助とその成果、子どもの状況と変化についての情報共有が課題である。これについては、既に児童相談所は分離保護児童についての家族関係評価において施設との情報交換や検討を行なってきているが、施設生活と家庭生活の違い、地域における過去からの連続性と新しい環境・生活スタイルである施設生活での子どもの適応像との違い、など、家族を観察・評価し、将来を予測・統制するにあたっては、なお検討・確認すべき課題がある。

全ての事例において、こうした試行宿泊プログラムの実施が必要なのかどうか、どういう対象者が最も適切か、またどういう時期に実施することが効果的か、について

も今後検討が必要である。また施設・設備の整備と共に、児童相談所がこのプログラムを実施するにあたって整備すべき体制の吟味も必要である。

2-2-2. 早期の家庭復帰が見込まれない子どもと保護者の関係構築・維持の支援

① 分離保護児童の愛着形成と愛情の絆の課題の視点とそのための保障プログラムの必要性

子どもと保護者との愛着形成とその体制化の諸研究によれば、不適切養育、特に児童虐待を含む環境下で育った子どもには、それ以外の環境で育った子どもにはあまりみられない愛着の非体制化（非体制型の愛着）が高頻度にみられる（Main & Solomon,1986,[30]1990,[31] Carlson, 1998[32]）。これらの子どもの愛着の非体制化は、観察可能な条件にあったサンプルでは保護者の側に、特徴的な養育における行動：「おびえたような/おびえさせるような（frightened/frightening）行動」が認められ、それは保護者の未解決なトラウマやその結果としての混乱した解離様行動が反映したものと考えられ、両者には相関関係が想定されることが報告されている。[33][34]

またこうした愛着の非体制化を示す子どもは後に保護者に対して批判的・懲罰的であるか、親子の役割が逆転して保護者に対して保護的な態度をとるといった、統制的な愛着体制を形成することが観察されている（Main & Cassidy,1988,[35] van IJzendoorn, Schundgel, & Bakermans-Kranenberg, 1999[36]）。これらの兆候を示す子どもは、将来の社会的成熟や社会適応に困難を示す頻度も高く、暴力的・攻撃的な不適応行動との関係も指摘されている（Solomon, George, & De Jong, 1995,[37] Greenberg, 1999[38] 奥山, 2008[39]）。

また子どもの日常的な世話と安全を保障する養育は、子どもの愛着反応を導き、愛着の体制化をもたらすが、愛情の絆という観点でこの関係を見直すと、この世界で代替不能なかけがえの無い関係とすることによって築かれる愛情の絆は、子ども側にとっては愛着関係と重なり合うものであり、それは必然的なことである。ただし、養育者側からみると、子どもからの愛着を導く安全な養育と子どもへの愛情は別であることが指摘されている（Ainsworth, 1989,[40] p. 711）。

養育者が示す愛はそれだけでは子どもの安全を保障することにはなない。子どもへの適切な世話が行なわれない養育者の愛情は子どもには危険ですらある。こうした養育では、養育者が子どもからの愛着に応えるのではなく、養育者の側の不安や、子どもへの執着のために、子どもとの関係を支配している場合がある。そうした養育関係は、たとえ養育者の子どもへの愛情が示されていたとしても、子どもと養育者の関係においては病理性が発展する危険性が高い。健康で安全な愛着関係を確立し、体制化させるためには、適切に子どもの愛着反応を導き、応える養育行動と、子どもの安全を確保する適切な世話が重要である。しかしながら、子どもの自己肯定感情や将来の安定した人格成熟、良好な社会適応の形成には、愛着の体制化と共に相互的な愛情の絆の形成が重要であることは間違いが無い。

調査・研究はまた、子どもは環境的に設定される様々な代替的養育者とも愛着関係の体制化を形成できることを明らかにしている（Howe,1999[41]）。ただし代替養育者側は、保護者と異なる自身の子どもとの関係で愛情の絆の形成に困難を感じていることが多く、そのことが長期分離によって保護者との関係を代替する養育者との間で愛着関係を形成してきた子どもに深刻な傷をあたえる危険性（自分は愛されていない　愛される価値が無い　など）が高いことも指摘されている（これに類する代替的養育の問題については van IJzendoorn et.al. 1992[42]）。日本における社会的養護の現状をみると、施設入所している子どもとその養育者の交替はかなり頻繁に起こっている。

これらのことからすると、不適切養育環境に育ち、しばしば愛着の非体制化を示してきている子どもについては、保護者からの長期分離保護下にある環境において、代替的養育によってより安定した愛着の体制化を形成することが重要である。しかし、おそらくそれだけでは愛情の絆の形成は十分には保障されない。代替的養育による安定と並行して、保護者との関係の修復、構築、あるいはその維持が重要となる。長期分離される子どものパーマネンシーケア保障の観点からすれば、保護者との、トラブルに満ちた関係は強烈で矛盾に満ちた刺激的な愛情の絆でもある。これを乗り越えるまでの愛情の絆が代替的養育者との間に形成されない限り、子どもは保護者との愛情の絆において自分が肯定されないためのダメージから解放されず、そのために自己を肯定することや、将来の安定した人格の成熟や社会適応に重大なハンディを負わされる危険性が高い。

これらの理解に立てば、諸般の事情のために分離保護を避けられない子どもにとって、部分的制限下においてでも、何らかの保護者との接触を設定することによって愛情の絆を修復、形成、維持するための対応プログラムの検討が必要であることが見えてくる。もちろんこれには保護者に対する強い指導・援助も並行して必要となることはいうまでも無い。矛盾と危険に満ちた病理的な愛情の絆の延長は、子どもを不適切養育の影響下に拘束することとなってしまう。

② 早期の家庭復帰が見込まれない子どもと保護者の関係修復の視点とその必要性

早期の家庭復帰が見込まれない子どもと、それをもたらすことになった保護者との関係修復には様々な指導・援助上の課題がある。親子の接触そのもの、通信・面会や外出・外泊に制限を設定せざるを得ない事例においても、子どもと保護者の関係性において、日常的な世話、養育を通じて形成される愛着関係の形成とは同一化できないながら、なんらかの保護者との愛情の絆の修復・形成を促す援助が必要となる事例はある。親子の愛情の絆の修復・形成については、それぞれの当事者にとっての適切な時期、タイミングが重要であり、また子どもの成長の過程・段階においてもある程度の臨界期的な限度もあり得る。しかし、子どもの安全の保証という要件と、子どもと保護者との関係の修復・調整という要件とは、保護者側の指導援助プログラムへの適応程度、家庭生活の状況、子ども側の心身の安定状況、施設生活での適応の程度等において、しばしば折り合いのつかない要件となってしまう。

従って、それ相当の指導とその結果の評価を経て、かつそれなりの制限や監視下という条件においての実施が可能である場合に限られるが、親子が一緒に一定の時間と場面を共有することによって、互いの愛情の絆の形成、維持を試みることが必要かつ、そうした方法しか無いといえる事例があると考えられる。

こうしたプログラムで、宿泊という生活場面設定で寝食を共にすることは、その他の面会場面の設定とは相当に異なる濃密な親子関係の交流が可能である。またそれは常時監督・観察下において管理されるわけで、その評価もまた統一的に管理できる方法としては①と同様の条件設定において実施することが必要と考えられる。

これらの試みが、Ⅲ. 4-2. の家族再統合の家庭復帰プログラムの評定場面と共通する評価システムにおいて評定されることも、措置継続の妥当性を吟味する上では重要なポイントとなるだろう。もちろん、Ⅲ. 4-2. に比べると、その条件設定はより繊細でよく吟味されたプログラムが必要となり、個々の設定の目標は何か、母子関係、父子関係、家族・きょうだい関係をどのように扱うか、事前の確認・吟味、行動制限のあり方、子どもへの説明と設定方法、苦痛な分離を繰り返す危険性の評価など援助のデリケートさ、複雑さにおいても、事前・事後の評定とサポートにおいてもより高度な専門性が必要であり、施設が行なう家族調整との協働は前提条件でもあるが、同時に児童相談所がその責任と専門性において深く関与することが前提となるだろう。*)

*) 虐待を受け施設に入所した子どもの愛着の問題とその支援及び家族との関係修復のためのケアについては青木らの一連の研究[43]があるが、施設入所児童の検討については今後の展開が待たれる。

2-2-3. その他の利用・展開可能性

先の調査、および実施報告書[26]にあるように、宮城県すこやかハウスにおける保護者指導実践では、在宅の要援助状態にある母子関係への通所や家庭訪問を含む宿泊プログラムの提供、里親委託児童と里親との関係性の吟味、里子委託のウォーミングアップとしての宿泊の試行実施などを展開している。これらの実践は上記の家庭復帰・措置解除前の吟味・判断や長期の分離保護児童の保護者との関係性維持のプログラムに比べると児童相談所がそこでしか実践できないという排他性、実施責任としても、その情報発信、試行場所としてこの宿泊プログラムの実施場所がその起点となることにも意義は認められる。

2-2-4. プログラム実施に当たっての附帯事項

先の調査で触れたとおり、このプログラム実施にあたっては設備の固有条件、空間の効果的な使用、地理的条件と共に、スタッフの多様な専門性と経験に基づく呼吸のあったチームワーク、対外的な対応能力において高度の専門性とパートナーシップが要求される。この観点から、宮城県の児童相談所とすこやかハウスにおけるスタッフの試行実践はかなり突出した高い実践能力と経験の蓄積を示しており、この設備とスタッフチームの再活

動を軸として上記の宿泊プログラムの可能性を検討することが有望であるといえる。

引用文献・参考文献

1) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」2008
2) 平成19年度児童関連サービス調査研究事業報告書「改正児童虐待防止法の円滑な運用に関する基礎研究（主任研究者：才村　純）」2008こども未来財団
3) 才村　純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究」2006　日本子ども家庭総合研究所紀要第42集（平成17年度）147-175
4) Finkelho,D.,著 佐藤まゆみ訳「序」『ｼﾞｮﾝ･E･B･ﾏｲﾔｰｽﾞ他著 小木曽　宏監修「マルトリートメント　子ども虐待対応ガイド：The APSAC Handbook on Child Maltreatment」』2008　明石書店　5-11
5) Daro, D., Donnelly,A.C.,著　遠藤夏美訳 和泉広恵監訳「子ども虐待の防止ー成果と課題」『ｼﾞｮﾝ･E･B･ﾏｲﾔｰｽﾞ他著 小木曽　宏監修「マルトリートメント　子ども虐待対応ガイド：The APSAC Handbook on Child Maltreatment」2008　明石書店』623-649
6) 上掲書　637
7) 上掲書　639-642
8) 上掲書　642-643
9) 各都道府県の虐待対応における児童相談所を中心とした虐待対応、保護者支援体制の構築については、いくつかの報告がなされている。[10][11][12] いずれもその取り組みは現在も構築中であって、評価の段階には至っていないこと、取り組みは多岐・複雑なものであり、その評価は8)での指摘にもあるように、実証性、客観性のある、共有可能な評価測度を設けること自体が難しいことから、今後の課題のひとつとなっているといえる。
10) 愛知県「家族再生のための地域型家族支援マニュアル」2003
11) 神奈川県「「こども虐待」への家族支援」2006
12) 千葉県社会福祉協議会「家族関係支援の手引き～切れ目のない支援の実現に向けて～」2008
13) 児童虐待防止対策支援・治療研究会編「子ども・家族への支援・治療をするために」　2004　日本児童福祉協会
14) 才村　純他「児童相談所における家族再統合援助実施体制のあり方に関する研究　～実践事例の収集、分析」2008　日本子ども家庭総合研究所紀要第44集（平成19年度）187-256
15) 児童虐待に関する現場でのプログラムの開発とその検証作業については、野口啓示「被虐待児の家族支援　家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発」2008福村出版などが好例である。
16) また、独自のプログラム開発からの臨床現場へのアプローチとしては、森田ゆり・エンパワメントセンター「MY TREE ペアレンツ・プログラム　実践報告書」2006　エンパワメントセンター、森田ゆり「虐待する親の回復と法改正：MY TREE ペアレンツ・プログラムの実践から」2008　アディクションと家族24(4)　306-312　などがある。
17) 前掲書3)
18) 平成17年度児童関連サービス調査研究事業報告書「児童相談談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究（主任研究者：才村　純）」2006　こども未来財団
19) 才村　純他「児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究　ー虐待者の属性と効果的な援助に資する要因との相関関係に関する実証的研究ー」2007　日本子ども家庭総合研究所紀要第43集（平成18年度）181-202
20) 平成18年度児童関連サービス調査研究事業報告書「児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題調整及び制度のあり方に関する調査研究（主任研究者：才村　純）」2007　こども未来財団
21) 前掲書14)
22) 前掲書2)
23) 前掲書17)=3)　148
24) 才村　純他「虐待対応に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究(2)」　2005日本子ども家庭総合研究所紀要第41集（平成16年度）129-174
25) 才村　純「子ども虐待ソーシャルワーク論」2005 有斐閣　13-26
26) 親子関係の再構築に向けた支援のあり方検討会（座長：庄司順一）「親子関係の再構築に向けた家族支援～親（母）と子の宿泊型サポート事業を実践して～」2008　宮城県大崎地域子どもセンター
27) 小野善郎「虐待を受けた子どもと親への支援・治療に関する研究」『平成19年厚生労働科学研究補助金（子ども総合研究事業）「児童虐待の子どもの被害、及び子どもの問題行動の予防・介入・ケアに関する研究（主任研究者　奥山眞紀子）」分担研究報告書』2008　437-456
28) 平成19年度研究報告書「児童虐待における家族支援に関する研究　ー児童福祉施設での取り組みー（研究代表者：川崎二三彦）」2008　子どもの虹情報研修センター
29) Prior,V., Glaser,D.,Understanding Attachmnet and Attachmen Disordres: Theory,Evidence and Practice. 2006 Royal College of Psychatrist　加藤和生監訳「愛着と愛着障害ー理論と証拠にもとづいた理解・臨床・介入のためのガイドブック」2008　北大路書房　289-290
30) 15)で引用した野口啓二「被虐待児の家族支援　家族再統合実践モデルと実践マニュアルの開発」2008 福村出版 164-165
31) Main,M., and Solomon, J., Discovery of an insecure disorganized / disoriented attachment pattern : procedures, findings and implications for the classification of behavior. In T.Braxelton and M.Yogman(eds)*Affective Development in Infancy.* Norwood, NJ: Ablex 1986
32) Main,M., and Solomon, J., Procedures for identifying infants as disorganized / disoriented during the Ainsworth Strange Situation. In M.Greenberg, D.Cicchetti and Cummings (eds) *Attachment in the preschool Years :Theory, Research, and Intervention.* Chicago: University of Chicago Press 1990
33) Carlson,E., A prospective longitudinal study of attachment disorganization/disorientation. Child Development 69,4, 1107-1128
34) Main,M., and Hesse,E./Parents' unresolved traumatic experiences are related to infant disorganized attachment status :Is frightened and/or frightening parental behavior the linking mechanism? In Greengerg, M.T., Cicchetti,D.,& Cummings, E.M.(Eds.) *Attachment in the preschool Years :Theory, Research, and Intervention.* Chicago: University of Chicago Press 1990
35) 久保田まり「アタッチメント研究の発展　発達臨床心理学的接近」『庄司順一　奥山眞紀子　久保田まり 編著「アタッチメント　子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」2008　明石書店』65-91
36) Main,M., and Cassidy,J., Categories of response to reunion with the parent at six:predictable from infant attachment classifications and stable over a 1-mpnth period. *Developmental Psychology 24,* 1988　415-426
37) van IJzendoorn,M., Schuengel,C., Bakermans-Kranenburg,M., Disorganized attachment in early childhood: mean-analysis of precursors, concomitants, and sequelae. *Development and Psychopathology 11,* 1999　225-249
38) Solomon,J., George,C. and De Jong,A., Children classified as controlling at age six: evidence of disorganized representational

strategies and aggression at home and at school. *Development and Psychopathology 7*, 1995　447-463

39) Greenberg,M., Attachment and psychopathology in childhood. In J.Cassidy and P. Shaver(eds) Handbook of Attachment: Theory, Research and Clinical Applications. New York: Guilford Press 1999

40) 奥山はこのトラウマと関連するアタッチメントの問題を、Attachment Problems-Trauma Complex(ATC)と名付けて反応性愛着障害の問題を愛着とトラウマの問題として理解し、整理しようとしている。
奥山眞紀子「アタッチメントトラウマ」『庄司順一　奥山眞紀子　久保田まり 編著「アタッチメント　子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」2008　明石書店』143-176

41) Ainsworth, M. Attachment beyond infancy. *American Psychologist 44*, 4, 1989　709-716

42) Howes,C., Attachment relationships in the content of multiple caregivers. In j.Cassidy and P.Shaver (eds) Handbook of Attachment: Theory, Research and Clinical Applications. New York: Guilford Press　1999　675

43) van Ijzendoorn,M., Sagi,A.and Lambernon,M. The multipule caretaker paradox:data from Holland and Israel. In R.Pianta(ed.) *New Directions for Child Development: no.57 Beyond the Parent:The Role of Other Adults in Children's Lives*. San Francisco: jossey-Bass 1992　22

44) 青木 豊「アタッチメント障害の診断と治療」『庄司順一　奥山眞紀子　久保田まり 編著「アタッチメント　子ども虐待・トラウマ・対象喪失・社会的養護をめぐって」2008　明石書店』122-142

児童相談所における保護者支援のあり方に関する実証的研究２保護者援助手法の効果、信頼性、妥当性に関する実証的研究
図表　（表 6. ～ 53.　　図 2.～図 17.）

表6. 虐待対応相談の原則的な担当者設定

児童福祉司	1人	2人	3人以上	その他の設定
随時参加	24	29	2	19（一部補足を含む）
	21.8%	26.4%	1.8%	
1人	24	17	3	
	21.8%	15.5%	2.7%	
2人以上	0	0	3	
	0.0%	0.0%	2.7%	
合　計	48	46	8	18

自由記述資料１．(1)その他の担当者設定

1．原則として、虐待対応チームが複数で対応している。
※児童福祉司には、保健師、教員の有資格者を含む。
2．①通告への初期対応及び転換点（２８条、施設入所）については、児童福祉司２名。
②アセスメントについては、福祉司と心理司２名のペア。
3．安全確認等、必要に応じ複数対応。
4．虐待専掌福祉司２名が対応し、必要に応じて児童心理士が随時参加する。
5．虐待対応専従班（児童福祉司１、保健師１、虐待対応専門員）が初期対応。その後は地区担当児童福祉司及び、児童心理司が主に対応し、状況に応じて虐待対応専従班が応援。
※児童福祉司には、保健師、教員の有資格者を含む。
6．決まっていない。虐待の状況や児童数、緊急度等で判断して対応する。
7．児童虐待専掌児童福祉司２人
8．児童心理司は担当には必ずつくが、必ず面接をしているとは限らない。ケースの進ちょく状況による。
9．児童福祉司（虐待専掌）１名。
10．児童福祉司２人か、児童福祉司と児童心理司。
11．児童福祉司と担当係長、児童福祉司と虐待対応主幹、児童福祉司の２人体制。
12．主たる虐待相談対応・主幹（１人）
13．初期対応は虐待対応チームが行うが、継続的支援の必要なケースは、受理会議に諮り地区担当児童福祉司、児童心理司に引き継ぐ。必要に応じ、チームと地区担当者は連携、協力をしながら対応を行っている。
14．初期調査・対応は複数職員で対応（児童福祉司、保健師等）。児童心理司は随時参加。
15．初期調査は、虐待対応チーム（福祉司１、心理司１、保健師１、対応専門員１）＋地区担当福祉司での対応。
16．場合によりＣＷ班長が一緒に対応する。また兄弟が多いケースなどはＣＰが複数入ることもある。
17．但し、通告後の初期調査や保護者との面接は担当児童福祉司と副担等の複数対応。
18．夫婦個別面接を行う場合。

(2)前問(1)の原則的な虐待相談対応の設定から、担当者が増えたり(複数対応)、専従班(例えば、虐待対応班や家庭復帰支援班等)が加わり、ひとつの事例を複数またはチームで対応するのは、どのようなねらい(局面)の場合ですか

表7. 児童福祉司が増える場合　度数分布表（複数回答）　Ｎ＝110　応答数＝518

項　目	応答数		応答した児童相談所（Ｎ）内の構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
	応答数	構成比		
a. 緊急一時保護	81	15.6%	81.0%	73.6%
b. 通常の安全確認	30	5.8%	30.0%	27.3%
c. 立ち入りによる安全確認	83	16.0%	83.0%	75.5%
d. 施設入所	14	2.7%	14.0%	12.7%
e. 施設での対応（面会等）	9	1.7%	9.0%	8.2%
f. 一般的な保護者への対応	18	3.5%	18.0%	16.4%
g. 対立する保護者への対応	88	17.0%	88.0%	80.0%
h. 刑事告発	29	5.6%	29.0%	26.4%
i. 告訴	25	4.8%	25.0%	22.7%
j. 親権喪失宣告申立(33条6)	21	4.1%	21.0%	19.1%
k. ２８条の申立	29	5.6%	29.0%	26.4%
l. ２８条の更新	14	2.7%	14.0%	12.7%
m. 家庭復帰プログラムの実施	15	2.9%	15.0%	13.6%
n. 保護者支援プログラムの実施	14	2.7%	14.0%	12.7%
o. 告知場面	33	6.4%	33.0%	30.0%
p. 司法面接	10	1.9%	10.0%	9.1%
q. カウンセリング	4	0.8%	4.0%	3.6%
r. その他	1	0.2%	1.0%	0.9%
合　計	518	100.0%		

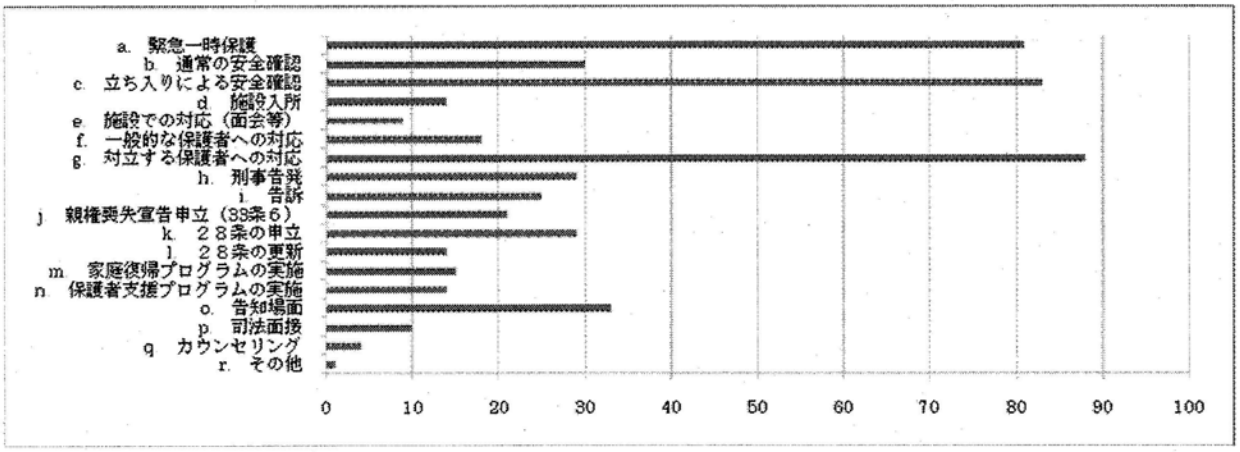

図２．児童福祉司が増える場合

表8．児童心理司が増える場合 度数分布表（複数回答）　N＝93　応答数＝349

項　目	応答数		応答した児童相談所（N）内での構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
	応答数	構成比		
a. 緊急一時保護	24	6.9%	25.8%	21.8%
b. 通常の安全確認	7	2.0%	7.5%	6.4%
c. 立ち入りによる安全確認	23	6.6%	24.7%	20.9%
d. 施設入所	18	5.2%	19.4%	16.4%
e. 施設での対応（面会等）	26	7.4%	28.0%	23.6%
f. 一般的な保護者への対応	13	3.7%	14.0%	11.8%
g. 対立する保護者への対応	25	7.2%	26.9%	22.7%
h. 刑事告発	5	1.4%	5.4%	4.5%
i. 告訴	3	.9%	3.2%	2.7%
j. 親権喪失宣告申立（33条6）	4	1.1%	4.3%	3.6%
k. 28条の申立	9	2.6%	9.7%	8.2%
l. 28条の更新	5	1.4%	5.4%	4.5%
m. 家庭復帰プログラムの実施	50	14.3%	53.8%	45.5%
n. 保護者支援プログラムの実施	46	13.2%	49.5%	41.8%
o. 告知場面	11	3.2%	11.8%	10.0%
p. 司法面接	24	6.9%	25.8%	21.8%
q. カウンセリング	52	14.9%	55.9%	47.3%
r. その他	4	1.1%	4.3%	3.6%
合　計	349	100.0%		

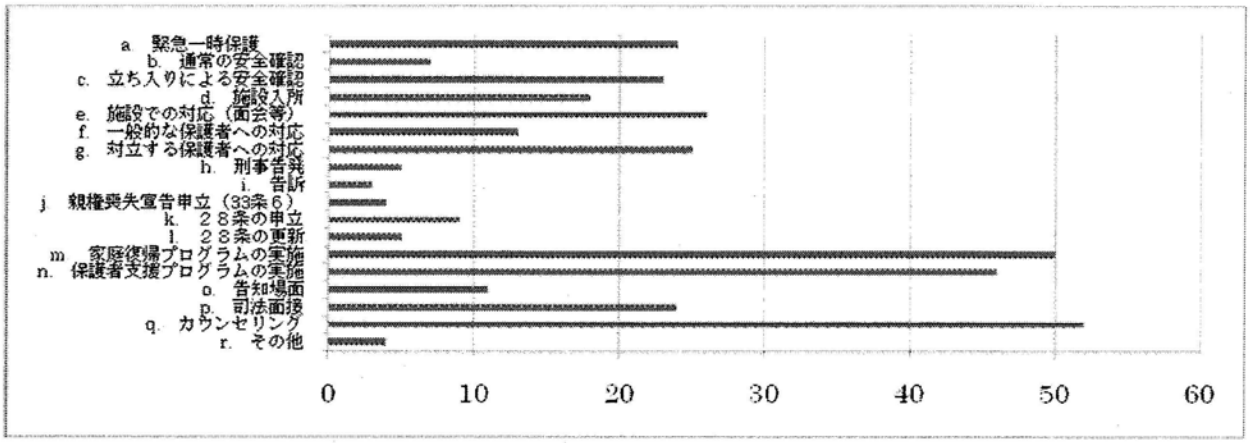

図3．児童心理司が増える場合

表9．児童福祉司　児童心理司共に増える場合 度数分布表（複数回答）　N＝63　応答数＝207

項　目	応答数		応答した児童相談所（N）内での構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
	応答数	構成比		
a. 緊急一時保護	30	14.5%	47.6%	27.3%
b. 通常の安全確認	8	3.9%	12.7%	7.3%
c. 立ち入りによる安全確認	32	15.5%	50.8%	29.1%
d. 施設入所	6	2.9%	9.5%	5.5%
e. 施設での対応（面会等）	5	2.4%	7.9%	4.5%
f. 一般的な保護者への対応	6	2.9%	9.5%	5.5%
g. 対立する保護者への対応	30	14.5%	47.6%	27.3%
h. 刑事告発	5	2.4%	7.9%	4.5%
i. 告訴	7	3.4%	11.1%	6.4%
j. 親権喪失宣告申立（33条6）	4	1.9%	6.3%	3.6%
k. 28条の申立	7	3.4%	11.1%	6.4%
l. 28条の更新	3	1.4%	4.8%	2.7%
m. 家庭復帰プログラムの実施	20	9.7%	31.7%	18.2%
n. 保護者支援プログラムの実施	20	9.7%	31.7%	18.2%
o. 告知場面	10	4.8%	15.9%	9.1%
p. 司法面接	9	4.3%	14.3%	8.2%
q. カウンセリング	4	1.9%	6.3%	3.6%
r. その他	1	.5%	1.6%	0.9%
合　計	207	100.0%		

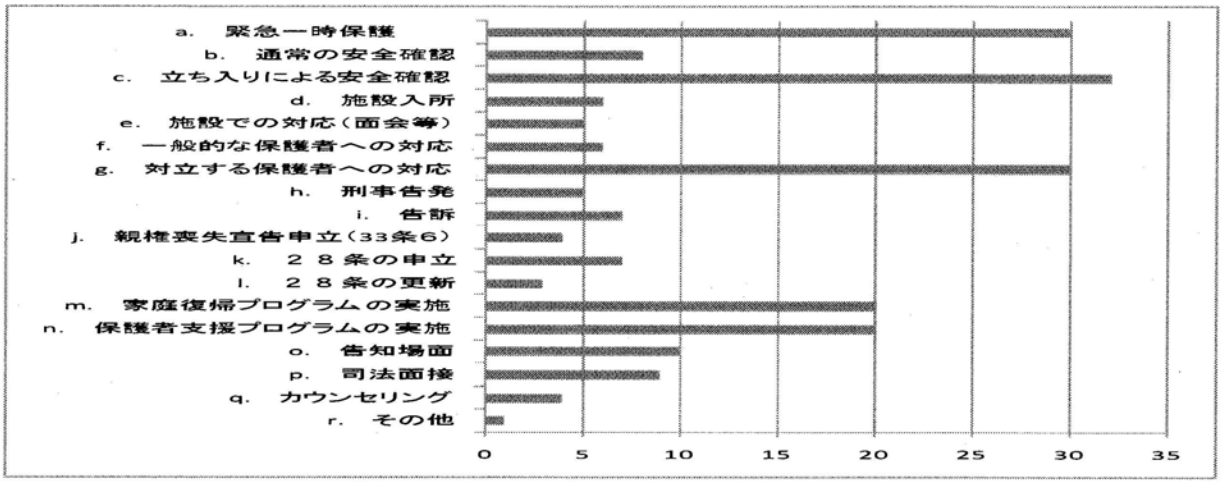

図4．児童福祉司、児童心理司共に増える場合

表10．専従課・班等が加わる場合 度数分布表（複数回答） N＝34 応答数＝262

項目	応答数		応答した児童相談所（N）内での構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
	応答数	構成比		
a. 緊急一時保護	25	9.5%	73.5%	22.7%
b. 通常の安全確認	16	6.1%	47.1%	14.5%
c. 立ち入りによる安全確認	27	10.3%	79.4%	24.5%
d. 施設入所	9	3.4%	26.5%	8.2%
e. 施設での対応（面会等）	9	3.4%	26.5%	8.2%
f. 一般的な保護者への対応	11	4.2%	32.4%	10.0%
g. 対立する保護者への対応	26	9.9%	76.5%	23.6%
h. 刑事告発	19	7.3%	55.9%	17.3%
i. 告訴	16	6.1%	47.1%	14.5%
j. 親権喪失宣告申立（33条6）	14	5.3%	41.2%	12.7%
k. 28条の申立	20	7.6%	58.8%	18.2%
l. 28条の更新	13	5.0%	38.2%	11.8%
m. 家庭復帰プログラムの実施	14	5.3%	41.2%	12.7%
n. 保護者支援プログラムの実施	13	5.0%	38.2%	11.8%
o. 告知場面	13	5.0%	38.2%	11.8%
p. 司法面接	11	4.2%	32.4%	10.0%
q. カウンセリング	4	1.5%	11.8%	3.6%
r. その他	2	.8%	5.9%	1.8%
合計	262	100.0%		

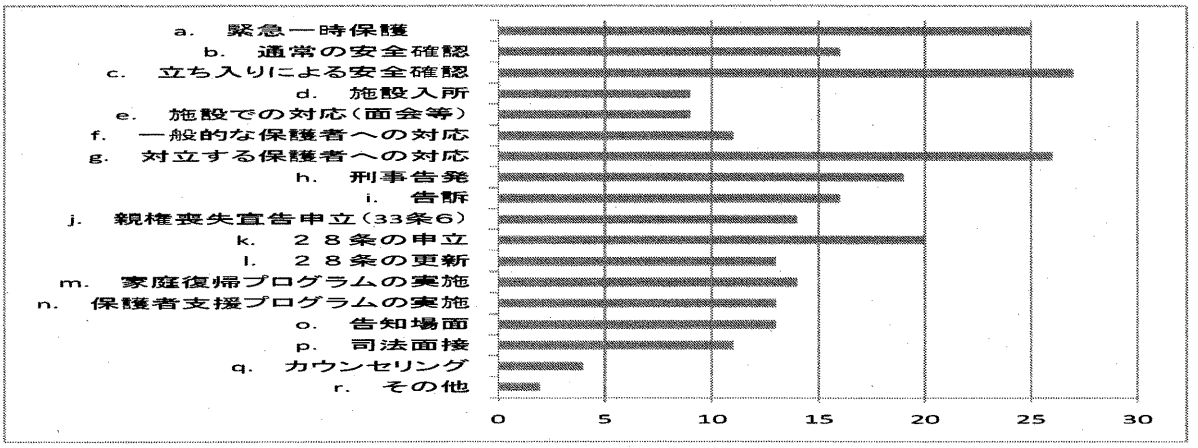

図5．専従課・班等が加わる場合

表11．単回で応援に入る場合 度数分布表（複数回答） N＝81 応答数＝315

項目	応答数		応答した児童相談所（N）内での構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
	応答数	構成比		
a. 緊急一時保護	62	19.7%	76.5%	56.4%
b. 通常の安全確認	25	7.9%	30.9%	22.7%
c. 立ち入りによる安全確認	60	19.0%	74.1%	54.5%
d. 施設入所	22	7.0%	27.2%	20.0%
e. 施設での対応（面会等）	10	3.2%	12.3%	9.1%
f. 一般的な保護者への対応	11	3.5%	13.6%	10.0%
g. 対立する保護者への対応	46	14.6%	56.8%	41.8%
h. 刑事告発	10	3.2%	12.3%	9.1%
i. 告訴	9	2.9%	11.1%	8.2%
j. 親権喪失宣告申立（33条6）	7	2.2%	8.6%	6.4%
k. 28条の申立	7	2.2%	8.6%	6.4%
l. 28条の更新	4	1.3%	4.9%	3.6%
m. 家庭復帰プログラムの実施	7	2.2%	8.6%	6.4%
n. 保護者支援プログラムの実施	7	2.2%	8.6%	6.4%
o. 告知場面	14	4.4%	17.3%	12.7%
p. 司法面接	8	2.5%	9.9%	7.3%
q. カウンセリング	3	1.0%	3.7%	2.7%
r. その他	3	1.0%	3.7%	2.7%
合計	315	100%		

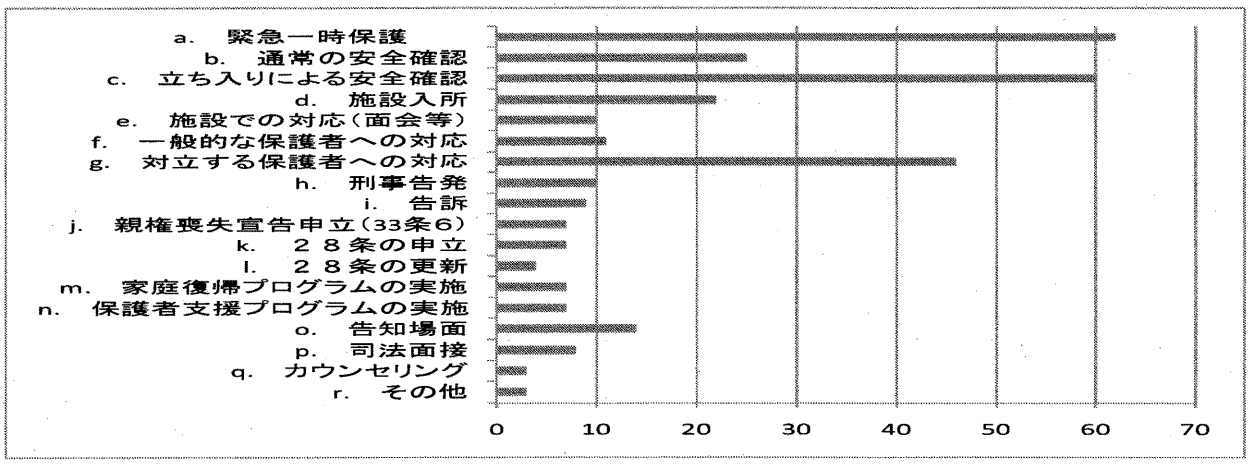

図6．単回で応援に入る場合

表12．単回で特定の作業（心理判定等）を行う場合 度数分布表（複数回答） N＝58 応答数＝145

項　　目	応答数 応答数	構成比	応答した児童相談所（N）内での構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
a. 緊急一時保護	13	9.0%	22.4%	11.8%
b. 通常の安全確認	4	2.8%	6.9%	3.6%
c. 立ち入りによる安全確認	7	4.8%	12.1%	6.4%
d. 施設入所	20	13.8%	34.5%	18.2%
e. 施設での対応（面会等）	10	6.9%	17.2%	9.1%
f. 一般的な保護者への対応	5	3.4%	8.6%	4.5%
g. 対立する保護者への対応	6	4.1%	10.3%	5.5%
h. 刑事告発	6	4.1%	10.3%	5.5%
i. 告訴	8	5.5%	13.8%	7.3%
j. 親権喪失宣告申立（33条6）	6	4.1%	10.3%	5.5%
k. 28条の申立	8	5.5%	13.8%	7.3%
l. 28条の更新	7	4.8%	12.1%	6.4%
m. 家庭復帰プログラムの実施	13	9.0%	22.4%	11.8%
n. 保護者支援プログラムの実施	10	6.9%	17.2%	9.1%
o. 告知場面	4	2.8%	6.9%	3.6%
p. 司法面接	5	3.4%	8.6%	4.5%
q. カウンセリング	11	7.6%	19.0%	10.0%
r. その他	2	1.4%	3.4%	1.8%
合　　計	145	100.0%		

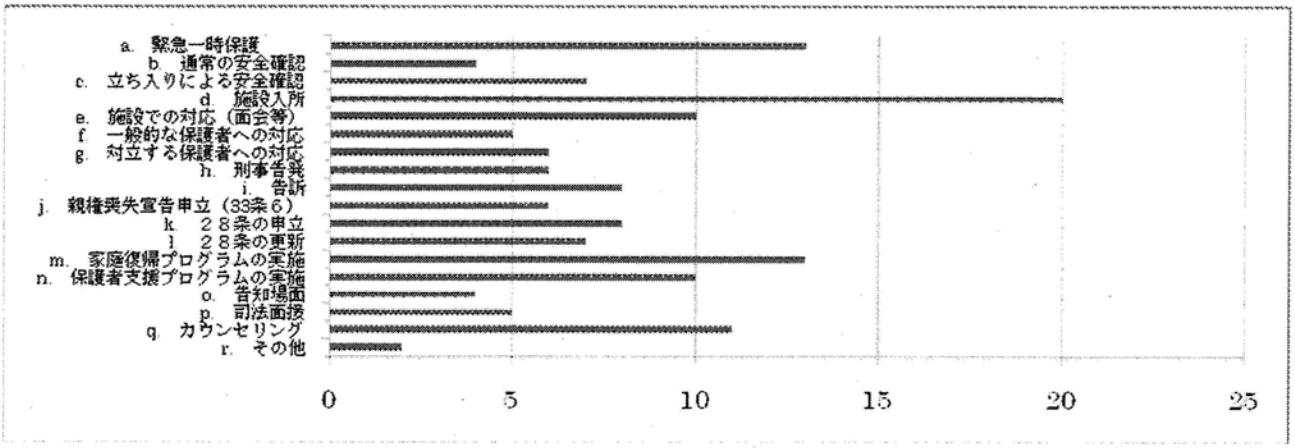

図7．単回で特定の作業（心理判定等）を行う場合

表13.ある一定期間のみ継続的に応援に入る場合 度数分布表（複数回答） N＝60 応答数＝201

項　　目	応答数 応答数	構成比	応答した児童相談所（N）内での構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
a. 緊急一時保護	5	2.5%	8.3%	4.5%
b. 通常の安全確認	4	2.0%	6.7%	3.6%
c. 立ち入りによる安全確認	7	3.5%	11.7%	6.4%
d. 施設入所	3	1.5%	5.0%	2.7%
e. 施設での対応（面会等）	8	4.0%	13.3%	7.3%
f. 一般的な保護者への対応	8	4.0%	13.3%	7.3%
g. 対立する保護者への対応	29	14.4%	48.3%	26.4%
h. 刑事告発	14	7.0%	23.3%	12.7%
i. 告訴	12	6.0%	20.0%	10.9%
j. 親権喪失宣告申立（33条6）	12	6.0%	20.0%	10.9%
k. 28条の申立	16	8.0%	26.7%	14.5%
l. 28条の更新	10	5.0%	16.7%	9.1%
m. 家庭復帰プログラムの実施	24	11.9%	40.0%	21.8%
n. 保護者支援プログラムの実施	23	11.4%	38.3%	20.9%
o. 告知場面	4	2.0%	6.7%	3.6%
p. 司法面接	7	3.5%	11.7%	6.4%
q. カウンセリング	12	6.0%	20.0%	10.9%
r. その他	3	1.5%	5.0%	2.7%
合　　計	201	100.0%		

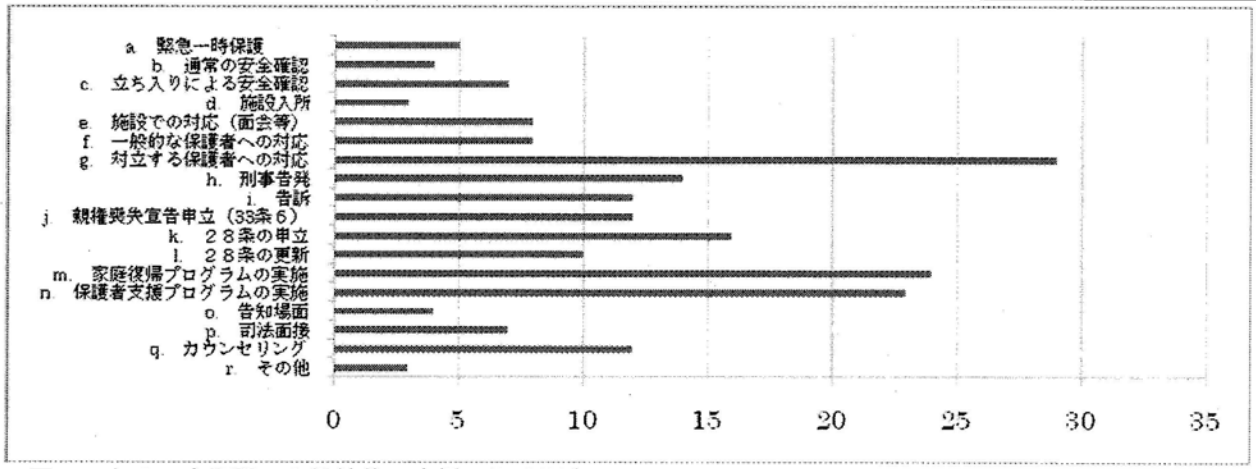

図8．ある一定期間のみ継続的に応援に入る場合

表14. 医師が担当として加わる場合 度数分布表（複数回答） N＝49 応答数122

項目	応答数		応答した児童相談所（N）内での構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
	応答数	構成比		
a. 緊急一時保護	5	4.1%	10.2%	4.5%
b. 通常の安全確認	0	0.0%	0.0%	0.0%
c. 立ち入りによる安全確認	5	4.1%	10.2%	4.5%
d. 施設入所	3	2.5%	6.1%	2.7%
e. 施設での対応（面会等）	0	0.0%	0.0%	0.0%
f. 一般的な保護者への対応	5	4.1%	10.2%	4.5%
g. 対立する保護者への対応	6	4.9%	12.2%	5.5%
h. 刑事告発	8	6.6%	16.3%	7.3%
i. 告訴	8	6.6%	16.3%	7.3%
j. 親権喪失宣告申立（33条6）	5	4.1%	10.2%	4.5%
k. 28条の申立	11	9.0%	22.4%	10.0%
l. 28条の更新	6	4.9%	12.2%	5.5%
m. 家庭復帰プログラムの実施	7	5.7%	14.3%	6.4%
n. 保護者支援プログラムの実施	16	13.1%	32.7%	14.5%
o. 告知場面	9	7.4%	18.4%	8.2%
p. 司法面接	2	1.6%	4.1%	1.8%
q. カウンセリング	22	18.0%	44.9%	20.0%
r. その他	4	3.3%	8.2%	3.6%
合計	122	100.0%		

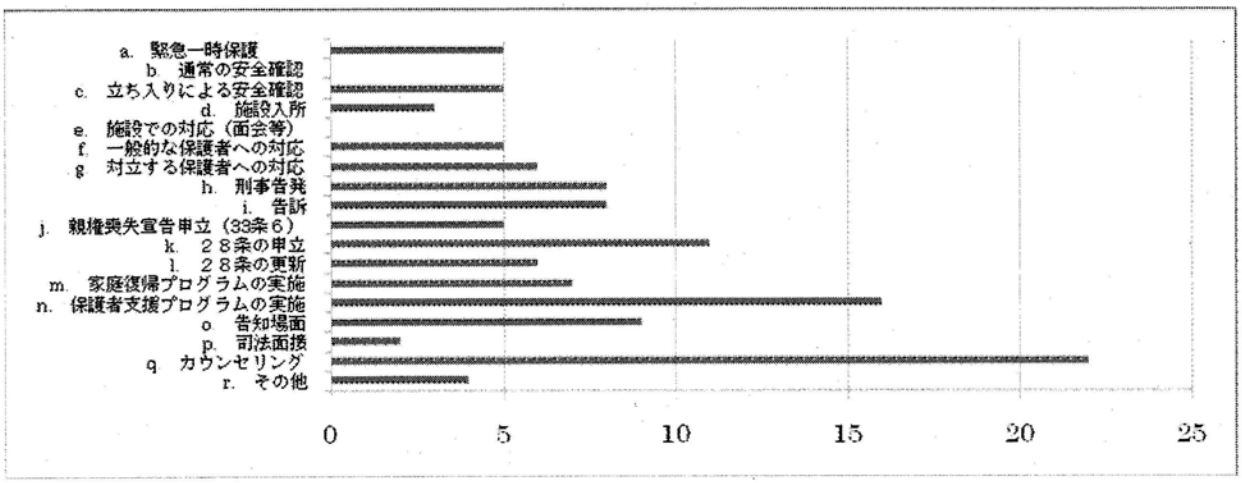

図9．医師が担当として加わる場合

表15. 保健師が担当として加わる場合 度数分布表（複数回答） N＝37 応答数＝125

項目	応答数		応答した児童相談所（N）内での構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
	応答数	構成比		
a. 緊急一時保護	19	15.2%	51.4%	17.3%
b. 通常の安全確認	11	8.8%	29.7%	10.0%
c. 立ち入りによる安全確認	19	15.2%	51.4%	17.3%
d. 施設入所	8	6.4%	21.6%	7.3%
e. 施設での対応（面会等）	3	2.4%	8.1%	2.7%
f. 一般的な保護者への対応	9	7.2%	24.3%	8.2%
g. 対立する保護者への対応	9	7.2%	24.3%	8.2%
h. 刑事告発	4	3.2%	10.8%	3.6%
i. 告訴	3	2.4%	8.1%	2.7%
j. 親権喪失宣告申立（33条6）	1	0.8%	2.7%	0.9%
k. 28条の申立	5	4.0%	13.5%	4.5%
l. 28条の更新	2	1.6%	5.4%	1.8%
m. 家庭復帰プログラムの実施	4	3.2%	10.8%	3.6%
n. 保護者支援プログラムの実施	9	7.2%	24.3%	8.2%
o. 告知場面	4	3.2%	10.8%	3.6%
p. 司法面接	4	3.2%	10.8%	3.6%
q. カウンセリング	6	4.8%	16.2%	5.5%
r. その他	5	4.0%	13.5%	4.5%
合計	125	100.0%	337.8%	113.6%

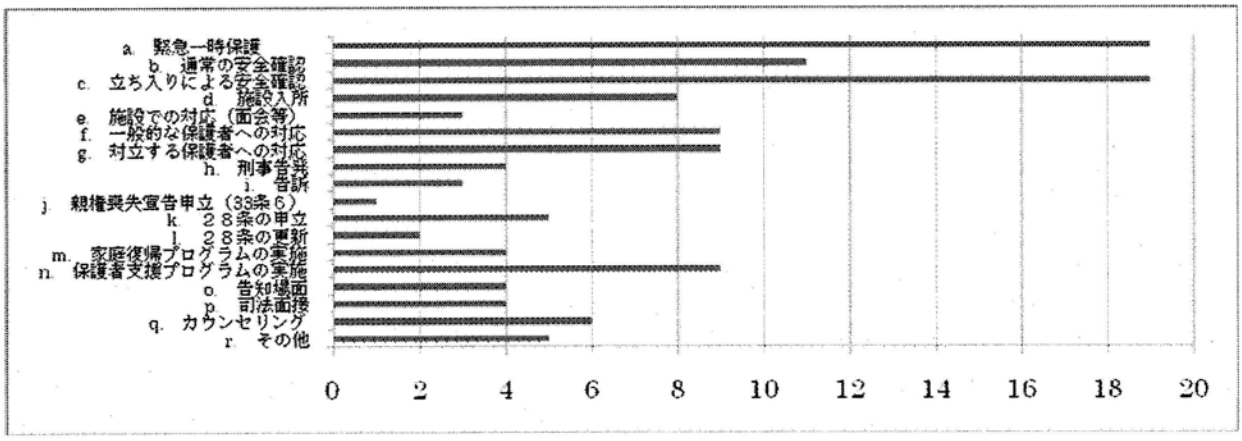

図10. 保健師が担当として加わる場合

表16. 弁護士が担当として加わる場合 度数分布表（複数回答）　N＝52　応答数＝195

項　　目	応答数		応答した児童相談所（N）内での構成比	回答全児童相談所（110）での構成比
	応答数	構成比		
a. 緊急一時保護	1	0.5%	1.9%	0.9%
b. 通常の安全確認	0	0.0%	0.0%	0.0%
c. 立ち入りによる安全確認	3	1.5%	5.8%	2.7%
d. 施設入所	0	0.0%	0.0%	0.0%
e. 施設での対応（面会等）	0	0.0%	0.0%	0.0%
f. 一般的な保護者への対応	0	0.0%	0.0%	0.0%
g. 対立する保護者への対応	8	4.1%	15.4%	7.3%
h. 刑事告発	34	17.4%	65.4%	30.9%
i. 告訴	31	15.9%	59.6%	28.2%
j. 親権喪失宣告申立（33条6）	32	16.4%	61.5%	29.1%
k. 28条の申立	41	21.0%	78.8%	37.3%
l. 28条の更新	35	17.9%	67.3%	31.8%
m. 家庭復帰プログラムの実施	0	0.0%	0.0%	0.0%
n. 保護者支援プログラムの実施	1	0.5%	1.9%	0.9%
o. 告知場面	2	1.0%	3.8%	1.8%
p. 司法面接	4	2.1%	7.7%	3.6%
q. カウンセリング	0	0.0%	0.0%	0.0%
r. その他	3	1.5%	5.8%	2.7%
合　　計	195	100.0%		

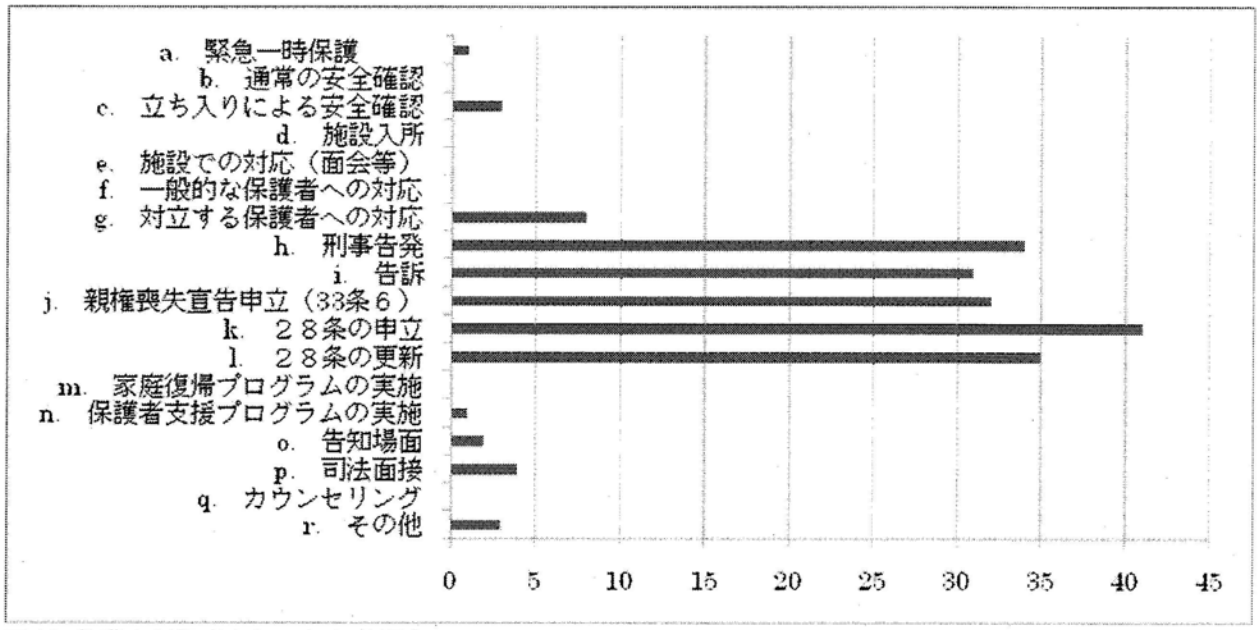

図 11. 弁護士が担当として加わる場合

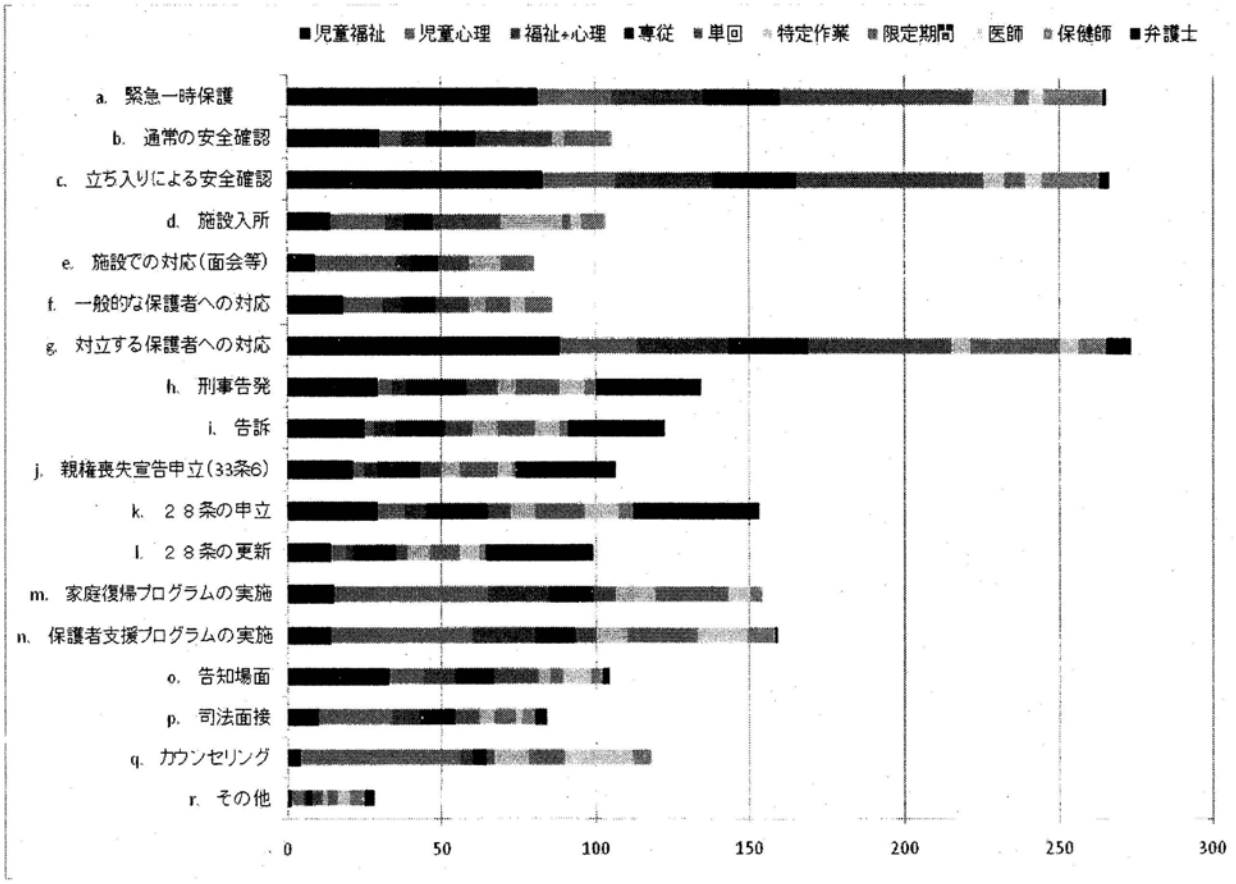

図 12. 相談対応局面ごとのスタッフの応援参加についての回答の累積

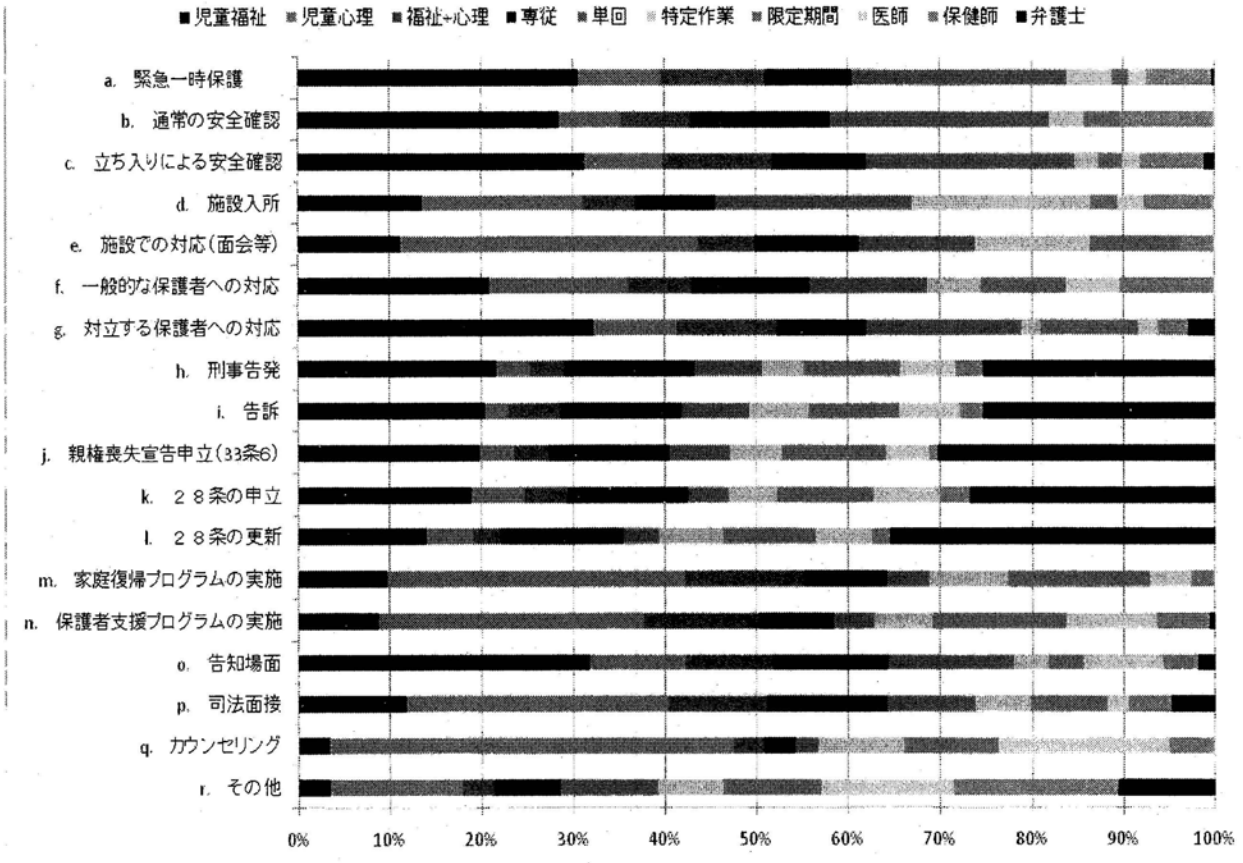

図 13. 相談対応局面ごとのスタッフの応援参加の各局面ごとの様態の構成比

(3)虐待相談対応についての専従的対応体制について

表17. 虐待相談対応として専従の課、職員等を配置

	応答数	回答相談所内構成比	応答相談所内構成比
あ　り	50	45.5%	47.6%
な　し	55	50.0%	52.4%
合　　計	105	95.5%	100.0%
無　回　答	5	4.5%	
総　　計	110	100.0%	

表18. 虐待相談対応として専従の課、職員等を配置している場所

	応答数	回答相談所内構成比	応答相談所内構成比
所内に配置	46	41.8%	85.2%
中央児童相談所に配置	8	7.3%	14.8%
合　　計	54	49.1%	100.0%
無　回　答	56	50.9%	
総　　計	110	100.0%	

表19. 相談担当のあり方

	応答数	回答相談所内構成比	応答相談所内構成比
原則的にすべての虐待	51	46.4%	60.0%
原則的に他の所、課・	15	13.6%	17.6%
状況に応じて、虐待対	6	5.5%	7.1%
その他の担当形式	13	11.8%	15.3%
合　　計	85	77.3%	100.0%
無　回　答	25	22.7%	
総　　計	110	100.0%	

自由記述資料2.　その他の相談担当のあり方

1. ケースに応じて、1、2、3(選択肢のすべて)いづれも有。
2. 虐待相談のうち初期調査は、対応のみを対応。
3. 虐待通報は虐待初期対応担当。
4. 原則初期対応のみ。
5. 原則的にすべての虐待通告について虐待対応チームが対応するが、継続指導中のケースや虐待者本人からの相談については、虐待対応チーム以外の職員だけで担当する。
6. 原則的に虐待班で対応するが、班以外の児童福祉司と一緒に担当するケースもある。在宅ケースは虐待班が、施設入所中の虐待ケースは班以外の児童福祉司が担当するようにしている。
7. 原則的に専従課で対応し、状況に応じて地区担当司と共同で担当する。
8. 事例に応じて、虐待相談担当以外の課・職員だけでも担当。
9. 小規模所のため、ケースが生じた場合に、担当児童福祉司に他の職員が必要に応じて協働。
10. 新規の虐待通告は、すべて専従班対応。継続ケースは担当対応。
11. 他の主訴(障害・非行等)がある場合、地域担当CWと共同管理することもある。
12. 地域担当及び係長・課長で担当。
13. 地区児童福祉司とチームで活動(バックアップ)。

表20. 対応領域のあり方

	応答数	回答相談所内構成比	応答相談所内構成比
相談終結までの全過程を担	53	48.2%	62.4%
初期対応（通告から一時保	22	20.0%	25.9%
法的対応（児福法28条、告	1	0.9%	1.2%
施設入所児童の家族調整・	2	1.8%	2.4%
その他の対応領域	7	6.4%	8.2%
合　　計	85	77.3%	100.0%
無　回　答	25	22.7%	
総　　計	110	100.0%	

自由記述資料3.　その他の対応領域のあり方

1. 1～8の項目で地区児童福祉司とチームで活動(バックアップ)。
2. ケースに応じて、5、7以外についていづれも有。
3. 援助方針決定まで。
4. 家族再統合プログラム
5. 基本的には虐待相談に関しては1であるが、状況に応じ他の課、職員へ引き継ぐ。
6. 緊急
7. 原則として通告から援助方針まで。
8. 原則的に虐待班で対応するが、班以外の児童福祉司と一緒に担当するケースもある。在宅ケースは虐待班が、施設入所中の虐待ケースは班以外の児童福祉司が担当するようにしている。
9. 処理をつけるまでを担当。ケースによっては全過程を担当。
10. 初期対応(通告から調査を行い一定の方針決定まで)継続的かかわりが必要な場合専従班から、地区担当に引き継ぐ。
11. 女児幼児等を保護する際に正規の女性職員の対応ができない時等。

(4)子ども虐待相談に関する保護者対応・支援において、特徴的な以下の課題について経験的に感じていること(課題ごとの工夫について)

表21. 課題ごとの工夫の必要性について

	評価1	評価2	評価3	評価4	評価5
法的対応、行政的対応について (刑事告発、告訴、親権喪失の宣告(33条6)、28条の申立、28条の更新	76	24	8	1	0
司法面接	61	24	14	1	1
緊急対応に関するリスク・アセスメントについて(緊急一時保護、立入による安全確認)	59	32	11	2	2
特別な支援プログラムの導入について(家庭復帰プログラム)	54	38	12	3	0
親子関係の調整　再統合に関する判断について	41	40	18	5	2
保護者の相談意欲と相談関係の構築について (告知場面、カウンセリング)	38	39	21	4	5
保護者との問題の認識・課題の共有化について	31	31	29	10	6
援助過程全般のマネージメントについて	24	42	27	11	2
援助のプランニングについて	23	35	37	6	5
援助効果、保護者の変化の評価について	20	33	34	11	8
家族のアセスメントについて	16	29	33	16	13
施設対応(面会等)	11	28	35	20	15

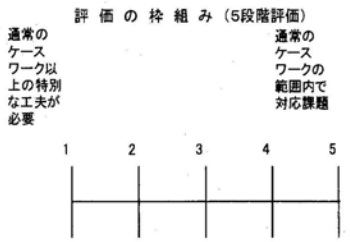

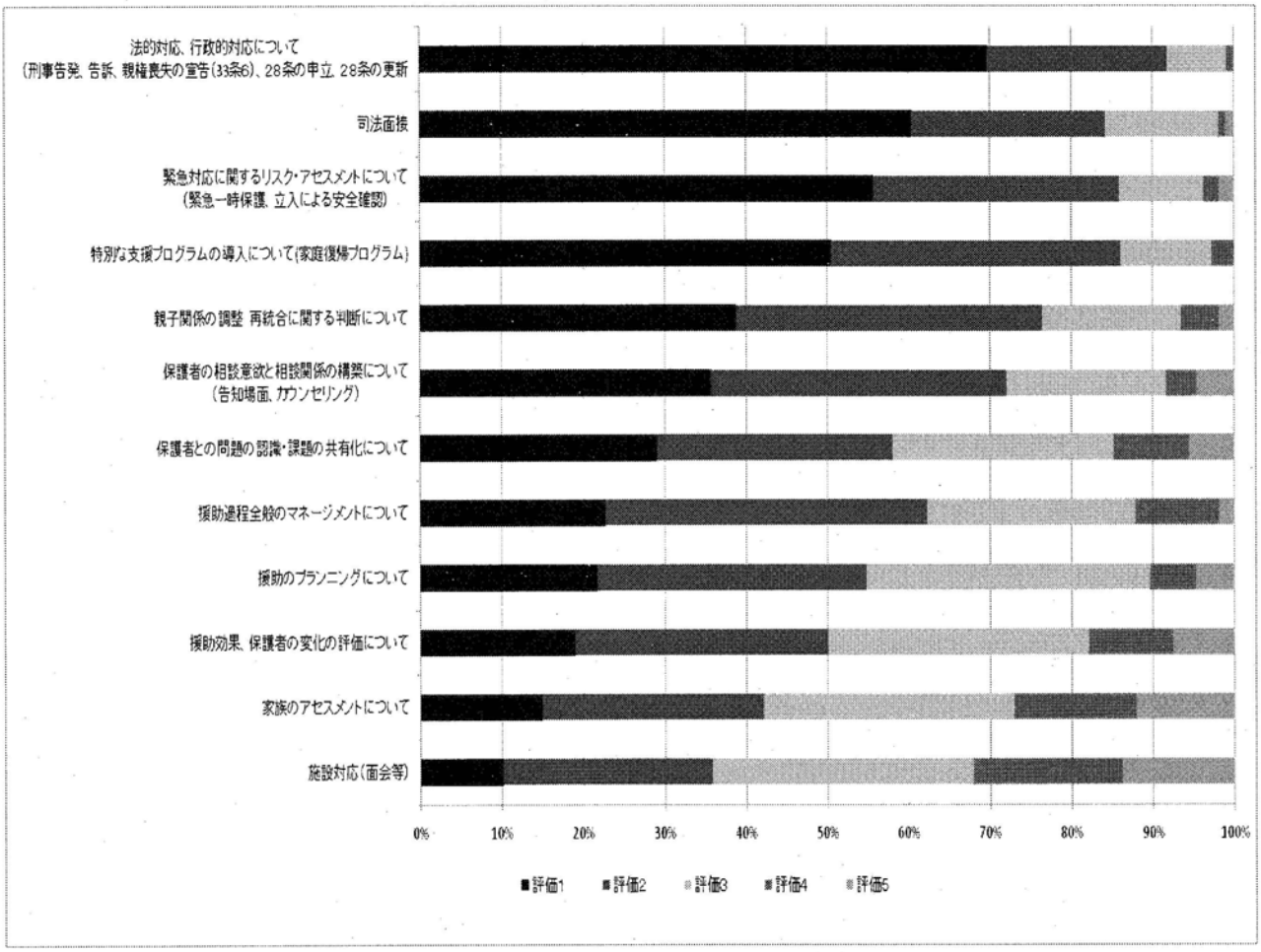

図 14. 課題ごとの工夫の必要性について（通常のケースワーク以上の特別な工夫 ～通常のケースワーク範囲内）の構成比

(5)-1　保護者への指導・支援におけるアプローチについて、原則的に対応しているアプローチ方法

表22. 保護者への指導・支援におけるアプローチ

項　　目	回答数	構成比
一般的な児童福祉の ケースワーク・ソーシャルワークによるアプローチで対応している	72	65.5%
特定の考え方、方法を導入して対応している	4	3.6%
基本的なケースワーク・ソーシャルワークに加えて いくつかの考え方、アプローチの方法を折衷的に工夫して対応	34	30.9%
合計	110	100.0%

(5)-2　3. を選択した場合は、アプローチについて参考にしたり、取り入れたりしているものとして、主要なもの

表23. アプローチについて参考にしたり取り入れたりしているもの 度数分布表

プログラム名	全応答数		応答した児童相談所41ヶ所中の構成比
	全応答数	パーセント	
a. サインズ オブ セイフティ アプローチ	26	25.2%	63.4%
b. ソリューション フォーカスト アプローチ	15	14.6%	36.6%
c. MY TREE ペアレンツ プログラム	4	3.9%	9.8%
d. コモンセンスペアレンティング（CSP）	26	25.2%	63.4%
e. 精研式ペアレント・トレーニング	9	8.7%	22.0%
f. FGC（ファミリー・グループ・カンファレンス）	6	5.8%	14.6%
g. Nobody' sPerfect	1	1.0%	2.4%
h. ナラティヴ・アプローチ	3	2.9%	7.3%
i. 当事者参画（ワーキング・トゥギャザー　等）	3	2.9%	7.3%
k. 認知行動療法的接近	10	9.7%	24.4%
合　　計	103	100.0%	251.2%

(6)前問(5)-1で、2または3のアプローチを選択した場合について、それらの アプローチを参考もしくは取り入れた「ねらい」(目的)をアプローチごとに課題分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの中から優先的な項目を5つ以内で選択してください

表24.回答があったプログラムを取り入れたアプローチの数　N＝86

プログラム名・アプローチ名	応答数	
	N	パーセント
a. サインズ オブ セイフティ アプローチ	22	25.6%
b. ソリューション フォーカスト アプローチ	11	12.8%
c. MY TREE ペアレンツ プログラム	4	4.7%
d. コモンセンスペアレンティング(CSP)	22	25.6%
e. 精研式ペアレント・トレーニング	8	9.3%
f. FGC(ファミリー・グループ・カンファレンス)	5	5.8%
h. ナラティヴ・アプローチ	2	2.3%
i. 当事者参画(ワーキング・トゥギャザー　等)	3	3.5%
k. 認知行動療法的接近	9	10.5%
合　　計	86	100.0%

表25. 保護者の課題に関すること 度数分布表　N＝102児相の多重回答

保護者の課題に関すること	応答数		応答児相102ヶ所の構成比
	N	パーセント	
a 保護者の虐待・不適切養育の認識へのアプローチ	53	13.2%	52.0%
b 児相の関与に対する保護者の態度への対応	20	5.0%	19.6%
c 保護者・家族の生活状況とその課題の改善	19	4.7%	18.6%
d 保護者・家族の人間関係とその課題の改善	19	4.7%	18.6%
e 保護者・家族の地域社会との関係とその課題の改善	5	1.2%	4.9%
f 保護者・家族の親族・知人との関係とその課題の改善	3	.7%	2.9%
g 保護者の理解力・コミュニケーション能力の問題への対応	23	5.7%	22.5%
h 保護者の養育問題解決への動機づけを高める	52	13.0%	51.0%
i 保護者のその他の生活課題の改善への動機づけを高める	16	4.0%	15.7%
j 保護者の育児能力の向上	31	7.7%	30.4%
l 保護者の経済・就労課題の解決	1	.2%	1.0%
m 保護者・家族の健康問題への対応	1	.2%	1.0%
n 保護者の子どもへの感情、愛着の課題評価と対応	16	4.0%	15.7%
o 保護者の子どもの発達や気持の理解の向上	31	7.7%	30.4%
p 保護者の頑なな養育方針や子どもへの執着への対応	20	5.0%	19.6%
q 保護者自身の愛着課題の評価と対応	4	1.0%	3.9%
r 保護者自身のトラウマや情緒的課題への対応	7	1.7%	6.9%
s 保護者自身の低い自己評価の向上	22	5.5%	21.6%
t 保護者の精神科医療問題への対応	1	.2%	1.0%
w 親子関係の修復に関する親の変化を促す	49	12.2%	48.0%
x 親子関係の修復に関する客観的評価	7	1.7%	6.9%
y 夫婦関係	1	.2%	1.0%
合　　計	401	100.0%	

表26.児童相談所と保護者の関係に関すること 度数分布表
N＝96児相の多重回答

児童相談所と保護者の関係に関すること	応答数		応答児相91ヶ所の構成比
	N	パーセント	
a 関係者(親族等)との意思疎通の課題	31	13.5%	32.3%
b 指導プログラムへの導入	57	24.8%	59.4%
c 児童相談所に対する保護者の姿勢	33	14.3%	34.4%
d 外出、外泊などの協力体制の確認	17	7.4%	17.7%
e 児童相談所の方針説明	21	9.1%	21.9%
f 保護者と児童相談所が扱う課題の整理	48	20.9%	50.0%
g 家族への関係機関との援助体制の整理	23	10.0%	24.0%
合　　計	230	100.0%	

表27.保護者の認識態度等の特徴 度数分布表　N＝91

保護者の態度	応答数		応答児相91ヶ所の構成比
	N	パーセント	
a 虐待の事実すべてを否認	10	4.2%	11.0%
b 行為・事実は認めるが虐待であることを否認	38	15.8%	41.8%
c 不適切養育は認めるが具体的な虐待行為は否定	29	12.1%	31.9%
d 態度が変転し、一貫性無くしばしば話し合いの経過を否認して対立	11	4.6%	12.1%
e 不適切さをしぶしぶ部分的には認める	45	18.8%	49.5%
f 不適切さをかなりの部分で認める	55	22.9%	60.4%
g 指導に従う意向表明あるが、不適切養育の認識より子どもを返してほしい一心だけ	22	9.2%	24.2%
h 指導に従う意向表明あるが、相談関係での意思・感情の疎通、信頼関係が確証できない	30	12.5%	33.0%
合　　計	240	100.0%	

表28. プログラム名　アプローチ名と保護者の課題に関すること クロス表　1/2

			保護者の課題に関すること										
			a 保護者の虐待・不適切養育の認識へのアプローチ	b 児相の関与に対する保護者の態度への対応	c 保護者・家族の生活状況とその課題の改善	d 保護者・家族の人間関係とその課題の改善	e 保護者・家族の地域社会との関係とその課題の改善	f 保護者・家族の親族・知人との関係とその課題の改善	g 保護者の理解力・コミュニケーション能力の問題への対応	h 保護者の養育問題解決への動機づけを高める	i 保護者のその他の生活課題の改善への動機づけを高める	j 保護者の育児能力の向上	l 保護者の経済・就労課題の解決
プログラム名アプローチ名	a. サインズ オブ セイフティ アプローチ	度数	16	10	8	2	2	0	1	11	6	2	0
		プログラム名アプローチ名内での割合	72.7%	45.5%	36.4%	9.1%	9.1%	.0%	4.5%	50.0%	27.3%	9.1%	.0%
	b. ソリューション フォーカスト アプローチ	度数	4	3	4	4	1	1	1	7	3	1	0
		プログラム名アプローチ名内での割合	36.4%	27.3%	36.4%	36.4%	9.1%	9.1%	9.1%	63.6%	27.3%	9.1%	.0%
	c. MY TREE ペアレンツ プログラム	度数	3	0	0	1	0	0	1	2	0	1	0
		プログラム名アプローチ名内での割合	75.0%	.0%	.0%	25.0%	.0%	.0%	25.0%	50.0%	.0%	25.0%	.0%
	d. コモンセンス ペアレンティング（CSP）	度数	12	2	1	2	0	0	9	11	1	16	0
		プログラム名アプローチ名内での割合	54.5%	9.1%	4.5%	9.1%	.0%	.0%	40.9%	50.0%	4.5%	72.7%	.0%
	e. 精研式ペアレント・トレーニング	度数	2	1	0	3	0	0	4	6	0	6	0
		プログラム名アプローチ名内での割合	25.0%	12.5%	.0%	37.5%	.0%	.0%	50.0%	75.0%	.0%	75.0%	.0%
	f. FGC（ファミリー・グループ・カンファレンス）	度数	2	1	1	1	0	1	1	3	2	0	1
		プログラム名アプローチ名内での割合	40.0%	20.0%	20.0%	20.0%	.0%	20.0%	20.0%	60.0%	40.0%	.0%	20.0%
	h. ナラティヴ・アプローチ	度数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
		プログラム名アプローチ名内での割合	.0%	.0%	.0%	50.0%	.0%	.0%	.0%	50.0%	.0%	.0%	.0%
	i. 当事者参画（ワーキング・トゥギャザー等）	度数	1	2	2	1	0	0	2	1	1	0	0
		プログラム名アプローチ名内での割合	33.3%	66.7%	66.7%	33.3%	.0%	.0%	66.7%	33.3%	33.3%	.0%	.0%
	k. 認知行動療法的接近	度数	3	0	1	0	0	0	3	1	1	0	0
		プログラム名アプローチ名内での割合	33.3%	.0%	11.1%	.0%	.0%	.0%	33.3%	11.1%	11.1%	.0%	.0%
合計		度数	43	19	17	15	3	2	22	43	14	26	1

表28. プログラム名　アプローチ名と保護者の課題に関すること クロス表　2/2

			保護者の課題に関すること									合計
			m 保護者・家族の健康問題への対応	n 保護者の子どもへの感情、愛着の課題評価と対応	o 保護者の子どもの発達や気持の理解の向上	p 保護者の頑なな養育方針や子どもへの執着への対応	q 保護者自身の愛着課題の評価と対応	r 保護者自身のトラウマや情緒的課題への対応	s 保護者自身の低い自己評価の向上	w 親子関係の修復に関する親の変化を促す	x 親子関係の修復に関する客観的評価	
プログラム名アプローチ名	a. サインズ オブ セイフティ アプローチ	度数	0	2	3	2	1	0	2	8	2	22
		プログラム名アプローチ名内での割合	.0%	9.1%	13.6%	9.1%	4.5%	.0%	9.1%	36.4%	9.1%	
	b. ソリューション フォーカスト アプローチ	度数	1	1	0	3	0	0	6	5	1	11
		プログラム名アプローチ名内での割合	9.1%	9.1%	.0%	27.3%	.0%	.0%	54.5%	45.5%	9.1%	
	c. MY TREE ペアレンツ プログラム	度数	0	1	2	2	1	2	2	1	0	4
		プログラム名アプローチ名内での割合	.0%	25.0%	50.0%	50.0%	25.0%	50.0%	50.0%	25.0%	.0%	
	d. コモンセンス ペアレンティング（CSP）	度数	0	6	11	5	0	0	0	11	1	22
		プログラム名アプローチ名内での割合	.0%	27.3%	50.0%	22.7%	.0%	.0%	.0%	50.0%	4.5%	
	e. 精研式ペアレント・トレーニング	度数	0	0	5	2	0	0	1	5	0	8
		プログラム名アプローチ名内での割合	.0%	.0%	62.5%	25.0%	.0%	.0%	12.5%	62.5%	.0%	
	f. FGC（ファミリー・グループ・カンファレンス）	度数	0	0	1	0	0	0	1	2	1	5
		プログラム名アプローチ名内での割合	.0%	.0%	20.0%	.0%	.0%	.0%	20.0%	40.0%	20.0%	
	h. ナラティヴ・アプローチ	度数	0	1	0	2	1	1	1	0	0	2
		プログラム名アプローチ名内での割合	.0%	50.0%	.0%	100.0%	50.0%	50.0%	50.0%	.0%	.0%	
	i. 当事者参画（ワーキング・トゥギャザー等）	度数	0	0	0	0	0	0	2	2	0	3
		プログラム名アプローチ名内での割合	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	.0%	66.7%	66.7%	.0%	
	k. 認知行動療法的接近	度数	0	3	3	3	0	2	4	5	0	9
		プログラム名アプローチ名内での割合	.0%	33.3%	33.3%	33.3%	.0%	22.2%	44.4%	55.6%	.0%	
合計		度数	1	14	25	19	3	5	19	39	5	86

最適尺度法(2 dementional solution(in squared distances) データ 1
保護者の認識、態度等の特徴と保護者の課題として児童相談所が目指したこととの関係について

表29. Stimulus Coordinates（データ集計:表保護者の認識、態度等の特徴と保護者の課題として児童相談所が目指したこと）

Stimulus Number	Stimulus Name	Dimension 1	2
1.	a虐待の事実すべてを否認	−1.1358	−0.1760
2.	b行為・事実は認めるが虐待であることを否認	0.4589	1.8537
3.	c不適切養育は認めるが具体的な虐待行為は否定	0.1717	1.6157
4.	d態度が変転し、一貫性無くしばしば話し合いの経過を否認して対立	−1.1093	−0.4026
5.	e不適切さをしぶしぶ部分的には認める	1.4063	1.5320
6.	f不適切さをかなりの部分で認める	2.3590	0.3741
7.	g指導に従う意向表明あるが、不適切養育の認識より子どもを返して欲しい一心で交渉し	−0.3331	1.2252
8.	h指導に従う意向表明あるが、相談関係での意思・感情の疎通、信頼関係が確証できない	0.8638	−1.5556
9.	a 保護者の虐待・不適切養育の認識へのアプローチ	1.5641	1.6894
10.	b 児相の関与に対する保護者の態度への対応	−0.7307	1.2040
11.	c 保護者・家族の生活状況とその課題の改善	−0.6830	1.1281
12.	d 保護者・家族の人間関係とその課題の改善	−1.0390	0.5397
13.	e 保護者・家族の地域社会との関係とその課題の改善	−0.8786	0.0530
14.	f 保護者・家族の親族・知人との関係とその課題の改善	−0.8561	−0.1695
15.	g 保護者の理解力・コミュニケーション能力の問題への対応	0.9241	−1.1535
16.	h 保護者の養育問題解決への動機づけを高める	2.1993	0.4784
17.	i 保護者のその他の生活課題の改善への動機づけを高める	−0.7699	0.8836
18.	j 保護者の育児能力の向上	1.4754	−0.9738
19.	k 保護者の家事・生活能力の向上	−0.6913	−0.2604
20.	l 保護者の経済・就労課題の解決	−0.7100	−0.2672
21.	m 保護者・家族の健康問題への対応	−0.7026	−0.2945
22.	n 保護者の子どもへの感情、愛着の課題評価と対応	−0.1712	−1.1152
23.	o 保護者の子どもの発達や気持の理解の向上	1.3773	−1.0521
24.	p 保護者の疎な養育方針や子どもへの執着への対応	0.2038	−1.3006
25.	q 保護者自身の愛着課題の評価と対応	−0.7410	−0.2691
26.	r 保護者自身のトラウマや情緒的課題への対応	−0.7709	−0.5241
27.	s 保護者自身の低い自己評価の向上	−0.3785	−1.3508
28.	t 保護者の精神科医療問題への対応	−0.6831	−0.2847
29.	u 保護者の反社会的不適応問題への対応	−0.6764	−0.2802
30.	v 保護者の非社会的不適応問題への対応	−0.6764	−0.2802
31.	w 親子関係の修復に関する親の変化を促す	2.1312	−0.1908
32.	x 親子関係の修復に関する客観的評価	−0.7494	−0.2782
33.	y 夫婦関係	−0.6485	−0.2918

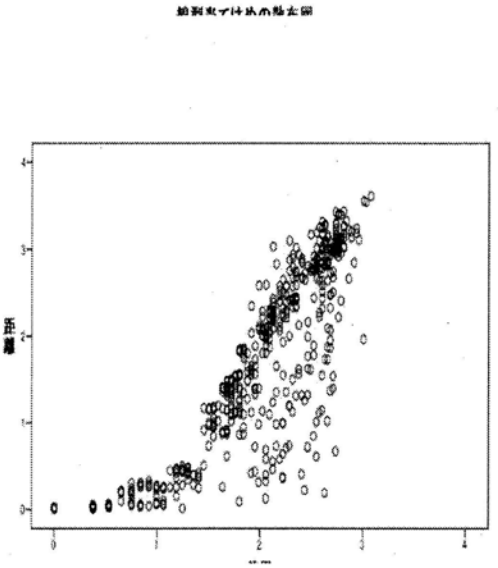

図 15. 線型当てはめの散布図（ユークリッド距離モデル）

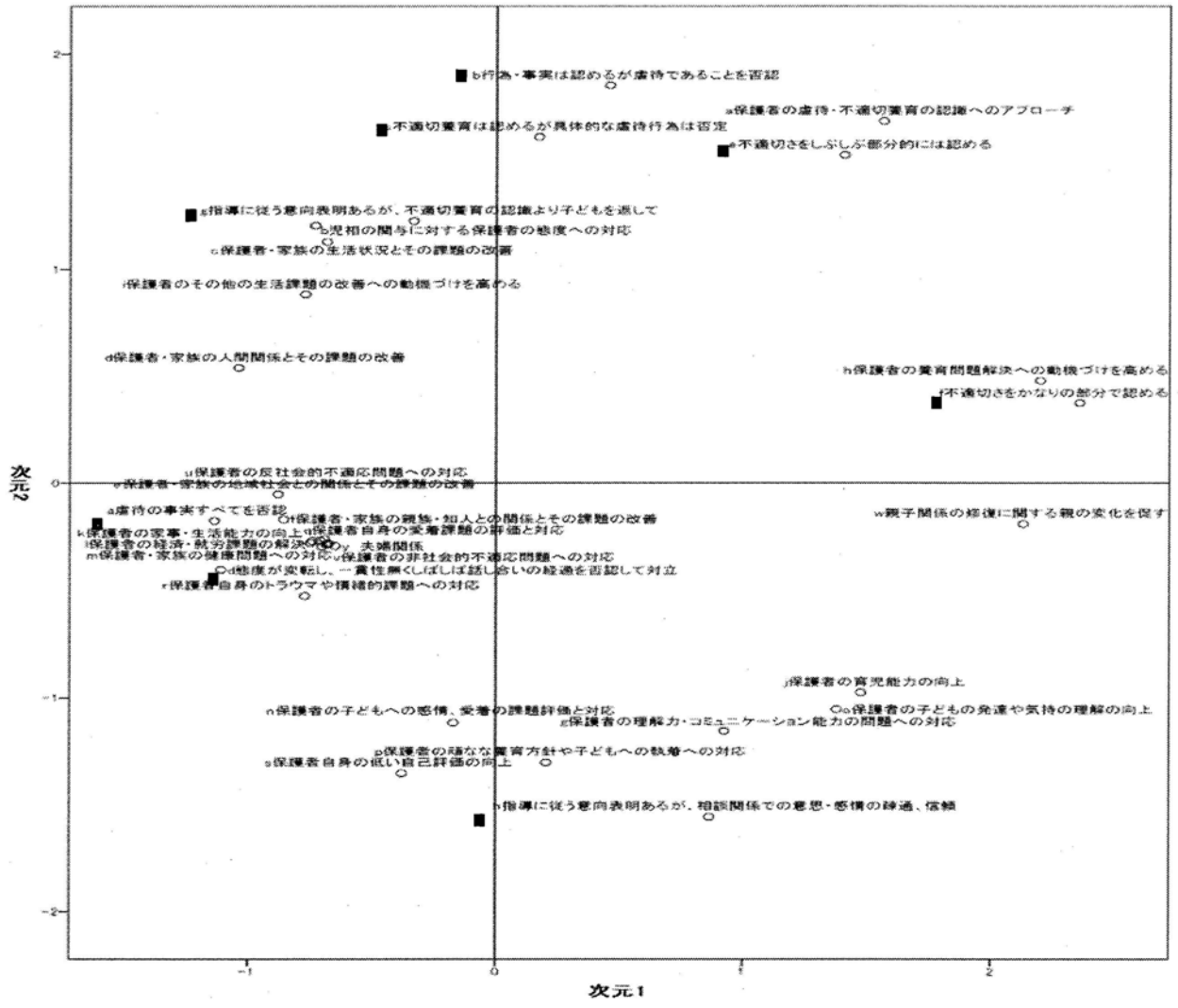

図 16.　保護者の認識、態度等の特徴と保護者の課題として児童相談所が目指したこととの関係

最適尺度法(2 dementional solution(in squared distances) データ 2
保護者の認識、態度等の特徴と児童相談所と保護者との関係性に関することとの関係について

表30. Stimulus Coordinates (データ集計表:保護者の認識、態度等の特徴と児童相談所と保護者との関係性に関することとの関係)

Stimulus Number	Stimulus Name	Dimension 1	2
1. a	虐待の事実すべてを否認	1.0950	−0.3586
2. b	行為・事実は認めるが虐待であることを否認	0.2355	1.5490
3. c	不適切養育は認めるが具体的な虐待行為は否定	−2.5180	1.1021
4. d	態度が変転し、一貫性無くしばしば話し合いの経過を否認して対立	1.0664	−0.4428
5. e	不適切さをしぶしぶ部分的には認める	−0.8975	1.3155
6. f	不適切さをかなりの部分で認める	−2.1333	0.0002
7. g	指導に従う意向表明あるが、不適切養育の認識より子どもを返して欲しい一心で交渉しているだけ	0.3723	−1.0218
8. h	指導に従う意向表明あるが、相談関係での意思・感情の疎通、信頼関係が確証できない	0.1001	−1.5733
9. a	関係者(親族等)との意思疎通の課題	1.0457	0.4668
10. b	指導プログラムへの導入	−2.2135	−0.0810
11. c	児童相談所に対する保護者の姿勢	0.6557	1.1442
12. d	外出、外泊などの協力体制の確認	0.7458	−0.1681
13. e	児童相談所の方針説明	0.8842	0.1569
14. f	保護者と児童相談所が扱う課題の整理	1.0618	−1.2267
15. g	家族への関係機関との援助体制の整理	0.3573	−0.8625

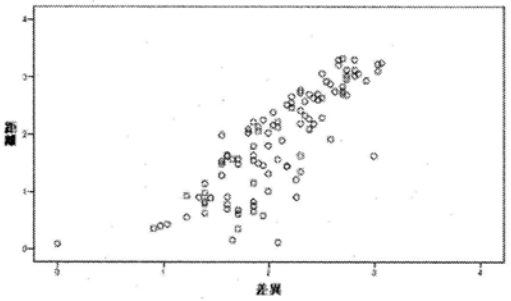

図 17. 線型当てはめの散布図(ユークリッド距離モデル)

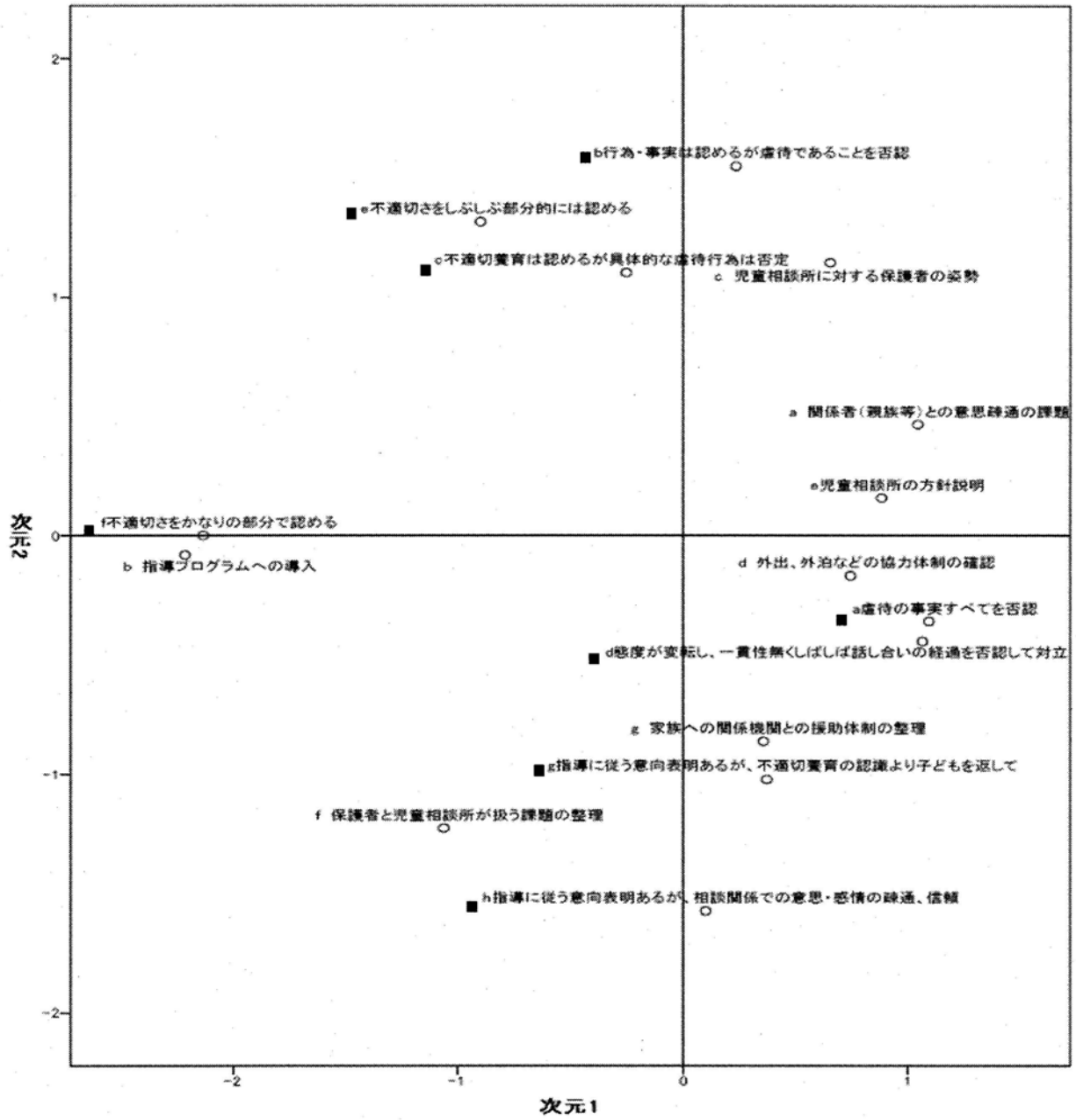

図 18. 保護者の認識、態度等の特徴と児童相談所と保護者との関係性に関することとの関係

(7)特定の考え方、方法の導入として実施されいてる保護者指導プログラムについて

1. プログラムの名称

自由記述資料4．　プログラム名

1. サインズオブセーフティアプローチ
2. （名称なし）
3. ペアレントトレーニング他、名称各種
4. ＦＧＣ－Ｍ
5. 合同ミーティング
6. ＭＹ　ＴＲＥＥ　ペアレンツ　プログラム
7. お父さん子育て塾
8. コモンセンス
9. コモンセンスペアレンティング
10. セカンドステップ
11. ﾁｪｲﾙﾄﾞ･ﾘｿｰｽ･ﾍﾟｱﾚﾝﾃｨﾝｸﾞ･ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ（ＣＲＰＰ）
12. 家族合同ミーティング
13. 家族再統合プログラム
14. 香川ペアレントミーティング
15. 親子支援プログラム
16. 精研式ペアレント・トレーニング

2. プログラムのねらいや目的

表31. プログラムのねらいや目的 度数分布表　応答数　44　応答児相　15ヶ所

プログラムのねらいや目的	応答数 N	応答数 パーセント	応答児相15ヶ所の構成比
①親としての育児スキルの能力向上	6	13.6%	40.0%
②子どもの発達や気持の理解	10	22.7%	66.7%
③親のトラウマを含む気づき、エンパワメント	6	13.6%	40.0%
⑤虐待の自覚、反省を促し、養育態度の変容を話し合う	13	29.5%	86.7%
⑥子どもへの暴力防止プログラム	4	9.1%	26.7%
⑧具体的な家族支援サービス　ホームヘルプサービス事業	1	2.3%	6.7%
⑩生活状況や家族関係の確認	3	6.8%	20.0%
⑪その他	1	2.3%	6.7%
合　計	44	100.0%	293.3%

3. プログラム対象の選定と提示

(1)プログラム提示の時期

表32. プログラム提示の時期 度数分布表（複数回答）

応答数 37
応答プログラム数 18

プログラム提示の時期	応答数 N	応答数 パーセント	18のプログラム内の構成比
①初期対応の段階	2	5.4%	11.1%
②家族との相談関係調整+アセスメント段階	4	10.8%	22.2%
③初期の援助方針プランニング段階	7	18.9%	38.9%
④親子関係の修復を検討する段階	13	35.1%	72.2%
⑤親子関係の修復作業開始後の段階	6	16.2%	33.3%
⑥決まっていない	2	5.4%	11.1%
⑦その他	3	8.1%	16.7%
合　計	37	100.0%	205.6%

(2)対象者の選定で重視すること

表33. 対象者の選定で重視すること 度数分布表(複数回答)

応答数 60
応答プログラム数 18

対象者の選定で重視すること	応答数 N	応答数 パーセント	18のプログラム内の構成比
①保護者の生活状況、生活形態	1	1.7%	5.9%
②児相との関係	6	10.0%	35.3%
③虐待の認識のあり方	9	15.0%	52.9%
④保護者と子どもの関係改善	14	23.3%	82.4%
⑤子どもを引き取りたい気持ち	6	10.0%	35.3%
⑥保護者の理解力	2	3.3%	11.8%
⑦保護者の動機	10	16.7%	58.8%
⑧改善しなければならない課題	10	16.7%	58.8%
⑩保護者のその他の課題	2	3.3%	11.8%
合　計	60	100.0%	352.9%

(3)対象者のプログラム導入で重視すること

表34. 対象者のプログラム導入で重視すること 度数分布表(複数回答)

応答数 35
応答プログラム数 18

対象者のプログラム導入で重視すること	応答数 N	応答数 パーセント	18のプログラム内の構成比
①保護者の課題の重大さ、必要性	1	2.9%	5.6%
②保護者の課題への理解	13	37.1%	72.2%
③保護者の問題改善への動機付け	10	28.6%	55.6%
④保護者の子ども引取りへの準備	1	2.9%	5.6%
⑤親子関係の修復と虐待の再発防止	10	28.6%	55.6%
合　計	35	100.0%	194.4%

(4)保護者への提示方法

表35. 保護者への提示方法　応答数　18

	度数	パーセント
基本的に必要なこととして提示	1	5.6
様々な保護者の要因を考慮した上で選択して提示する	10	55.6
内容、目的を説明して保護者の意向を尊重しつつ説得す	7	38.9
合計	18	100.0

4. プログラムの実施形態等

(1) 担当者

表36.　担当者　　応答数　18

	度数	パーセント
児相担当者が担当	8	44.4
外部委託で外部スタッフが担当	3	16.7
関係機関と児相職員が共同で担当	1	5.6
その他	6	33.3
合　計	18	100.0

表37.　表36「その他」の担当者　応答数　6

	度数	パーセント
児相が担当するが関係機関の参加もあ	1	5.6
児相職員（担当者＋担当者以外）。	1	5.6
児相職員とメンタルフレンド。	1	5.6
児相担当者＋担当者以外の児相職員。	2	11.1
大学との共同研究事業。	1	5.6
無回答（その他の担当者無し）	12	66.7
合　計	18	100.0

(2)設定頻度

表38.　設定頻度

	度数	パーセント
定　期	12	66.7
不定期	6	33.3
合　計	18	100.0

表39.　表37「定期」設定頻度（週あたり）

週あたりの開催頻度	度数	パーセント
0.25	1	8.3
0.5	7	58.3
1	4	33.3
合　計	12	100.0

(3)期間設定について

表40.　期間設定　　有効回答　17

設定される期間	度数	パーセント
1ヶ月から3ヶ月	2	11.1
3ヶ月から6ヶ月	6	33.3
1年以上	2	11.1
特に決めない	7	38.9
合　計	17	94.4

(4)プログラム実施のための経費

表41.　プログラム実施のための経費

予算しての計上の有無	度数	パーセント
事業予算として計上	4	22.2
計上せず	14	77.8
合　計	18	100.0

(5)利用者数(設定上の人数)

表42. 予算設定上の利用可能人数　有効回答7

予算設定上の利用可能人数	度数	パーセント
2	1	5.6
6	4	22.2
10	2	11.1
合　　計	7	38.9
無効回答（設定無し、回答無しを含む）	11	61.1
総　　計	18	100.0

(6) 平成19年度中のプログラム利用人数(実数、延べ人数)

表43. 利用可能人数 実質　有効回答　11

実質的に利用可能な人数	度数	パーセント
2	1	5.6
4	1	5.6
5	2	11.1
6	2	11.1
8	1	5.6
19	1	5.6
20	1	5.6
24	1	5.6
30	1	5.6
合　　計	11	61.1
無効回答（設定なし、回答無しを含む）	7	38.9
総　　計	18	100.0

表44. 利用可能人数 延べ人数 有効回答　9

延べ人数	度数	パーセント
12	1	5.6
22	1	5.6
35	1	5.6
38	1	5.6
40	1	5.6
96	2	11.1
125	1	5.6
240	1	5.6
合　　計	9	50.0
無効回答（設定なし、回答無しを含む）	9	50.0
総　　計	18	100.0

(7)プログラム使用にかかる著作権による制限

表45. プログラム使用に係る著作権による制限

制限の有無	度数	パーセント
制限あり	6	33.3
制限なし	10	55.6
合　　計	16	88.9
無回答	2	11.1
総　　計	18	100.0

(8)プログラム実施者の資格要件

表46. プログラム実施者の資格要件

	度数	パーセント
要件あり	7	38.9
要件なし	10	55.6
合　　計	17	94.4
無回答	1	5.6
総　　計	18	100.0

(9)指導対象の形態

応答数 54　18プログラム

表47. 指導対象の形態 度数分布表（複数回答）

指導対象の形態	応答数		18のプログラム内の構成比
	N	パーセント	
①個人　母	10	18.5%	55.6%
②個人　父	10	18.5%	55.6%
③夫婦	9	16.7%	50.0%
④母子（父子）	7	13.0%	38.9%
⑤親族含む母　父	7	13.0%	38.9%
⑥母、父プラス親族等の随時ミックス	7	13.0%	38.9%
⑦グループ	4	7.4%	22.2%
合　　計	54	100.0%	

(10)実施形態-場所

応答数 30　18プログラム

表48. 実施形態場所 度数分布表（複数回答）

実施形態 - 場所	応答数		18のプログラム内の構成比
	N	パーセント	
①児相への通所、面接	15	50.0%	83.3%
②児相以外の場所への通所	11	36.7%	61.1%
③特定の場所での宿泊	1	3.3%	5.6%
④家庭訪問	3	10.0%	16.7%
合　　計	30	100.0%	

(11)実施形態-指導スタイル

表49. 実施形態指導スタイル 度数分布表　（複数回答）　応答数　20

実施形態-指導スタイル	応答数		18のプログラム内の構成比
	N	パーセント	
①プログラム主体	3	15.0%	17.6%
②プログラムと並行してケースワークも行われる	16	80.0%	94.1%
③プログラムと並行して、他の支援・通院・通所が行われる	1	5.0%	5.9%
合　　計	20	100.0%	

(12)プログラム中の保育、託児サービスの有無

表50. プログラム中の保育、託児サービス　有効回答　13

	度数	パーセント
サービスあり	5	27.8
サービスなし	8	44.4
合計	13	72.2
無回答	5	27.8
総　　計	18	100.0

5. プログラムの目的達成の評価基準
6. プログラム終了時の手順、手続き(まとめ、評価、報告等)
7. 複数のプログラムの並行実施

表51.　各プログラムにおける 目的達成の評価基準、終了時の手順や評価、報告、および併行してのぷとグラム実施の状況

	プログラムの目的達成の評価基準	プログラム終了時の手順、手続き	まとめ 評価、報告等	併行してのプログラム実施
サインズオブセーフティアプローチ	参加者各々の納得度、理解の深まり。	話し合い。		
MY TREE ペアレンツプログラム	子どもとの関係、自己肯定感、孤立感、気持ちのコントロール、コミュニケーション・スキル、セルフケア、問題解決についてプログラム前後での変化を自己評価してもらう。	子どもとの関係、自己肯定感、孤立感、気持ちのコントロール、コミュニケーション・スキル、セルフケア、問題解決についてプログラム前後での変化を自己評価してもらう。	毎回、個別の記録を残しており、終了時に当センターへの報告書としてまとめる。	
お父さん子育て塾	基準および評価については明確な設定はしていないが、プログラムを実施していく中での対象者の変化と、児相職員の担当者のケース見立てとの突き合わせをしている。	基準および評価については明確な設定はしていないが、プログラムを実施していく中での対象者の変化と、児相職員の担当者のケース見立てとの突き合わせをしている。	ケース担当者との協議を行う。	このプログラムは父親に対してのものであるので、並行して母へカウンセリングなど実施することはある。
コモンセンスペアレンティング	プログラムの前後で、暴力や通告の頻度・内容がどう変わるかを確認する。 対象ケースによって目標設定が異なってくるので、本プログラムに対する達成基準という考え方はとっていない。	プログラムの前後で、暴力や通告の頻度・内容がどう変わるかを確認する。 セッション終了後、あるいはプログラム終了後にふりかえりの面接を行い対象者の受け止めを把握することで効果の確認をする。	毎回、個別の記録を残している。 対象者に対しては、あらかじめプログラム実施回数(6回)を提示している。	
セカンドステップ	気持の理解、気持の表現、問題の解決法。	開始時と終了時の自己評価アンケート、EQチェックリスト。スタッフによる行動観察記録。	対象者には1年のふりかえりをして終了証を渡す。職員には1年の記録まとめの報告。	セカンドステップコースⅠを終了した者についてはコースⅣを平行して行っている。
チャイルド・リソース・ペアレンティング・プログラム(CRPP)	平成19年度、試行実施のプログラムであり、現在、評価方法について、検討・作成中。	平成19年度、試行実施のプログラムであり、現在、評価方法について、検討・作成中。	毎回、個別の記録を残しており、終了時に当センターへの報告書としてまとめる。	
家族合同ミーティング	プログラム開始時点で、参加者それぞれに本日の話し合いの目標を話してもらう。	プログラム終了時点で、上記目標の達成度合を1～10のスケーリングクエスチョンできくとる。	話し合いの記録を作成し、参加者にフィードバックする。	
家族再統合プログラム	当プログラムは施設入所児又は一時保護児の家庭引取りのプログラムであり、家庭引取りがゴール。	プログラムの中止、延期の条件(保護者の不安定な精神状態等)を付している。・プログラム実施過程で、進行度合をSOSAなどで評価。	プログラム終了は、所内の援助方針会議で決定。	サインズオブセイフティアプローチ、コモンセンスペアレンティング
香川ペアレントミーティング	子どもへの虐待の改善、参加者自身が自分のことをOKと思えるようになる。	終了時アンケートにて、参加者自身が評価。	参加者アンケートと、スタッフ討議によりまとめる。	
親子支援プログラム	課題を出して「家族支援のためのチェックリスト」。	アセスメントシート	グラフ化、修了証書を出す。	
精研式ペアレント・トレーニング	家族関係理解のためのチェックリストによる分析。	チェックリストによりプログラムの開始と終わりにチェックを行い、効果測定を行う。	毎回開始前、終了後のスタッフミーティングにより、全体的理解及び個別の変化の確認を行い、全体終了時に参加者の変化をチェックリストによる効果測定、参加者へのアンケート調査。	家族合同面接(職員立ち会いによる親子面会・親子活動による体験学習)。

8．プログラムの適応範囲

表52. プログラムの適応範囲 度数分布表 （複数回答）

保護者の態度・姿勢	応答数 N	応答数 パーセント	17のプログラム内の構成比
a 虐待の事実すべてを否認	3	3.1%	17.6%
b 行為・事実は認めるが虐待であることを否認	13	13.5%	76.5%
c 不適切養育は認めるが具体的な虐待行為は否定	13	13.5%	76.5%
d 態度が変転し、一貫性無くしばしば話し合いの経過を否認して対立	9	9.4%	52.9%
e 不適切さをしぶしぶ部分的には認める	15	15.6%	88.2%
f 不適切さをかなりの部分で認める	17	17.7%	100.0%
g 指導に従う意向表明あるが、不適切養育の認識より子どもを返して欲しい一心で交渉しているだけ	13	13.5%	76.5%
h 指導に従う意向表明あるが、相談関係での意思・感情の疎通、信頼関係が確証できない	13	13.5%	76.5%
合　計	96	100.0%	

有効応答数 96
応答プログラム数 17

9．設定した目的に対するプログラムの効果

（統計量）

表53. 設定した目的に対するプログラムの評価（5段階）

有効	13
欠損値	5
平均値	1.923
中央値	2.000
分散	0.077
最小値	1
最大値	2

表54.設定した目的に対するプログラムの評価（5段階） 有効回答 13

		度数	パーセント
有効	かなり効果的	1	5.6
	効果的	12	66.7
	合　計	13	72.2
無効		5	27.8
	総　計	18	100.0

2008/12/17

「子ども虐待に関する保護者対応・支援プログラムの評価についての調査」

□自治体名(　　)
□児童相談所名(　　)
□調査回答者名(職名　　氏名　　)

(1)虐待相談対応の原則的な担当者設定について、ひとつ選んでください(あてはまる欄に○印)

児童福祉司 / 児童心理司	1人	2人	3人以上	その他の設定の場合(記述)
随時参加				
1人				
2人以上				

(2)前問(1)の原則的な虐待相談対応の設定から、担当者が増えたり(複数対応)、専従班(例えば、虐待対応班や家庭復帰支援班等)が加わり、ひとつの事例を複数またはチームで対応するのは、どのようなねらい(局面)の場合ですか

変化する内容ごとに、右欄の選択項目(a～r)の中からあてはまるものすべてを回答欄に記入してください

	変化する内容(複数対応、チーム対応等)	回答欄(a～r)	選択項目
1	児童福祉司が増える場合		a.緊急一時保護 b.通常の安全確認 c.立ち入りによる安全確認 d.施設入所 e.施設での対応(面会等) f.一般的な保護者への対応 g.対立する保護者への対応 h.刑事告発 i.告訴 j.親権喪失宣告申立(33条6) k.28条の申立 l.28条の更新 m.家庭復帰プログラムの実施 n.保護者支援プログラムの実施 o.告知場面 p.司法面接 q.カウンセリング r.その他
2	児童心理司が増える場合		
3	児童福祉司、児童心理司共に増える場合		
4	専従課・班等が加わる場合		
5	単回で応援に入る場合		
6	単回で特定の作業(判定等)を行う場合		
7	ある一定期間のみ継続的に応援に入る場合		
8	医師が担当として加わる場合		
9	保健師が担当として加わる場合		
10	弁護士が担当として加わる場合		

(3)虐待相談対応についての専従的対応体制について(あてはまる番号一つに○印)
(3)-1　虐待相談対応として専従の課、職員等を配置している(　1. 有　　2. 無　)

(3)-2　前問1. 有の場合　(　1. 所内に配置　　2. 中央児相に配置　)

(3)-3　相談担当のあり方:
1. 原則的にすべての虐待相談を課・職員だけで担当
2. 原則的に他の所、課・職員と共同で虐待相談を担当(バックアップ等)
3. 状況に応じて、虐待対応専従以外の課・職員だけでも虐待相談を担当
4. その他の担当形式(　　)

(3)-4　対応領域のあり方:
1. 相談終結までの全過程を担当
2. 初期対応(通告から一時保護まで)主として担当
3. 法的対応(児福法28条、告発事例等)を担当
4. 施設入所児童の家族調整・家庭復帰を担当(虐待相談に限定)
5. 施設入所児童の家族調整・家庭復帰を担当(虐待相談に限定せず)
6. 保護者指導に関する領域を担当(虐待相談に限定)
7. 保護者指導に関する領域を担当(虐待相談に限定せず)
8. 在宅ケースの見守り支援、アフターケア等を担当
9. その他の対応領域(　　)

(4)子ども虐待相談に関する保護者対応・支援において、特徴的な以下の課題について経験的に感じていることについてあてはまる段階に○印をしてください

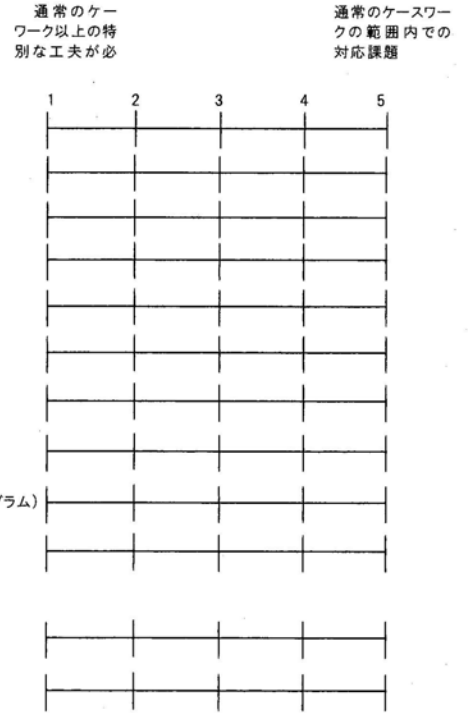

(5)-1 保護者への指導・支援におけるアプローチについて、原則的に対応しているアプローチ方法を選んでください
（あてはまる番号に○印、2 の場合は記述を願います）

1. 一般的な児童福祉の ケースワーク・ソーシャルワークによるアプローチで対応している

2. 特定の考え方、方法を導入して対応している（導入している方法：　　）
※お答えになった特定のプログラムについて、その内容等に関して 6 ページ以降の設問へのご回答も合わせてお願いします。

3. 基本的なケースワーク・ソーシャルワークに加えて いくつかの考え方、アプローチの方法を折衷的に工夫して対応している

(5)-2 3. を選択した場合は、アプローチについて参考にしたり、取り入れたりしているものとして、主要なものについて以下の項目 a～l の中から5つ選択して○印をつけてください

a. サインズ・オブ・セイフティ アプローチ
b. ソリューション フォーカスト アプローチ
c. MY TREE ペアレンツ プログラム
d. コモンセンス・ペアレンティング（CSP）
e. 精研式ペアレント・トレーニング
f. FGC（ファミリー・グループ・カンファレンス）
g. Nobody's Perfect
h. ナラティヴ・アプローチ
i. 当事者参画（ワーキング・トゥギャザー 等）
j. フォーカシング
k. 認知行動療法的接近
l. その他（　　）

(6) 前問(5)-1で、2または3のアプローチを選択した場合について、それらのアプローチを参考もしくは取り入れた「ねらい」（目的）をアプローチごとに課題分類Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの中から優先的な項目を 5 つ以内で選択してください

	プログラム名・アプローチ名(a～j)	ねらい（課題分類Ⅰ）	ねらい（課題分類Ⅱ）	ねらい（課題分類Ⅲ）

1. 保護者の課題に関すること（課題分類Ⅰ）
a 保護者の虐待・不適切養育の認識へのアプローチ
b 児相の関与に対する保護者の態度への対応
c 保護者・家族の生活状況とその課題の改善
d 保護者・家族の人間関係とその課題の改善
e 保護者・家族の地域社会との関係とその課題の改善
f 保護者・家族の親族・知人との関係とその課題の改善
g 保護者の理解力・コミュニケーション能力の問題への対応
h 保護者の養育問題解決への動機づけを高める
i 保護者のその他の生活課題の改善への動機づけを高める
j 保護者の育児能力の向上
k 保護者の家事・生活能力の向上
l 保護者の経済・就労課題の解決
m 保護者・家族の健康問題への対応
n 保護者の子どもへの感情、愛着の課題評価と対応
o 保護者の子どもの発達や気持の理解の向上
p 保護者の頑なな養育方針や子どもへの執着への対応
q 保護者自身の愛着課題の評価と対応
r 保護者自身のトラウマや情緒的課題への対応
s 保護者自身の低い自己評価の向上
t 保護者の精神科医療問題への対応
u 保護者の反社会的不適応問題への対応
v 保護者の非社会的不適応問題への対応
w 親子関係の修復に関する親の変化を促す
x 親子関係の修復に関する客観的評価
y 夫婦関係

2. 児童相談所と保護者との関係性に関すること（課題分類Ⅱ）
a 関係者（親族等）との意思疎通の課題
b 指導プログラムへの導入
c 児童相談所に対する保護者の姿勢
d 外出、外泊などの協力体制の確認
e 児童相談所の方針説明
f 保護者と児童相談所が扱う課題の整理
g 家族への関係機関との援助体制の整理

3. 保護者の認識、態度等の特徴（課題分類Ⅲ）
a 虐待の事実すべてを否認
b 行為・事実は認めるが虐待であることを否認
c 不適切養育は認めるが具体的な虐待行為は否定
d 態度が変転し、一貫性無くしばしば話し合いの経過を否認して対立
e 不適切さをしぶしぶ部分的には認める
f 不適切さをかなりの部分で認める
g 指導に従う意向表明あるが、不適切養育の認識より子どもを返して欲しい一心で交渉しているだけ

h　指導に従う意向表明あるが、相談関係での意思・感情の疎通、信頼関係が確証できない

※ 3 ページの設問(5)-1 で「2」とご回答された場合は、次ページ以降の設問へのご回答をお願いします。

設問用紙

※3 ページの設問(5)-1 で「2」とご回答された場合は、以下の設問へのご回答をお願いします

次の設問について、別添の 回答用紙 に(設問用紙と回答用紙に分かれています)

1 つのプログラムごと 1 枚の回答用紙を使用し、ご回答ください。(回答用紙が足りない場合は、お手数ですが貴機関での複写をお願いいたします)

設問ごとに、あてはまる番号、または記述をお願いいたします。

1.　プログラムの名称(記述)

2.　プログラムのねらいや目的を①～⑪の中から、主たるものを 3 つ選択してください

(一般的、全般的な保護者の養育能力向上をめざすもの)

①親としての育児スキルの能力向上

②子どもの発達や気持の理解

(親自身のトラウマを含む心理治療　気づき　エンパワメント)

③親のトラウマを含む気づき、エンパワメント

④精神科医療サービス、通院を含む援助

(保護者にとって問題となっている虐待の認識と養育態度の変容)

⑤虐待の自覚、反省を促し、養育態度の変容を話し合う

⑥子どもへの暴力防止プログラム

(社会的な生活適応の向上・支援)

⑦家庭訪問による話し合い

⑧具体的な家族支援サービス　ホームヘルプサービス事業等

⑨児相による指導、調整、交渉、説得

⑩生活状況や家族関係の確認

⑪その他(記述)

3. プログラム対象の選定と提示について、あてはまる番号を選んでください

(1)プログラム提示の時期(複数選択可)

①初期対応の段階　②家族との相談関係調整＋アセスメント段階

③初期の援助方針プランニング段階　④親子関係の修復を検討する段階

⑤親子関係の修復作業開始後の段階　⑥決まっていない　⑦その他(記述)

(2)対象者の選定で重視すること(複数選択可)

①保護者の生活状況、生活形態　②児相との関係

③虐待の認識のあり方　④保護者と子どもの関係改善

⑤子どもを引き取りたい気持ち　⑥保護者の理解力

⑦保護者の動機　⑧改善しなければならない課題

⑨相談開始の時期　⑩保護者のその他の課題

(3)対象者のプログラム導入で重視すること(優先する 2 項目を選択)

①保護者の課題の重大さ、必要性　②保護者の課題への理解

③保護者の問題改善への動機付け　④保護者の子ども引取りへの準備

⑤親子関係の修復と虐待の再発防止　⑥保護者の生活状況との調整

(4)保護者への提示方法(いずれかひとつを選択)

①基本的に必要なこととして提示

②必要なこととして提示するが任意とする

③様々な保護者の要因を考慮した上で選択して提示する

④内容、目的を説明して保護者の意向を尊重しつつ説得する

4. プログラムの実施形態等について、選択または記述してください

(1) 担当者(いずれかひとつを選択)

①児相担当者が担当　②外部委託で外部スタッフが担当

③児相職員と外部スタッフが共同で担当　④関係機関職員が担当

⑤関係機関と児相職員が共同で担当　⑥その他(記述)

(2)設定頻度(いずれかひとつを選択)

①概ね(　　)週に(　　)回　②不定期

(3)期間設定について(いずれかひとつを選択)

①概ね(　　)週間　②1 ヶ月～3 ヶ月　③3 ヶ月～6 ヶ月

④6 ヶ月以上　⑤1 年以上　⑥特に決めない

(4)プログラム実施のための経費(いずれかひとつを選択)

①事業予算として計上　②計上せず

(5)予算設定上の利用可能人数

(6)平成 19 年度中の、プログラム利用人数(実数、延べ人数)

(7)プログラム使用にかかる著作権について(いずれかひとつを選択)

①制限あり　②制限なし

(8)プログラム実施者の資格要件(いずれかひとつを選択)

①要件あり　②要件なし

(9)指導対象の形態(複数選択可)

①個人　母　②個人　父　③夫婦　④母子(父子)

⑤親族含む母　父　⑥母、父プラス親族等の随時ミックス　⑦グループ

⑦その他(具体的に記載してください)

(10)実施形態-場所(複数選択可)

①児相への通所、面接

②児相以外の場所への通所(具体的に記載)

③特定の場所での宿泊(具体的に記載)

④家庭訪問

⑤その他(具体的に記載してください)

(11)実施形態-指導スタイル(複数選択可)

①プログラム主体

②プログラムと並行してケースワークも行われる

③プログラムと並行して、他の支援・通院・通所が行われる

(12)プログラム中の保育、託児サービスの有無

①サービスあり　②サービスなし

5. プログラムの目的達成の評価基準についてお答えください(記述)

①基準内容

②評価方法

6. プログラム終了時の手順、手続き(まとめ、評価、報告等)について具体的にお答えください(記述)

7.　複数のプログラムの並行実施があれば、具体的にお答えください(記述)

8. このプログラムの適応範囲について
以下のような保護者の態度、姿勢の場合、これまでの実践事例等からこのプログラムの適応できる範囲について、番号でお答えください（複数選択可）
①虐待の事実すべてを否認
②行為、事実は認めるが虐待であることを否認
③不適切養育は認めるが具体的な虐待行為は否定
④態度が変転し、一貫性なくしばしば話し合いの経過を否認して対立
⑤不適切さをしぶしぶ部分的に認める
⑥不適切さをかなりの部分で認める
⑦指導に従う意向表明あるが、不適切養育の認識より子どもを返してほしい一心で交渉しているだけ
⑧指導に従う意向表明あるが、相談関係での感情の疎通、信頼関係が確証できない

9. プログラムは設定した目的に対して、効果がありますか（5段階評価で○印を）

調査はこれで終了です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

設問No.	回答欄 回答用紙	
1	プログラム名『　　』	
2	番号（3つ）（　　・　　・　　）	
3	(1)	番号（複数可） その他の場合（　　）
	(2)	番号（複数可）
	(3)	番号（優先2項目）　　・
	(4)	番号（ひとつ）
4	(1)	番号（ひとつ） その他の場合（　　）
	(2)	①概ね（　　）週に（　　）回 ②不定期
	(3)	①概ね（　　）週間 ①以外の場合は番号→
	(4)	番号（ひとつ）
	(5)	利用可能人数　　名
	(6)	利用人数　実数　　名　　延べ　　名
	(7)	番号（ひとつ）
	(8)	番号（ひとつ）
	(9)	番号（複数可） その他の場合（　　）
	(10)	番号（複数可） ②の場合（場所　　） ③の場合（場所　　） ⑤その他（　　）
	(11)	番号（複数可）
	(12)	番号（ひとつ）
5	①基準内容 ②評価方法	
6		
7		
8	番号	
9	かなり効果的　　どちらでもない　　効果なし 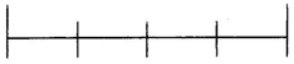 効果的　　あまり効果なし	